

港区 学校教育 推進計画

平成 30 年度 ~ 平成 32 年度
【2018 年度 ~ 2020 年度】



平成 30 (2018) 年 3 月

港区教育委員会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

《元号に関する表記上の注意点》

本計画発行時点（平成30年3月）では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」又は「H」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子どもを育む
学校づくりをめざして

ご 挨拶

技術革新や社会システムの変化が、日常生活に即時に影響を及ぼす現代において、子どもたちが自立して生き抜いていく力を育むために、人間形成の基礎を培う、幼児期からの教育に対する期待がますます大きくなっています。平成 29 (2017) 年 3 月に告示された学習指導要領では、「どのように学ぶか」という学びの質を高める視点が重要とされました。子どもたちが、豊かな人生を切り拓き、新しい時代の創り手となることができる資質・能力を地域とともに育むことが求められています。

このような中、社会状況や教育を取り巻く環境の変化を的確に捉えた学校教育の実践に向けて、「港区学校教育推進計画」を改定しました。

港区では、今後も年少人口の増加が続くことが見込まれています。児童・生徒数の増加に対し、学校施設の整備を加速させていくことはもちろん、港区ならではの幼・小中一貫教育や国際理解教育など、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる教育のさらなる質の向上をはかってまいります。また、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びを一層充実させるため、教員の働き方改革を積極的に推進してまいります。

本計画の最終年度である平成 32 (2020) 年度には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。これを子どもたちの人生にとってまたとない機会と捉え、スポーツの楽しさに留まらず、国際理解や障害者理解の促進、ボランティアマインドの醸成など、子どもたちの豊かな人間性、創造性を育むよう、オリンピック・パラリンピック教育を展開してまいります。

本計画は、区民の皆さんに分かりやすいものとなるよう、平成 30 (2018) 年度からの 3 年間に区が取り組む施策について、できるだけ数値による成果目標を掲げました。この計画を着実に進め、「教育の港区」の名に恥じぬよう、夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子どもを育ていくため、地域の皆さんと力を合わせ、魅力あふれる学校づくりに全力で取り組んでまいります。

改定にあたっては、学識経験者や公募区民、関係団体の方々に構成された港区学校教育推進計画検討委員会でのご意見や、アンケート調査、区民意見募集及び区民説明会でご意見をいただき、最大限反映するよう努めてまいりました。ご協力をいただいた皆さんに、改めて御礼申し上げます。

平成 30 (2018) 年 3 月

港区教育委員会
教育長 青 木 康 平

目 次

第1章 計画の改定に当たって 1

1 計画改定の背景.....	1
(1) 国や都の状況.....	1
(2) 港区の状況.....	2
2 計画の目的.....	4
3 計画改定の方向性.....	4
4 計画の位置付け.....	6
5 計画の期間.....	7

第2章 港区の学校教育に関する現状と課題 11

1 港区の学校教育の特性.....	11
2 港区の学校教育における現状と課題.....	12
(1) 社会性を備えた豊かな心の育成.....	12
(2) 基礎学力・活用力の習得.....	15
(3) 子どもの体力・運動能力の向上.....	17
(4) オリンピック・パラリンピック教育の推進.....	20
(5) 食育の推進.....	23
(6) 特別支援教育の充実.....	27
(7) 幼・小中一貫教育の推進.....	29
(8) 国際人育成の取組.....	32
(9) 魅力ある学校教育を支える環境の整備・充実.....	34

第3章 魅力ある学校教育の推進 39

1 目指すべき子どもの姿.....	39
2 基本目標.....	40
3 施策の体系.....	42
4 施策の展開.....	43
基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進.....	45
施策(1) 豊かな心の育成.....	45
施策(2) 確かな学力の育成.....	49
施策(3) 健やかな体の育成.....	52
基本目標2 生き抜く力を育む学びの推進.....	56
施策(1) 特別支援教育の推進.....	56
施策(2) 幼・小中一貫教育の推進.....	58
施策(3) 国際社会に対応する教育の推進.....	60
施策(4) 個性と能力を伸ばす教育の推進.....	62

基本目標 3 地域社会で支えあう学びの推進.....	65
施策（1）多様な主体との協働・連携による教育の推進.....	65
基本目標 4 学びを支える教育環境の充実.....	68
施策（1）学校の教育力の向上.....	68
施策（2）安全・安心で魅力ある教育環境の整備.....	70

第4章 計画の推進..... 75

1 計画の推進体制.....	75
（1）推進体制.....	75
（2）各主体の役割.....	76
2 計画の進行管理.....	77
（1）管理方法.....	77
（2）評価方法.....	78

資料編..... 81

1 港区教育ビジョンの概要.....	81
2 港区学校教育推進計画改定方針.....	85
3 港区学校教育推進計画検討委員会.....	88
4 港区学校教育推進計画検討会.....	90
5 事務局.....	92
6 港区立幼稚園、小・中学校一覧.....	93
7 アンケート結果の概要.....	96

第1章

計画の改定に当たって

1 計画改定の背景

(1) 国や都の状況

近年のIoT^{※1}やビッグデータ^{※2}、人口知能等の技術革新やグローバル化の一層の進展に伴い、産業構造や社会システム、国際情勢等がこれまで以上のスピードで変化し、将来を見通すことができますがますます困難となっています。

また、共働き世帯の増加をはじめ、家庭の状況や個人の価値観、ライフスタイルの多様化により、家庭内でのコミュニケーションや地域とのつながり、支え合いの希薄化が指摘されており、家庭や地域社会における教育力の向上が喫緊の課題となっています。

このような社会状況の中、子どもたちが多様な人々と協働しながら様々な変化を乗り越え、未来を創り出すための資質や能力を育むため、国は、平成29(2017)年3月、幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領を改訂しました。幼稚園は平成30(2018)年度、小学校は平成32(2020)年度、中学校は平成33(2021)年度から全面実施することとしています。新要領が目指す基本的な方向性として、社会に開かれた教育課程の実現により、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ることとされ、新しい時代にふさわしい学校教育のあり方が示されました。

新たな幼稚園教育要領では、健康な心と体や自立心、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わりなど「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確にされました。幼稚園教員と小学校教員がそれを共有するなど互いに連携し、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められています。

新学習指導要領では、知識の理解の質を高め、新しい時代に求められる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び^{※3}」の実現が重要であるとされました。小学校では平成30(2018)年度から、中学校では平成31(2019)年度から「特別の教科」となる道徳授業の充実のほか、小学校5、6年の英語の正式教科化や3、4年の外国語活動など、外国語教育の充実等の教育内容の改善をはじめ、小学校段階からのプログラミング教育やキャリア教育の充実、子どもたちの発達や障害の状態に応じた指導の工夫などが明記されています。

平成27(2015)年12月、中央教育審議会は、学校と地域の連携・協働を一層推進していくため、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度^{※4}を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すべきとする答申をまとめました。この答申を受け、平成29(2017)年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。

中央教育審議会はまた、平成27(2015)年12月の答申において、学校の組織としてのあり方や業務のあり方を見直し、学校の機能を強化していく「チームとしての学校」の体制を整備し

※1 IoT: Internet of Things: 「モノのインターネット」の略で、機械や家電等、様々な機器を、インターネットを通じてつなぐことで、ビッグデータの収集や機器の制御等を実現する技術。

※2 ビッグデータ: 情報通信技術の進展により生成・収集・集積等が可能・容易となる多種多量のデータ。

※3 主体的・対話的で深い学び: 学ぶことに興味・関心を持ち自己の学習を振り返って次へとつなげる「主体的な学び」、多様な人との対話を通じて自己の考えを広げていく「対話的な学び」、習得した知識等を活用した見方・考え方を課題の解決に生かしていく「深い学び」により、「どのように学ぶか」という学びの質を高めることが重要とされた。

※4 学校運営協議会制度: 保護者や地域住民の学校運営や教育活動への意見を反映させるなど、学校と保護者や地域との協働により、子どもの豊かな成長とともに支える仕組み。平成29(2017)年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

ていくことが必要であるとしています。

平成 29 (2017) 年 8 月には、中央教育審議会の特別部会が「学校における働き方改革に係る緊急提言」をまとめ、学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進、全教育関係者が学校・教職員の業務改善を強く推進、国としての勤務環境整備のための支援の充実の 3 点について改善策を指摘しています。

東京都においては、平成 28 (2016) 年 1 月に策定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機として、国際社会に貢献し、東京、そして日本のさらなる発展の担い手となる人材を育成していくため、オリンピック・パラリンピック教育を都内の全学校で展開することとしました。

平成 29 (2017) 年 1 月には「東京都教育施策大綱」を策定し、「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」などを目指すべき子どもたちの姿として掲げ、「新しい価値を創造する力を育む教育の推進」や「世界で活躍できる人材の育成」などを教育施策における重要事項として位置付けています。東京 2020 大会については、同大綱の中でも体力の向上や国際理解の深化、ボランティア活動への参加意欲の醸成、障害者理解の促進等の取組を推進するとしています。

(2) 港区の状況

港区は、平成 26 (2014) 年 10 月、これからの教育行政の根幹となる基本理念、目指す人間像、取組の基本的方向性を示す「港区教育ビジョン」を策定しました。平成 27 (2015) 年 2 月には、「港区教育ビジョン」を踏まえ、学校教育における施策を示す「港区学校教育推進計画」を策定し、先進的な取組を推進しています。また、平成 27 (2015) 年 7 月、港区総合教育会議での協議を踏まえ、「港区教育ビジョン」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「港区教育大綱」という。）として位置付けました。

平成 27 (2015) 年 4 月、港区で 2 校目となる小中一貫教育校白金の丘学園を開校するとともに、全アカデミー^{※5}で幼・小中一貫教育を開始し、幼児期の教育（3 年間）から小・中学校の義務教育（9 年間）までの連続した 12 年間を見通した教育を推進しています。

平成 28 (2016) 年度には全区立小学校で特別支援教室^{※6}を設置し、特別支援教室の巡回指導を開始するなど、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行っています。

平成 29 (2017) 年度からは、これまでの東町小学校に加え、新たに南山小学校で国際学級^{※7}を開設したほか、六本木中学校の英語科国際^{※8}の教科において、より質の高い授業を展開するネ

※5 アカデミー：区立中学校の通学区域を単位とする区立幼稚園、小学校、中学校による研究グループの名称。各アカデミーで区立幼稚園、小学校、中学校が連携した教育活動や指導方法について、研究を行っている。

※6 特別支援教室：通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒が、落ち着いた学習環境の中で個別指導を受けるために学校内に設置している教室（平成 26 (2014) 年度までは 6 校に設置）。

※7 国際学級：外国人児童が日本人児童と同じ教室で学び、多様な文化や価値観に触れる中で国際理解教育を展開する学級。学習指導要領に基づいたカリキュラムを作成し、英語による授業を導入・展開している。日本語の教科書を英訳したテキストの使用により、充実した教育を行っている。

※8 英語科国際：文部科学省の教育課程特例校の認可をうけ、区立中学校において平成 18 (2006) 年度から週 1 時間実施している、英語によるコミュニケーション能力の向上を目的とした教育。コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っている。

イティブ・コース^{※9}を設置するなど、これまで取り組んできた国際化に対応した教育のさらなる充実を図っています。

同じく平成 29（2017）年度から、家庭等の状況にかかわらず、全ての子どもたちが未来を切り開いていけるよう、学びの未来応援施策を展開しています。「学習の支援」「相談環境の充実」「家庭教育の啓発」「経済的支援」の4本を柱に、家庭の事情から学習面・生活面に課題を抱えている子どもや、子育てについて悩みや課題を抱える保護者の支援に取り組んでいます。

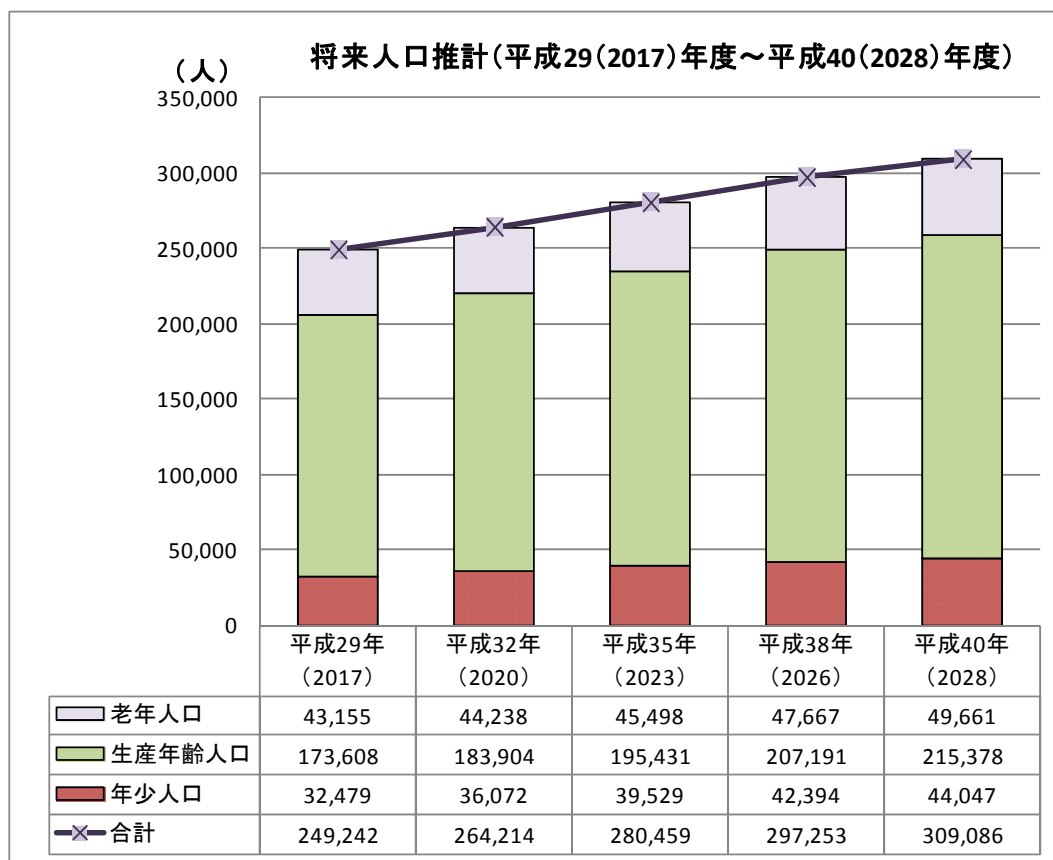
我が国の人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じ、今後も人口の減少、少子・高齢化が進んでいくと予想されています。

そうした状況の中、港区の人口は、子育て世代をはじめ大きく増加しており、平成 29（2017）年 2 月には、昭和 38（1963）年以来 54 年ぶりに 25 万人を突破しました。今後も毎年 5 千人程度増加し、平成 40（2028）年には約 30 万 9 千人となる見通しです。

年少人口は平成 29（2017）年 3 月の約 3 万 2 千人から、毎年 1 千人程度の増加傾向が続く見通しです。平成 36（2024）年には 4 万人を突破し、平成 40（2028）年には約 4 万 4 千人となることを見込まれており、児童数・学級数の増加に対応した区立小・中学校の施設整備や教育の質の確保に取り組んでいます。

外国人児童・生徒や海外からの帰国児童・生徒についても増加傾向が続いており、日本語の習得の支援や、一人ひとりの日本語能力に応じた指導の充実が求められています。

■ 港区の将来人口推計(平成 29(2017)年度～平成 40(2028)年度)



※数値は「港区人口推計（平成 29 年 3 月）」から抜粋

※9 ネイティブ・コース：外国人をはじめ英語能力が高い生徒の活躍の場、能力をさらに伸ばす場として、平成 29（2017）年度から六本木中学校の英語科国際の授業に設置し、外国人講師によるオール・イングリッシュのレベルの高い授業を展開している。

2 計画の目的

「港区学校教育推進計画」は、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」が掲げる基本理念、目指す人間像、取組の基本的方向性に基づき、これまでの取組と成果、子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、区民ニーズを踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりに向けて、基本的な考え方や施策、具体的な取組を示し、着実に推進することを目的としています。

3 計画改定の方向性

これまでの取組の成果と教育環境の変化に伴う新たな課題、区民アンケートの結果等を踏まえ、「教育の港区」として学校教育をさらに充実・発展させるため、以下の方向性を定めます。

1 自ら学び、考え、行動する子どもを育成するため、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。

- 自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組みます。いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育を推進します。
- 学習指導要領等の改訂の趣旨を踏まえるとともに、港区の特性を生かした授業を展開し、基礎的・基本的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組みます。学校図書館の機能の充実を図り、子どもの読書活動を支援することにより、子どもたちの知的好奇心を高め、自ら意欲的に学ぶ姿勢を育みます。
- 子どもたち一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援します。食育や学校保健のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身につけるための教育に取り組みます。
- 東京 2020 大会の開催を契機として、体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組を推進します。子どもたちの障害者理解の促進やボランティア精神の育成に取り組みます。

2 子どもたちの個性と能力を伸ばし、一人ひとりが夢と希望を持ち、未来を切り拓いて生き抜いていく力を育成します。

- 共生社会^{※10}の実現に向けて、どの子どももともに学ぶ環境づくりに取り組むとともに、特別支援教育をはじめとした、障害の特性や状態、発達状況等に応じた相談体制、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- 港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミーごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進します。
- 英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした国際理解教育を推進するとともに、国際学級や日本語指導など外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ICTの活用による子どもの情報活用能力の育成と学力向上に取り組みます。郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境などに関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進します。

※10 共生社会：障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながらともに暮らす地域社会のこと。

3 家庭や地域との連携、企業や大学等の多様な主体との協働により、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します。

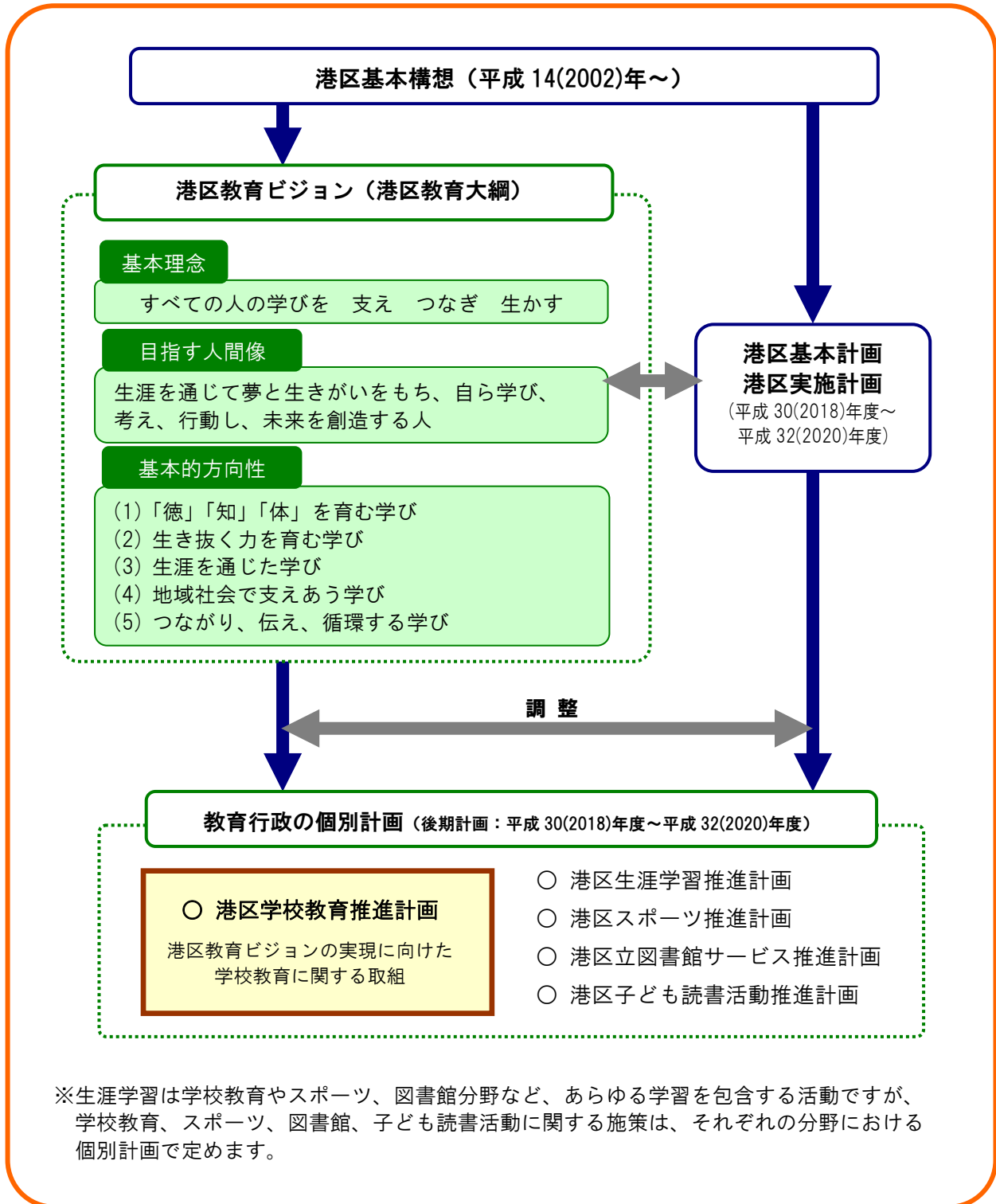
- 区民の学校教育への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子について、保護者や地域に積極的に発信するなど、開かれた学校づくりを一層推進します。
- 保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、家庭や地域との連携を深め、地域が一体となって子どもの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。
- 学校支援地域本部事業のさらなる充実など、企業や大学、NPO等の団体、大使館など、港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたちの多様な学びの機会を創出します。
- 教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。
- 各学校の実態に応じて「必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするか」を教育課程に明確に示し、保護者や地域と共有することで、社会に開かれた教育課程の実現をめざします。

4 学校の教育力の向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

- 学校の教室確保のための改修や（仮称）芝浦第二小学校の整備など、幼児・児童・生徒数の増加への対応をはじめ、学校施設の老朽化等に的確に対応し、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。学校施設の安全点検、通学路点検などの安全対策に継続的に取り組み、子どもを事件・事故から守るとともに、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応など、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進します。
- 子どもたち一人ひとりが、夢と希望を持って成長していけるよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」の4本の柱による学びの未来応援施策を推進します。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実を図るため、校務の積極的な見直し等により教員の負担軽減に取り組みます。

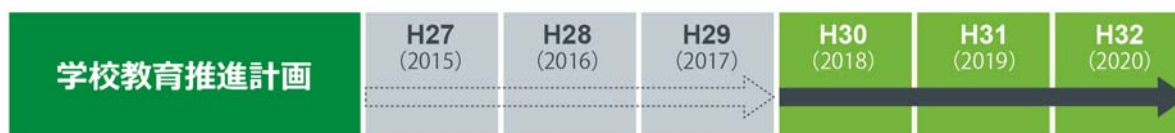
4 計画の位置付け

「港区学校教育推進計画」は、学校教育分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、生涯学習やスポーツ、子ども読書活動などの教育分野の各計画のほか、防災、環境等の関連計画と整合を図ります。



5 計画の期間

計画の期間は、平成 27（2015）年度からの 6 年間を計画期間とする「港区学校教育推進計画」の後期 3 年に該当する平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までとします。



第2章

港区の学校教育に関する 現状と課題

第2章 港区の学校教育に関する現状と課題

1 港区の学校教育の特性

港区は、都心でありながら緑や水辺に恵まれ、歴史的・文化的資源を豊富に有しています。外国人住民が人口の約8%を占め(平成30(2018)年1月1日現在、港区総人口253,639人中19,522人)、数多くの大使館がある、国際色豊かなまちです。また、最先端の技術をもち、社会貢献活動に積極的な企業や大学が集積しているなど、他には見られない魅力的な教育環境を形成しています。

学校教育においても、こうした多様な主体と協働し、豊富な資源を活用することで、幅広い、深みのある授業を展開することができます。港区の地域特性を生かした様々な体験によって、子どもたち一人ひとりが個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を育む、魅力ある教育の推進が期待できます。

■ 港区の人口(平成30(2018)年1月1日現在)

区分	世帯数	男性	女性	計
日本人	130,155	109,060	125,057	234,117
外国人	10,584	10,213	9,309	19,522
複数国籍世帯	3,159	-	-	-
合計	143,898	119,273	134,366	253,639

2 港区の学校教育における現状と課題

(1) 社会性を備えた豊かな心の育成

港区では、「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」から、「学校に行くのは楽しい」と感じている子どもが多く、自分自身について肯定的に捉える子どもが多いという結果が出ています。また、適応指導教室（つばさ教室）^{※11}の整備や、教育センター相談員、スクールカウンセラー^{※12}などによる相談機能の充実により、不登校児童・生徒の出現率は、全国的に見て低い傾向が続いています。

区長を中心に、保護者や区内の私立学校、医師、警察等の参加を得て開催している「港区いじめ問題対策連絡協議会」など学校や家庭、地域、関係機関との連携による、いじめ防止の取組やいじめ発見後の迅速な対応などのほか、各学校におけるいじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取組により、落ち着いた学校生活のもと、安定した日々を過ごす子どもたちの割合が高いと言えます。

平成 29（2017）年度に実施したアンケート調査^{※13}では、子どもがどのように育ってほしいかという問いに対して、「思いやりのある、優しい人」との回答が最も多い結果となっています。

港区の子どもたちが、社会性を備えた豊かな心をもった大人として成長することを願い、道徳教育をはじめ、体験活動を通じた交流の機会や教育相談の一層の充実が求められています。あわせて、地域に根ざした教育を推進する中で、相手を思いやる心や自ら考え表現する力などを育む機会を充実させることが必要です。

<現状>

- 港区では「学校に行くのは楽しい」と感じている子ども、自分自身を肯定的に捉える子どもが、全国や東京都に比べて多い。
- 不登校児童・生徒の出現率、いじめの認知件数が全国や東京都に比べて低い。
- アンケート調査では、どの年代の保護者も子どもが「思いやりのある、優しい人」に育ってほしいという回答が最も多い。

<課題>

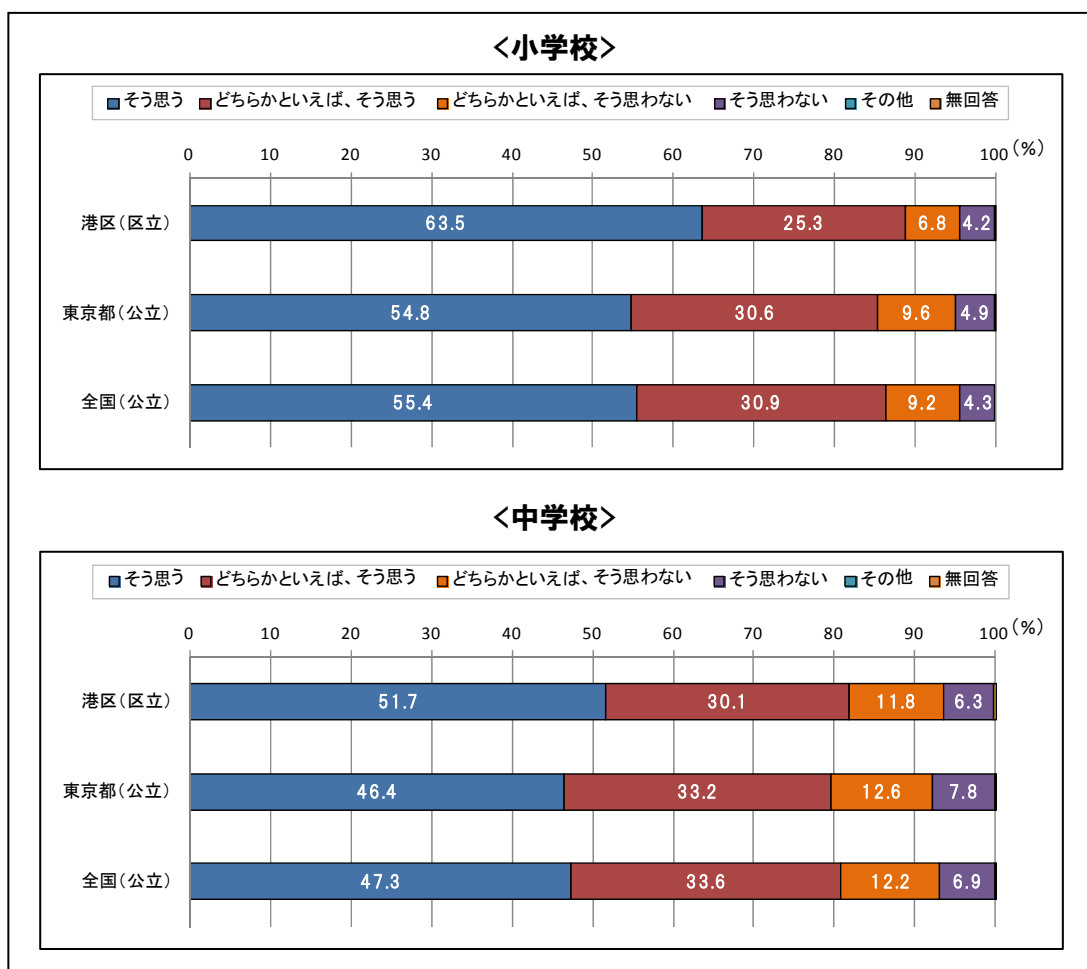
- 道徳教育をはじめ、体験活動や教育相談のさらなる充実が求められている。
- 相手を思いやる心や自ら考え表現する力の育成の継続が必要。

※11 適応指導教室（つばさ教室）：長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、学習の援助をしながら本籍校に復帰することを目標に運営している教室。

※12 スクールカウンセラー：臨床心理士資格、臨床発達心理士又は産業カウンセラー等の心理ケアに関わる資格を有し、各学校で児童及び生徒のカウンセリングを行う者。

※13 平成 29（2017）年度に実施したアンケート調査：平成 29（2017）年 5 月から 6 月に、港区在住の満 2 歳から 5 歳、6 歳から 11 歳、12 歳から 15 歳の子どもを持つ保護者合計 3,000 人を対象に実施したアンケート調査。

■ 「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」設問「学校に行くのは楽しいと思うか」



■ 港区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率

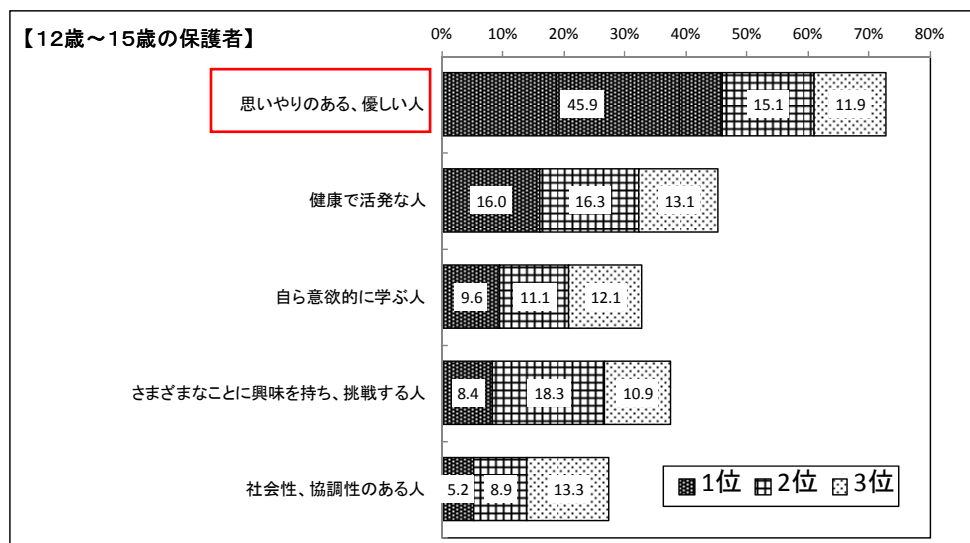
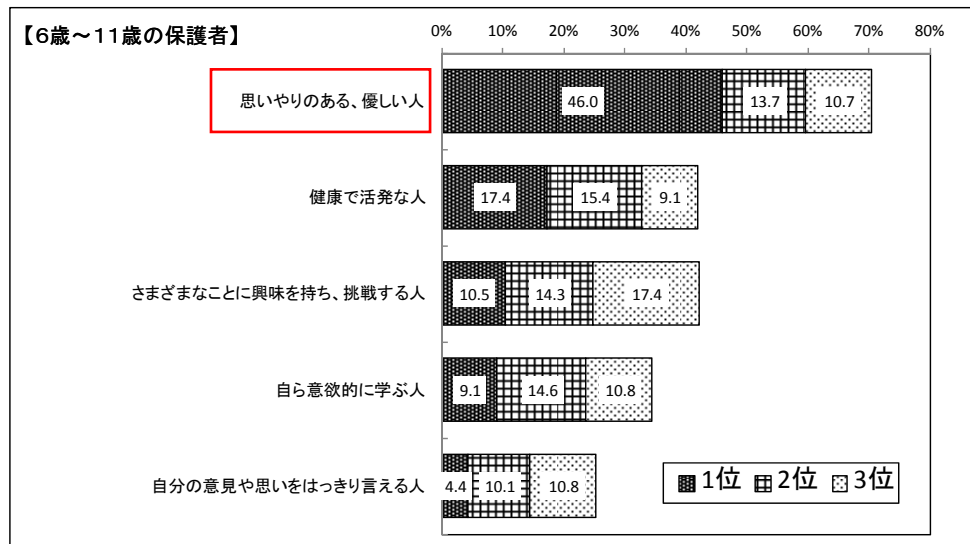
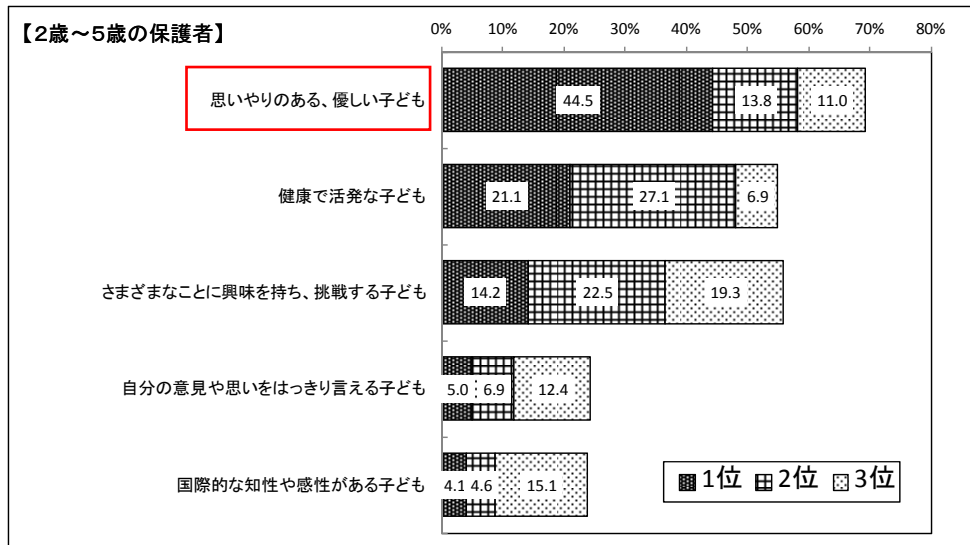
	小学校			中学校		
	港区	東京都	全国	港区	東京都	全国
平成 24(2012)年度	0.23	0.34	0.31	2.37	2.76	2.56
平成 25(2013)年度	0.26	0.43	0.36	2.37	3.03	2.69
平成 26(2014)年度	0.25	0.46	0.39	2.32	3.17	2.76
平成 27(2015)年度	0.31	0.49	0.40	2.34	3.33	3.0
平成 28(2016)年度	0.32	0.52	0.50	2.24	3.60	3.0

【注①】不登校とは、年間 30 日以上欠席した者をいう。

【注②】出現率＝不登校児童・生徒数/児童・生徒数

※数値は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」集計結果から抜粋

■ 平成 29(2017)年度アンケート調査「子どもがどのように育ってほしいか」(上位5つまでを抜粋)



(2)基礎学力・活用力の習得

基礎学力の定着や活用型の学力のさらなる向上が求められている中、「平成29年度全国学力・学習状況調査」の結果、港区立小学校においては国語・算数の2教科ともに全国及び東京都の平均正答率を上回っていますが、港区立中学校においては、国語Aで東京都を下回ったほか、国語B、数学Aで全国及び東京都を下回っています。また、港区が独自に実施している学力調査（業者テスト）において、小学校2学年から中学校3学年まで、概ね全国の平均を上回る結果が出ています。

全国学力・学習状況調査におけるB問題（活用型問題：国語B、算数B、数学B）の平均正答率からは、小学校、中学校ともに、学んだ知識をもとに活用する力の育成は十分に達成しているとは言えない現状が明らかになっています。区の学力調査における教科別の結果では、ここ数年、小学校、中学校いずれも、他の教科に比べ理科の平均正答率が低い傾向が見られます。

学力向上の課題に対しては、港区の教員一人ひとりが、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりに、ゆとりをもって取り組む時間の確保が前提になります。その中で、学習習慣の確立、基礎・基本の定着を図ることはもちろん、子どもの知的好奇心と主体的な学びを育むとともに、学んだ知識を活用し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成することが重要な課題の一つとなっています。

小学校、中学校とも、特に、科学的な見方や考え方を習得させることが求められています。

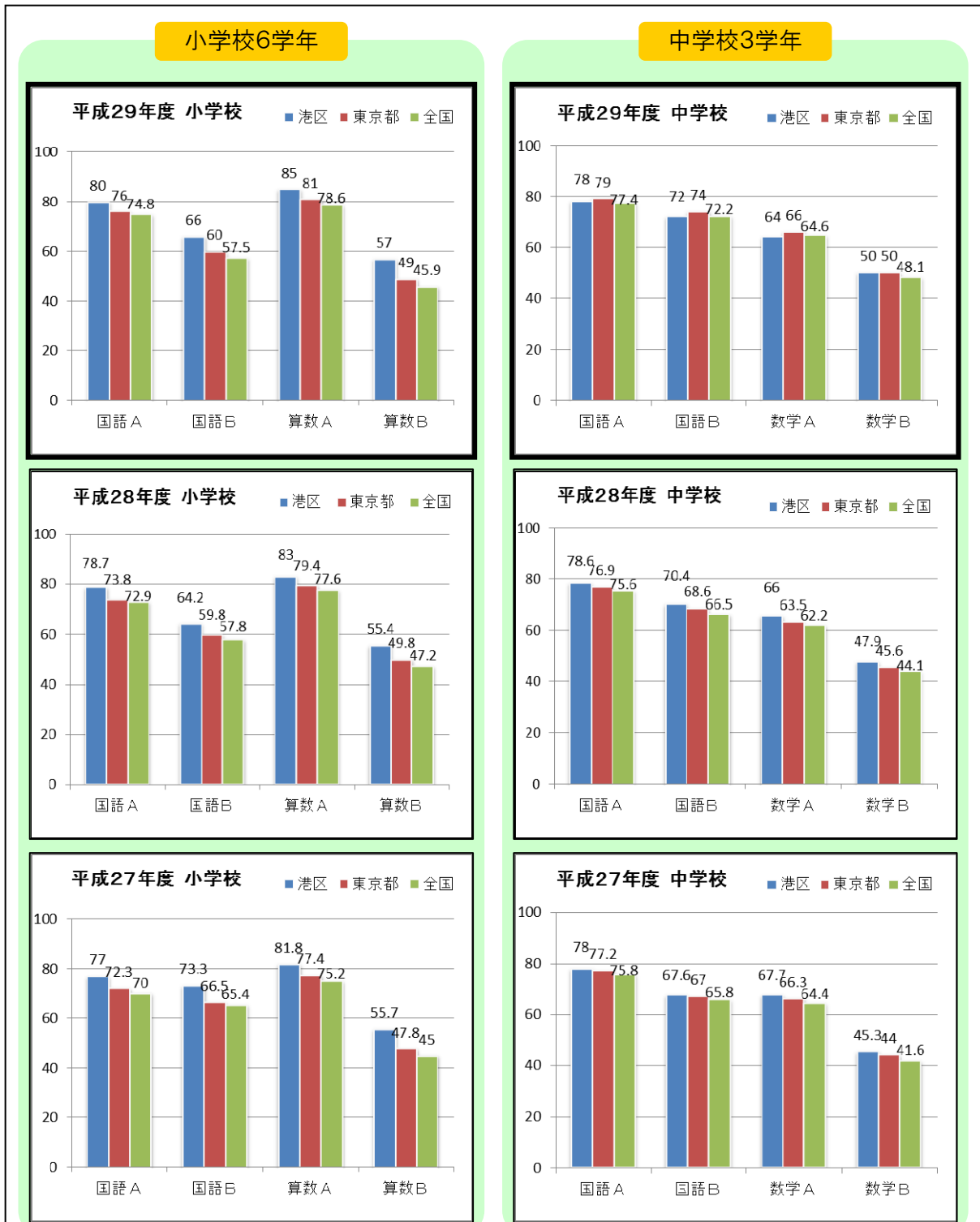
<現状>

- 区立小学校、中学校ともに、学んだ知識の活用力が十分とは言えない。
- ここ数年、区立小学校、中学校いずれも理科の平均正答率が低い傾向が見られる。

<課題>

- 教員一人ひとりが、ゆとりをもって教材研究や授業づくりに取り組める時間を確保することが必要。
- 学習習慣の確立、基礎・基本の定着を図ることが引き続き重要。
- 学んだ知識を活用し、思考力・判断力・表現力等を育成することや、科学的な見方や考え方を習得させることが求められている。

■ 小学校6学年・中学校3学年の国語・算数(数学)における平均正答率(港区・東京都・全国)



※数値は平成27年度・28年度・29年度の「全国学力・学習状況調査」から抜粋

問題A: 主として「知識」に関する問題

身に付けておかなければ後の学年等の学習に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など

問題B: 主として「活用」に関する問題

知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

(3) 子どもの体力・運動能力の向上

都市化や生活利便性の向上などによる生活環境の変化、睡眠や食生活における子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因により、子どもの体力は低下傾向にあります。平成 29（2017）年度の体力調査における体力合計点について、港区立小・中学校と東京都を比較すると、小学生では男子、女子ともに全学年で上回り、中学生でも概ね上回る結果となっています。

種目別では、小学生、中学生いずれも男子、女子ともに立ち幅とびにおいて全学年で東京都を上回っているほか、反復横とびにおいて小学生では男子、女子ともに全学年で東京都を上回り、中学生でも概ね上回っています。

一方、小学生女子・中学生女子のボール投げ、小学生高学年から中学生の男子の 20m シャトルラン及び 50m 走においては、東京都の結果を下回っており、筋瞬発力の向上や投動作の獲得が課題の一つとなっています。

生涯にわたって運動に親しみ、多様なスポーツを楽しむためには、幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させて、基礎体力を十分に高めていくことが重要です。幼児期には、多様な動きを獲得していくために、1日 60 分以上を目途に運動の時間を確保することと、多様な運動遊びに取り組むことが求められています。また、小中学生では、成長過程を理解し、発達段階に合わせた運動を行うことにより、体力を向上させていくことが求められています。

体育授業の改善・充実はもとより、日常から運動に親しむ環境づくりを行うことにより、幼児・児童・生徒の身体活動量を増やし、人間の活動の源となる体力を向上していく必要があります。

<現状>

- 生活環境の変化や、子どもの食生活、生活習慣の乱れ等の要因により、子どもの体力は低下傾向にある。
- 港区立小学校児童の体力は東京都を上回り、中学校生徒もおおむね上回っている。
- 種目別では、小学生女子や中学生女子のボール投げ等において、港区立小・中学校の児童・生徒が東京都の結果を下回っている。

<課題>

- 幼児期から青年期の間に基本的な生活習慣の確立、健康や体力の保持・増進が必要。
- 日常生活での身体活動量を増加させ、基礎体力を向上させることが重要。
- 体育授業の改善・充実はもとより、日常から運動に親しむことができる環境づくりが求められている。

■ 児童・生徒の体力調査結果

(全国は平成 24(2012)年度全国調査、都及び港区は平成 29(2017)年度調査の結果)

※港区は区立小・中学校の調査結果

<男子>

		身長 (cm)	体重 (kg)	握力 (kg)	上 体 起こし (回)	長 座 体前屈 (cm)	反 復 横とび (点)	持 久 走 (秒)	20mシャトル ラン(折 り返し数)	50m走 (秒)	立ち幅 とび (cm)	ボール 投 げ (m)	体 力 合 計 点	
小 学 校	1年	全 国	116.5	21.2	9.4	11.5	25.9	27.2	-	18.5	11.5	114.0	8.8	30.7
		東 京 都	116.8	21.1	9.1	11.3	25.8	26.6	-	17.4	11.5	111.7	7.7	29.6
		港 区	117.3	21.2	9.2	11.4	26.4	27.4	-	18.1	11.5	114.7	7.7	30.4
	2年	全 国	122.4	23.8	11.1	14.2	27.3	31.3	-	28.2	10.6	125.6	12.3	38.1
		東 京 都	122.8	23.6	10.8	14.1	27.5	30.6	-	27.3	10.5	123.4	11.2	37.2
		港 区	123.7	23.9	11.1	14.0	27.6	32.3	-	27.9	10.5	125.9	11.2	38.3
	3年	全 国	128.1	26.6	12.8	16.0	29.2	35.2	-	38.1	10.0	137.9	16.5	44.0
		東 京 都	128.5	26.6	12.7	16.3	29.5	34.3	-	35.8	10.0	133.9	14.8	43.5
		港 区	129.6	26.9	13.1	16.6	29.7	35.2	-	36.1	9.9	137.1	14.9	44.6
	4年	全 国	133.8	30.3	14.6	17.8	30.8	38.6	-	46.8	9.6	145.6	20.4	50.7
		東 京 都	133.8	29.8	14.6	18.4	31.3	38.4	-	44.0	9.6	142.6	18.4	49.2
		港 区	135.1	30.5	15.3	18.7	30.9	39.0	-	45.6	9.5	145.1	18.6	50.0
	5年	全 国	139.1	33.7	16.9	20.3	33.4	43.1	-	54.7	9.2	156.5	24.9	55.5
		東 京 都	139.2	33.2	16.6	20.3	33.5	42.1	-	51.7	9.2	151.7	21.8	54.7
		港 区	140.1	33.9	17.0	20.3	34.7	42.6	-	50.9	9.2	154.0	21.4	55.3
	6年	全 国	145.0	37.9	19.8	22.3	35.4	45.9	-	64.3	8.8	165.1	29.6	61.0
		東 京 都	145.3	37.7	19.4	22.1	35.9	45.3	-	59.1	8.8	162.2	25.3	60.2
		港 区	146.5	38.6	20.0	22.3	36.3	45.8	-	58.2	8.8	168.0	25.9	61.5
中 学 校	1年	全 国	152.9	43.3	24.7	24.5	39.2	49.4	412.3	72.0	8.5	182.0	18.6	35.8
		東 京 都	153.2	43.1	23.4	24.2	38.1	49.2	425.9	69.4	8.5	177.4	17.5	32.9
		港 区	154.5	43.8	24.6	23.6	37.4	48.6	441.4	62.5	8.6	180.0	17.1	32.2
	2年	全 国	160.1	49.2	30.6	27.8	43.9	52.7	381.2	87.7	7.9	199.3	21.5	44.6
		東 京 都	160.6	48.1	28.6	27.6	42.2	52.4	385.4	83.2	7.9	194.2	20.3	41.2
		港 区	162.1	49.2	29.6	28.2	43.7	53.6	393.8	83.1	8.0	197.3	21.1	42.2
	3年	全 国	165.4	54.0	35.7	29.9	46.9	55.2	364.1	95.7	7.5	213.8	23.9	51.4
		東 京 都	166.1	53.2	33.7	29.8	45.6	55.0	374.0	90.7	7.6	208.6	22.9	47.9
		港 区	167.0	53.8	35.7	31.1	47.0	56.8	382.9	91.2	7.6	213.5	23.0	49.4

※小数点第2位を四捨五入

■ ……港区の平均値が、東京都の平均値を上回っているもの

※数値は「全国体力・運動能力、運動週間等調査」及び
「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」から抜粋

<女子>

		身長 (cm)	体重 (kg)	握力 (kg)	上 体 起こし (回)	長 座 体前屈 (cm)	反 復 横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン(折 り返し数)	50m走 (秒)	立ち幅 とび (cm)	ボール 投 げ (m)	体 力 合計点	
小 学 校	1年	全 国	115.8	20.7	8.8	11.0	28.5	26.3	-	15.3	11.8	106.4	5.8	30.3
		東 京 都	115.9	20.7	8.5	10.8	28.4	25.6	-	14.3	11.8	104.3	5.3	29.5
		港 区	116.7	20.6	8.4	11.1	29.3	26.4	-	15.0	11.9	106.9	5.2	30.4
	2年	全 国	121.5	23.4	10.3	13.7	30.3	30.0	-	22.6	10.9	119.4	8.1	37.7
		東 京 都	121.8	23.1	10.2	13.6	30.7	29.3	-	20.8	10.9	115.7	7.1	37.4
		港 区	122.6	23.1	10.4	13.5	31.3	30.9	-	21.1	10.9	116.8	6.9	38.4
	3年	全 国	127.8	26.4	12.1	15.3	32.6	33.6	-	28.1	10.4	129.4	9.9	43.9
		東 京 都	127.6	26.0	11.9	15.7	33.1	32.6	-	26.5	10.3	126.2	9.0	43.9
		港 区	128.2	26.0	12.1	15.6	34.4	33.1	-	26.0	10.3	129.1	8.7	44.4
	4年	全 国	133.7	29.8	14.0	16.8	34.8	37.1	-	35.6	9.9	138.3	12.1	50.3
		東 京 都	133.6	29.3	13.8	17.8	35.4	36.7	-	33.4	9.9	135.8	11.0	50.2
		港 区	134.2	29.2	14.0	18.2	35.8	37.3	-	33.5	9.8	138.8	10.6	50.8
	5年	全 国	140.3	34.0	16.3	18.4	37.2	39.7	-	41.0	9.6	146.8	14.6	56.1
		東 京 都	140.3	33.4	16.2	19.4	38.2	40.4	-	40.5	9.5	145.5	13.1	56.3
		港 区	141.2	33.8	16.7	19.6	40.1	41.0	-	38.6	9.4	148.5	12.2	57.0
	6年	全 国	146.9	38.7	19.3	20.2	39.5	43.0	-	49.1	9.1	155.6	17.4	61.6
		東 京 都	147.0	38.3	19.1	20.6	41.2	43.0	-	46.2	9.1	154.3	14.9	61.4
		港 区	147.7	38.4	19.3	21.1	42.8	44.1	-	48.0	9.0	159.1	14.5	62.9
中 学 校	1年	全 国	152.0	43.5	22.1	20.5	42.2	44.5	302.2	51.9	9.1	164.3	11.9	45.8
		東 京 都	152.4	43.1	21.5	21.8	42.6	45.8	301.9	52.3	9.0	163.6	11.1	44.1
		港 区	153.8	43.9	22.6	21.2	42.7	44.9	307.7	46.7	9.1	166.8	10.7	43.9
	2年	全 国	155.0	46.7	24.4	23.5	44.6	46.8	284.3	61.2	8.7	171.7	13.6	51.4
		東 京 都	155.4	46.6	23.5	24.1	44.9	47.1	286.4	57.5	8.8	168.3	12.5	49.1
		港 区	156.7	46.6	24.1	23.9	45.3	47.6	290.8	59.6	8.7	169.0	12.0	49.3
	3年	全 国	156.7	49.4	25.6	24.2	46.3	47.4	287.5	60.1	8.7	173.9	14.3	53.9
		東 京 都	156.9	49.1	24.7	24.9	46.5	47.6	289.5	57.3	8.7	170.1	13.3	51.1
		港 区	158.2	49.0	25.4	25.2	48.1	47.8	292.1	57.3	8.6	175.0	13.1	52.6

※小数点第2位を四捨五入

■ ……港区の平均値が、東京都の平均値を上回っているもの

※数値は「全国体力・運動能力、運動週間等調査」及び
「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」から抜粋

(4)オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 大会を、子どもたちの人生にとってまたとない機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を推進することが求められています。

オリンピック・パラリンピック教育では、国際社会に貢献し、日本のさらなる発展の担い手となる人材を育成するとともに、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるかけがえないレガシー^{※14}を、子どもたち一人ひとりの心と体に残していくことを目指しています。

各学校においては、学習指導要領に定める各教科等のねらいを踏まえ、学習内容・活動と東京 2020 大会を関連付けた、4つのテーマ（「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」）と4つのアクション（「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」）を組み合わせた活動を展開しています。

学校の特色に応じて、これらの取組を展開することで、特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質について組織的、計画的に育成することが大切です。

<現状>

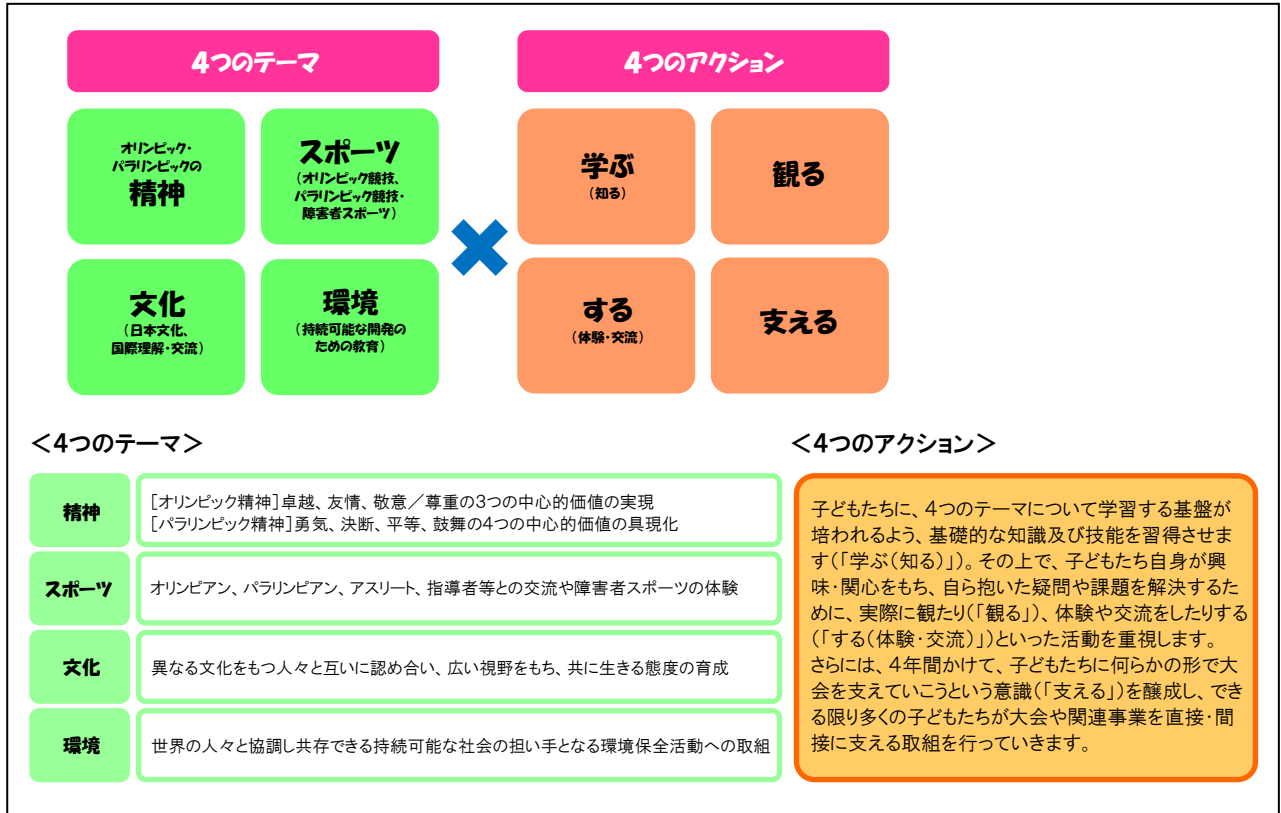
- オリンピック・パラリンピック教育では、国際社会に貢献し、日本のさらなる発展の担い手となる人材の育成と人生の糧となるレガシーを子どもたちの心と体に残すことを目指している。
- 4つのテーマについて、4つのアクションを重視した活動を各学校において展開している。

<課題>

- 「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を組織的、計画的に育成することが重要。

※14 レガシー：「遺産」の意。オリンピック・パラリンピックの開催年だけでなく、大会で培ったスポーツ文化の継承、観光・文化交流の促進、ビジネス機会の拡大など大会後も遺産として積極的に活用するもの。

■ オリンピック・パラリンピック教育の基本的枠組



■ 5つの資質を育成する港区立幼稚園、小学校、中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育



■ 東京 2020 大会開催までの段階的なオリンピック・パラリンピック教育の推進

取組 フェーズ		学ぶ (知る)	観る	する (体験・交流)	支える
III	開催年 2020 (H32)		観戦・応援 ○選手村で歓迎 ○競技会場で応援 ○選手団の学校訪問 ○聖火リレーの応援	イベント ○ライブサイトに参加 ○様々な文化プログラムに参加	ボランティア ○大会ボランティア・都市ボランティアに参加
	1年前 2019 (H31)		○事前キャンプで各国選手団を応援・交流 ○テストイベントを観戦	○マイルストーンイベントに参加	○テストイベントにボランティアとして参加
II	2年前 2018 (H30)	○英語村開設 ○小学校英語の教科化(先行実施)	○世界各国の文化・芸術を鑑賞する	○マイルストーンイベントに参加 ○文化プログラムに参加	○国内の各種競技大会や障害者スポーツ大会等にボランティアとして参加
	3年前 2017 (H29)	基盤となる4つのテーマを4つのアクションで推進 〇オリンピック・パラリンピックの精神 〇文化 〇スポーツ 〇環境			
準備期間	4年前 2016 (H28)	○東京大会の環境対策を学ぶ	○競技会場ツアー ○リオ大会閉会式・キックオフイベント	○実演家を招き伝統文化を体験	○地域の行事やスポーツ大会等にボランティアとして参加
	4月	○学習読本・映像教材によるオリンピック・パラリンピック精神の学習	○障害者スポーツ大会等を観戦	○アスリートを招きオリンピック・パラリンピック競技体験 ○地域の留学生、外国人、海外の学校等と国際交流	
	現在	○語学教育の強化	〇語学教育の強化 〇障害者スポーツ大会等を観戦 〇アスリートを招きオリンピック・パラリンピック競技体験 〇地域の留学生、外国人、海外の学校等と国際交流		

出典：「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」

(5) 食育の推進

社会情勢の変化に伴い、食生活における新たな課題として、朝食の欠食や孤食、栄養の偏り、生活習慣の乱れなどが、生活習慣病の低年齢化や成長期のやせ、子どもの体力低下の要因となっています。また、世帯構造の変化や生活様式の多様化などにより、伝統的な食文化が失われつつあるなど、食環境を取り巻く課題が生じています。

児童・生徒の体力調査結果（18・19 ページ参照）によると、港区立小・中学校の子どもの体力は、小学生では全国平均に対して男子が低い傾向にあり、中学生では男子、女子ともに全国平均を下回っています。一方、近年、全国的に思春期のやせの増加が指摘されており、健康への影響が懸念されています。学校における児童・生徒の発育及び健康状態を明らかにするため実施されている平成 28（2016）年度の学校保健統計調査の結果によると、骨や組織をつくる生涯でも体重発育の著しい成長期の小中学生において、「やせ傾向」の出現率は、港区立小学校、中学校いずれも男子、女子ともに全国平均より高めで、とりわけ中学生男子で高くなっています。

平成 29（2017）年度に実施したアンケート調査では、子どもがどのように育ってほしいかという問いに対して、「健康で活発な人」との回答が上位を占めています（14 ページ参照）。また、区立小学校に期待することは何かという問いに対し、「正しい生活指導や食育、スポーツ指導などによる健康な体づくり」との回答が上位につけており、子どもの健やかな成長とその成長を支える健康教育への保護者の高い期待があると言えます。

港区の子どもが望ましい食習慣を身に付け、体力・運動能力を向上させるためには、子どもたちが心身の成長や生涯を通じた健康を保持増進していく上で望ましい栄養や食事のとり方、食品の安全性を理解し、自らの食生活を適切に判断する自己管理能力を育成することが必要です。理科、社会科、家庭科等の知識・技能の習得を通じて、健全な食生活を送るための基礎となる知識を学び、我が国の伝統的食文化である和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法などを継承するとともに、食の生産に携わる人や自然環境の恵みに感謝する気持ちを育み、理解を深める教育に、家庭や地域と連携して取り組むことが求められています。

<現状>

- 港区立小・中学校の子どもの体力は、小学生では全国平均に対して男子が低い傾向にあり、中学生では男子・女子とも全国平均を下回っている。
- 骨や組織をつくる体重発育の著しい成長期において、港区立小学校、中学校での「やせ傾向」の出現率が、全国平均と比較して高い傾向にある。
- アンケート調査では、子どもの健やかな成長と健康教育に対する保護者の期待が高い。

<課題>

- 健全な食生活を実践し、運動・スポーツ活動を支え心身の発達を促すため、成長期に特有な体づくりと栄養や食事のとり方に関する正しい知識と理解を深める教育が必要。
- 望ましい食生活を送るための基礎となる知識・技能の習得のため、教材としての学校給食の活用や授業と連携した食育の推進が求められている。
- 我が国の伝統的食文化を継承し、食の生産に携わる人や自然環境の恵みに感謝する気持ちを育む取組が必要。

■ 平成 28(2016)年度 肥満傾向児・やせ傾向児の出現率の比較

出典：「港区の学校保健統計 平成 28 年度」

<男子>

●小学校

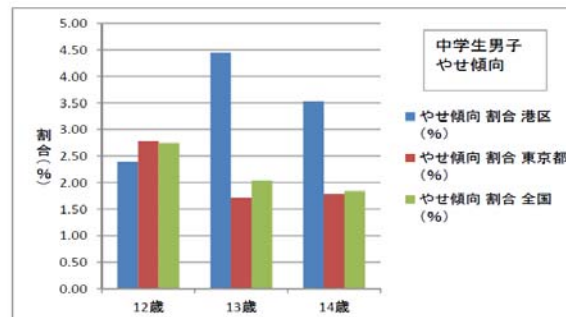
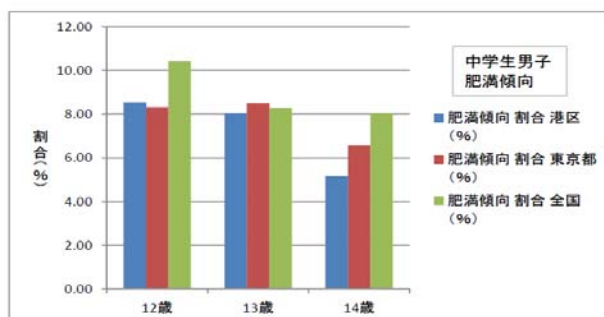
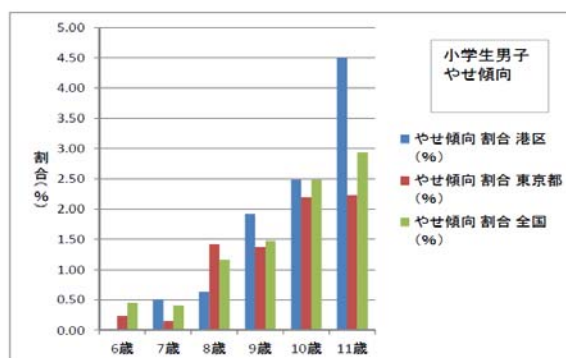
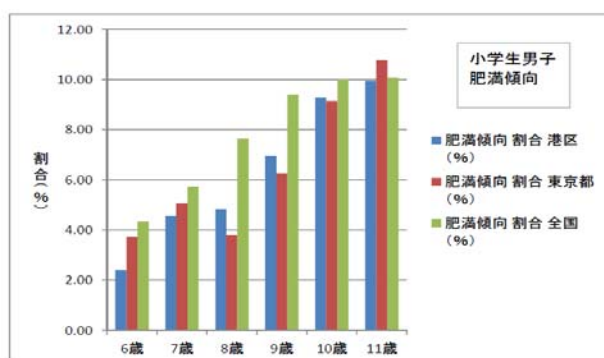
年齢	性別	測定者数 (人)	肥満傾向						やせ傾向						
			高度の肥満 (人)	中等度の肥満 (人)	軽度の肥満 (人)	合計	割合			やせ (人)	高度のやせ (人)	合計	割合		
							港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)				港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
6歳	男子	789	3	4	12	19	2.41	3.73	4.35	0	0	0	0.00	0.23	0.45
7歳	男子	788	0	13	23	36	4.57	5.06	5.74	3	1	4	0.51	0.15	0.41
8歳	男子	787	6	15	17	38	4.83	3.80	7.65	5	0	5	0.64	1.42	1.16
9歳	男子	676	3	16	28	47	6.95	6.26	9.41	12	1	13	1.92	1.37	1.48
10歳	男子	603	0	25	31	56	9.29	9.14	10.01	15	0	15	2.49	2.19	2.49
11歳	男子	623	5	30	27	62	9.95	10.79	10.08	28	0	28	4.49	2.23	2.94

●中学校

年齢	性別	測定者数 (人)	肥満傾向						やせ傾向						
			高度の肥満 (人)	中等度の肥満 (人)	軽度の肥満 (人)	合計	割合			やせ (人)	高度のやせ (人)	合計	割合		
							港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)				港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
12歳	男子	293	0	15	10	25	8.53	8.32	10.42	6	1	7	2.39	2.78	2.75
13歳	男子	337	3	13	11	27	8.01	8.49	8.28	14	1	15	4.45	1.71	2.04
14歳	男子	311	3	2	11	16	5.14	6.58	8.04	11	0	11	3.54	1.79	1.84

注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。
肥満度は、村田式「肥満度(過体重度) = [実測体重(kg) - 身長別標準体重(kg)] / 身長別標準体重(kg) × 100」で計算する。

肥満度(肥満傾向) +20%以上(人)	高度の肥満 +50%以上 中等度の肥満 +30%以上50%未 軽度の肥満 +20%以上30%未
肥満度(やせ傾向) -20%以下(人)	やせ-20%以下 -30%超過 高度のやせ -30%以下



<女子>

●小学校

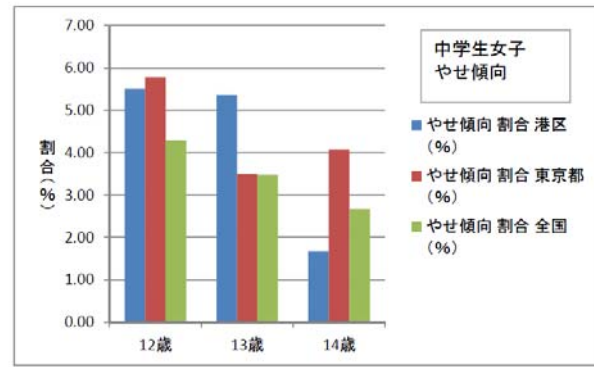
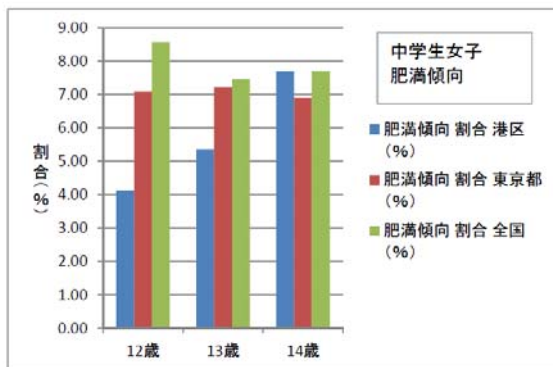
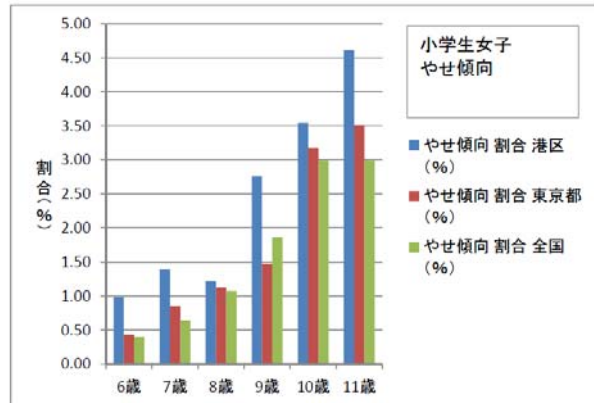
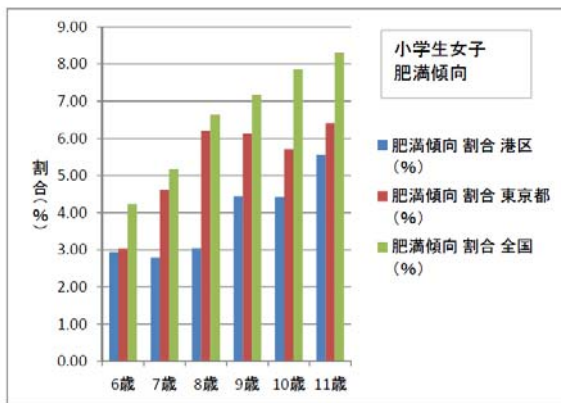
年齢	性別	測定者数 (人)	肥満傾向						やせ傾向						
			高度の肥満 (人)	中等度の肥満 (人)	軽度の肥満 (人)	合計	割合			やせ (人)	高度のやせ (人)	合計	割合		
							港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)				港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
6歳	女子	711	4	1	16	21	2.95	3.03	4.24	7	0	7	0.98	0.43	0.40
7歳	女子	646	1	5	12	18	2.79	4.61	5.18	9	0	9	1.39	0.85	0.64
8歳	女子	657	0	7	13	20	3.04	6.20	6.63	7	1	8	1.22	1.12	1.07
9歳	女子	653	1	10	18	29	4.44	6.12	7.17	18	0	18	2.76	1.47	1.86
10歳	女子	564	1	11	13	25	4.43	5.71	7.86	20	0	20	3.55	3.17	2.99
11歳	女子	521	1	8	20	29	5.57	6.41	8.31	23	1	24	4.61	3.51	2.99

●中学校

年齢	性別	測定者数 (人)	肥満傾向						やせ傾向						
			高度の肥満 (人)	中等度の肥満 (人)	軽度の肥満 (人)	合計	割合			やせ (人)	高度のやせ (人)	合計	割合		
							港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)				港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
12歳	女子	291	1	5	6	12	4.12	7.08	8.57	16	0	16	5.50	5.77	4.29
13歳	女子	261	0	7	7	14	5.36	7.22	7.46	14	0	14	5.36	3.49	3.47
14歳	女子	299	0	9	14	23	7.69	6.91	7.70	5	0	5	1.67	4.07	2.67

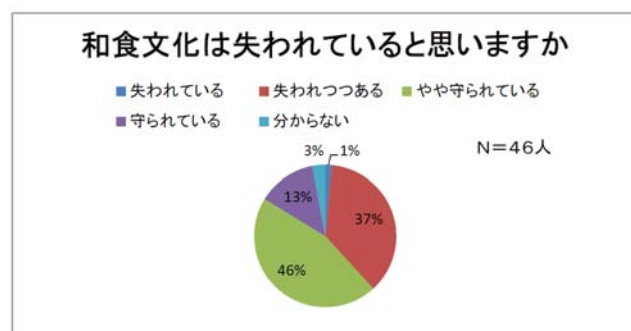
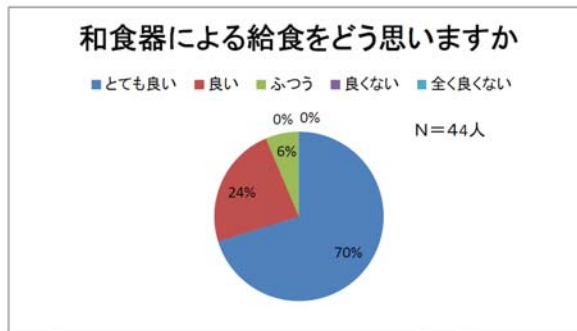
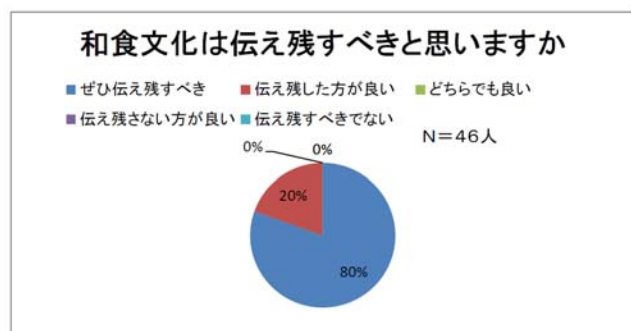
注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。
 肥満度は、村田式「肥満度(過体重度) = [実測体重(kg) - 身長別標準体重(kg)] / 身長別標準体重(kg) × 100」で計算する。

肥満度(肥満傾向) +20%以上(人)	高度の肥満 +50%以上 中等度の肥満 +30%以上50%未満 軽度の肥満 +20%以上30%未満
肥満度(やせ傾向) -20%以下(人)	やせ-20%以下 -30%超過 高度のやせ -30%以下



■ 平成 28(2016)年 10 月 和食器を使った授業後の保護者アンケート結果

平成 28 (2016) 年 10 月、赤坂小学校の 5・6 学年の児童と保護者が、和食器について学ぶ授業を実施しました。給食時には、正座をして御膳の和食器セットに盛り付けた給食を食べました。



【質問】 学校ではどのような和食の文化を発信または伝えてほしいですか

【回答】

- ・ 魚中心で、緑、野菜が多い食事だと有難い。
- ・ 和食器で食べる機会を増やしてほしい。
- ・ 地方料理をメニューに取り入れ子どもたちに理解してもらう。
- ・ 四季折々の料理、様々な和食、地域の料理、和食の食材等を提供してほしい。
- ・ 箸の正しい持ち方、正しい食べ方等、和食給食の時に伝えてほしい。
- ・ 和食の本当の味を伝えてほしい。
- ・ 日頃から食器にこだわって食事と日本の美的感覚をやしなってほしい。
- ・ 季節ごとの食事、七草、おはぎ、さくらもち、ぎんなん、新米、ひなあられ、ちまき、梅等、普段ならあまり食べようとしないが、給食なら季節を学びやすいのではと思う。
- ・ 食器、マナー、作法の意味など伝えてほしい。
- ・ せっかくの和食器給食の日にはカルシウム源を牛乳ではなく小魚や緑黄色野菜等の献立にしてほしい。
- ・ 野菜や魚でこの時期に頂くのが旬であり典型的な和の文化であることを給食の日にはアナウンスしてはどうか。

<感想・意見>

- ・ 和食を和食器で食べられたら視覚からも日本の文化を味わうことができるので是非そうしてほしい。
- ・ 家庭で焼き魚やひじきの煮物等の和食を出しても残そうとするので悩むが、学校の給食はありがたく、とても美味しいと毎日楽しみにしているようだ。
- ・ 子どもたちに和食の文化を伝える事はすばらしいと思う。
- ・ 貴重な体験だと思う、これからも続けられるといいと思う。
- ・ 親子で和食について考えるよい機会になった。
- ・ 和食器を使用するとマナーなども教える事が出来て良いと思う。家では十分に教えられないので、学校の授業で一度体験するだけでも子どもの心に残ってとても良いと思う。
- ・ 和食器の取扱い方、丁寧に扱わなければ割れてしまう、和の絵柄の素晴らしさなど学ぶことができ感謝している。
- ・ 食器は重要だと思う。子どもの食に関する思いも変わる。

(6) 特別支援教育の充実

通常の学級に在籍している、知的に遅れのない発達障害等の支援の必要な児童・生徒に対し、学習支援員^{※15}を配置して個別に学習支援を行っています。港区の人口が増加傾向にある中、学習支援員を配置した児童・生徒数も増加しています（平成25（2013）年度の89名から平成29（2017）年4月現在で204名）。

落ち着いた環境の中で、個別指導を受けることのできる特別支援教室を小学校全18校に設置しています。さらに、知的障害等のある児童・生徒のため、小・中学校に特別支援学級^{※16}を設置し、障害の特性や状態、発達の状況を踏まえ、一人ひとりに応じた教育を展開しています。

現行の学習支援員による支援や特別支援教室の運用などの取組の効果検証を行い、個々の特性に応じた支援を一層充実させるため、学習支援員の配置や支援方法の見直しのほか、中学校での特別支援教室の開始、特別支援教室への入退室の基準の見直しが課題となっています。また、就学・進学相談はもとより、教育相談から、就学・進学後の個に応じた支援へつなげていくための相談体制の整備などが必要です。

特別支援学級においては、通常の学級と交流、共同学習する機会を計画的に設定することが求められています。また、共生社会の実現に向けて、副籍制度^{※17}の充実による交流活動を推進していくなど、インクルーシブ教育^{※18}の考え方を踏まえ、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

<現状>

- 通常の学級に在籍している発達障害等、教育的ニーズがある支援の必要な児童・生徒数が年々増加している。
- 特別支援教室を小学校全18校に、小・中学校に特別支援学級を設置し、個々の障害の種類や状態、発達状況に応じた教育を行っている。

<課題>

- これまでの取組の効果検証を行い、個に応じた支援を一層充実させるため、学習支援員の配置や支援方法の見直し、中学校での特別支援教室の開始、特別支援教室の入退室基準の見直しが重要。
- 教育相談から就学・進学後の個に応じた支援へつなげていくための相談体制の整備が必要。
- 特別支援学級と通常の学級との共同学習の機会創出、副籍制度の充実による交流活動の推進が必要。

※15 学習支援員：通常の学級に在籍している発達障害等、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、通常の学級の全体指導において、一人ひとりに応じた個別の学習支援を行う者。

※16 特別支援学級：障害があることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな指導を行うため、特別に設置している少人数の学級。

※17 副籍制度：都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※18 インクルーシブ教育：障害のある子どもを含む全ての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育。

■ 港区立小・中学校での学習支援員を配置した時間数

	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
学習支援員を配置した時間数 (各年度3月 31 日現在)	約 45,000 時間	約 33,400 時間	約 40,200 時間

※港区実績による

■ 副籍制度の活用による交流活動を実施した児童・生徒数

	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
児童数(人)	16	26	26
生徒数(人)	4	13	10

※「港区の教育 平成 29 年度（2017 年度）版事業概要」より抜粋

■ 港区立小学校における特別支援教室巡回指導教員数

	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度
特別支援教室巡回指導教員数(人) (各年度4月 1 日現在)	19	30

※港区実績による

(7) 幼・小中一貫教育の推進

「小1問題^{※19}」「中1ギャップ^{※20}」による子どもや保護者の不安を解消するとともに、幼稚園、小学校、中学校が連携を強化し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育むことを目的として、幼・小中一貫教育を推進しています。

平成22(2010)年4月、区内初の小中一貫教育校お台場学園の開校後、区立中学校通学区域を単位とする研究グループをアカデミーと称し、アカデミーごとに地域の特色を踏まえた教育活動や幼稚園、小学校、中学校の交流、「小学校入学前教育カリキュラム^{※21}」「MINATOカリキュラム^{※22}」を活用した指導方法等の研究を行っています。

平成27(2015)年4月、区内2校目となる小中一貫教育校白金の丘学園の開校に合わせ、全アカデミーであらためて幼・小中一貫教育がスタートしています。アカデミーごとに教育ビジョンと目指す子ども像を掲げ、1年ごとの達成目標を示した上で具体的な教育活動を展開するほか、3年から5年後の達成目標についても示すことで、中・長期的な展望に立った「学校(幼稚園)づくり」についての段階的なビジョンを明確にしています。

今後は、幼稚園、小学校、中学校が、アカデミーの目指す子ども像の実現に向け、各校種の指導内容を見直し、計画的に発達段階に応じた指導を充実させることが必要です。

また、各アカデミーの特色ある教育の取組状況等を踏まえ、幼・小中一貫教育の成果を検証した上で、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた「小学校入学前教育カリキュラム」や「MINATOカリキュラム」の内容の見直しや、他地区における義務教育学校等の事例を参考とした研究を進め、幼・小中一貫教育さらなる充実・発展を図る必要があります。

<現状>

- 各アカデミーで幼稚園、小学校、中学校の連携・交流、「小学校入学前教育カリキュラム」などを活用した指導方法等の研究を行っている。
- アカデミーごとに教育ビジョン、目指す子ども像の実現に向けた具体的な教育活動を展開している。

<課題>

- 幼稚園、小学校、中学校が、アカデミーの目指す子ども像に向け、各校種の指導内容を見直し、計画的に発達段階に応じた指導を充実させることが必要。
- 幼・小中一貫教育の成果の検証、学習指導要領の改訂の趣旨等を踏まえた「小学校入学前教育カリキュラム」等の見直しなどにより、幼・小中一貫教育のさらなる充実・発展が必要。

※19 小1問題：小学校入学後、学級内が落ち着かない状態が数月にわたり継続する状況のこと。教師の話听不懂・指示どおりに行動しない児童や、勝手に授業中に教室の中を立ち歩く・教室から出て行く児童が散見されるなど、授業規律が成立しない状態をいう。

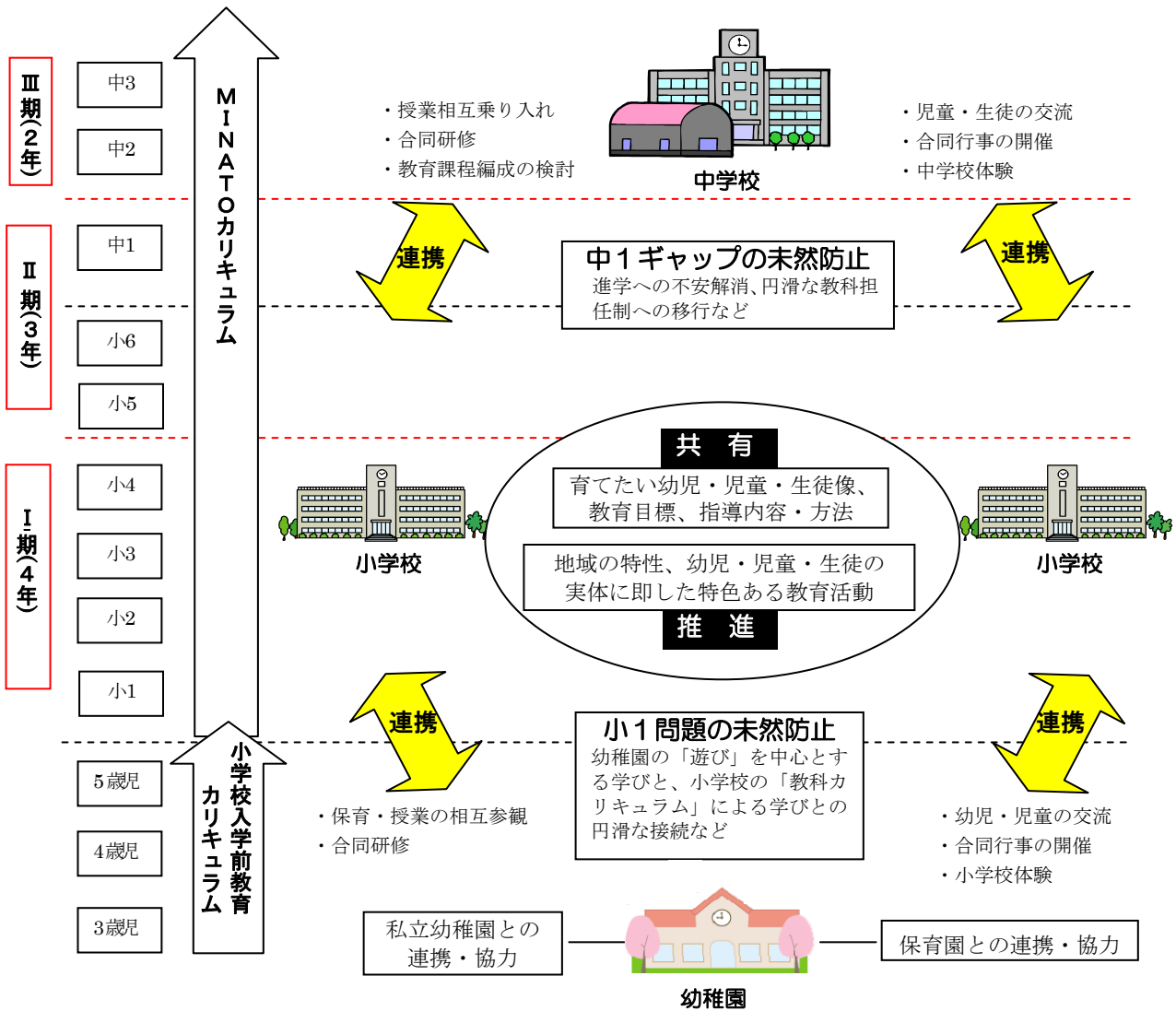
※20 中1ギャップ：中学校へ進学した際、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、心理面での不安やストレスなどを抱える生徒の状態のこと。不登校などの事態を招くことにつながるなどが危惧されている。

※21 小学校入学前教育カリキュラム：5歳児前期から保育園、幼稚園修了までの姿を含む5歳児全体のカリキュラムと、小学校第1学年入学当初から1学期頃までのスタートカリキュラムをつなぐカリキュラムもの。

※22 MINATOカリキュラム：港区において、区立小・中学校の指導の内容を、教科ごとに単元系統配列表にまとめたカリキュラムのこと。

■ 港区の幼・小中一貫教育のイメージ

幼児期の教育（3年間）から、小・中学校の義務教育（9年間）までの連続した12年間を見通した指導方針のもとで、子どもたちを育みます。



港区で2校目となる小中一貫教育校「白金の丘学園」
(平成27(2015)年4月開校)

■ 各アカデミーの目指す子ども像(平成 29(2017)年度)

御成門アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的な判断・行動ができ、地域に貢献する児童・生徒 ○発達段階に応じた人格を有し、心身ともに健康な児童・生徒 ○自主的に学ぶ児童・生徒
三田アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○ともに生きる人 ○自ら行動する人 ○社会に役立つ人
高松アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かに学び、豊かに生きる子供 ・自分を大切にし、人を思いやる心豊かな子供(徳) ・学ぶ意欲を高め、確かな学力を定着し、夢に向かって努力する子供(知) ・自らすすんで心身の健康を保持増進し、体力を向上させる子供(体)
港南アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな人間性(人との関わり、自己肯定感) ・人と関わりながら協調性や思いやりを身に付け、様々な事象に感動する豊かな感受性をもつ子 ○確かな学力(学びの姿) ・自ら活動する中で、追究したり表現したりすることをおして、様々なことに気付き・考え、問題を積極的に解決しようとする子 ○健康・体力(主体的な運動) ・自ら体を動かしたり、健康に関心をもってその維持・増進に努めたりし、たくましく生きる力をもつ子
白金の丘アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心を持ち、相手を思いやり、礼節のある子 ○自ら学び、自ら考え、自ら行動する子 ○よく運動し、強い心と健康なからだをつくる子
六本木アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○相手の考えを尊重し、地域の一員としての自覚を持ち、国際社会の中で生き抜く子供 ○自ら学び、正しく判断し、創造的に活動する子供 ○心身の健康を保ち、体力向上を図る子供
高陵アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○世界に生きる子供(地域性を生かした協働的な幼児・児童・生徒の育成)
赤坂アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○【徳】赤坂を愛し、自分を大切にし、人を思いやる豊かな心を育む子供 ○【知】学ぶ意欲を持ち、確かな学力を身に付け、夢に向かって努力する子供 ○【体】自らすすんで心身の健康を保持・増進し、体力を向上させる子供
青山アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の一員としての自覚を持ち、心身ともに健康で、知性、感性、品性を身に付けた人間性豊かな子供 ○みがこう 知恵と判断力 ○身に付けよう 思いやりの心とルール ○きたえよう 心と体
お台場アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> ○よく考え学ぶ子 ○感性豊かで思いやりのある子 ○心身ともに健康で、ねばり強い子 ○お台場の地域を愛し、すすんで地域に貢献する子

(8) 国際人育成の取組

港区では、小学校での「国際科^{※23}」、中学校での「英語科国際」の授業や小中学生のオーストラリアへの海外派遣、異文化体験授業等を実施し、国際人育成に向けた取組を行っています。また、東町小学校・南山小学校に開設した国際学級では、外国人児童への英語による学習支援に加え、日本人・外国人双方の児童にとって充実した国際理解教育を推進しています。多様な文化や価値観に触れる機会の創出など先駆的な取組の成果により、新入学・転入学希望者数が増加傾向にあります。「国際科・英語科国際についての意識調査」においても、港区立中学校の生徒は、外国人（英語話者と限定：以下同じ）と英語で話し交流したいという意欲が高いという結果となっています。

日本語指導を必要としている外国人児童・生徒等に対しては、滞在期間や日本語習得状況等に応じて、箕小 schools に開設している日本語学級での日本語指導や、各学校への日本語適応指導員^{※24}の派遣による日本語指導を展開しています。

今後、「国際科」「英語科国際」、小中学生海外派遣等の効果検証を行い、港区の国際人育成事業の一層の充実を図るとともに、学校や保護者の意見を踏まえた国際学級の運営を継続していくことが必要です。

また、日本語指導が必要な児童・生徒が年々増加していることを踏まえ、日本語学級の拡充や日本語適応指導の指導方法の改善が必要となっています。

コミュニケーション能力の向上にかかわって、とりわけ中学校では、外国人へ話しかける機会を多く設定するとともに、話してみたいという意欲をさらに引き出す指導の工夫・充実が求められています。自分の思いや考えを自ら発信し、積極的に外国人と意見を交換できるようになることが大きな課題です。

外国人の幼児や異なる文化的背景をもつ幼児が、全区立幼稚園に在籍しています。言葉による意思疎通や、幼稚園生活におけるきまりや約束等の理解が十分でない場合があり、各園で個別の配慮をしています。外国人の幼児も保護者も、安心して幼稚園生活を送れるよう、外国人に対するサポート体制の構築が必要となっています。

※23 国際科：文部科学省の教育課程特例校の認可をうけ、区立小学校において小学校1学年から週2時間、外国人講師（NT：ネイティブ・ティーチャー）を各校に配置し、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を培っている（平成18年度8校、平成19年度から全校実施）。コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っている。

※24 日本語適応指導員：帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本の生活や授業に適應できるよう、基本的に児童・生徒の母語を用いながら日本語の指導を行う者。

<現状>

- 小学校での「国際科」、中学校での「英語科国際」、小中学生の海外派遣、異文化体験授業等を実施している。
- 国際学級において、外国人児童への英語による学習支援、日本人・外国人双方の児童への国際理解教育を推進している。
- 「国際科・英語科国際についての意識調査」では、港区立中学校の生徒は外国人と英語で話したいという意欲が高いという結果となっている。
- 日本語指導が必要な児童・生徒に対して日本語学級や日本語適応指導員の派遣による日本語指導を行っている。
- 外国人又は異なる文化的背景をもつ幼児・保護者が、幼稚園生活における意思疎通や、きまり・約束の理解が十分でない場合がある。

<課題>

- 「国際科」、「英語科国際」、海外派遣等の効果検証を行い、一層の充実を図ることが必要。
- 学校や保護者の意見を踏まえた国際学級の運営が必要。
- 自ら積極的に外国人とコミュニケーションを取る意欲、自分の考えを発信し、外国人と意見交換できる能力の育成が重要。
- 日本語学級の拡充や日本語適応指導の指導方法の改善が必要。
- 外国人の幼児・保護者が安心して幼稚園生活が送れるようサポート体制の構築が必要。

■ 港区立中学校3学年を対象とした英語科国際についての意識調査

	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
「外国人と英語でどんどん話し、交流したい」の問いに肯定的な回答をした中学校3学年の割合	74%	75%	73%
「外国人に自分から、積極的に話しかけることができる」の問いに肯定的な回答をした中学校3学年の割合	49%	55%	50%

※港区実施調査から抜粋

(9) 魅力ある学校教育を支える環境の整備・充実

全国的に人口が減少傾向にある中、港区では人口が増加し続けています。平成 29（2017）年 9 月 1 日現在の人口は約 25 万 3 千人と、本計画を策定した平成 27（2015）年 2 月（約 24 万 1 千人）と比較して約 1 万 2 千人増加しています。平成 29（2017）年 3 月の港区人口推計によると、今後も増加傾向が続き、平成 40（2028）年には約 30 万 9 千人となる見通しです。

年少人口についても、平成 29（2017）年 3 月の約 3 万 2 千人から、毎年 1 千人程度の増加が続く見通しです。平成 36（2024）年には 4 万人を突破し、平成 40（2028）年には約 4 万 4 千人となることを見込まれており、幼児・児童・生徒数の増加に対応した学校施設の整備、教育の質の確保・向上、放課後や登下校などを含めた学校生活における安全・安心対策の充実が必要です。

平成 29（2017）年度に実施したアンケート調査の結果、今後、区立小学校、区立中学校に充実を希望することは何かという問いに対し、「教員の資質・指導力の向上」という回答が上位となっています。教員一人ひとりが資質・指導力を高めていくためには、研修等の充実とともに、校内の事務分担や会議のあり方をはじめとした校務の見直しや、教員の勤務時間外の保護者等からの問合せ対応、部活動の指導等における負担の軽減を図り、教員が教育活動に専念できる時間を確保することが必要です。

また、学校全体としての教育力の向上のため、専門的な人材との連携をさらに進めるとともに、これまで以上に家庭や地域との連携を深め、地域が一体となって子どもを育む環境づくりが求められています。

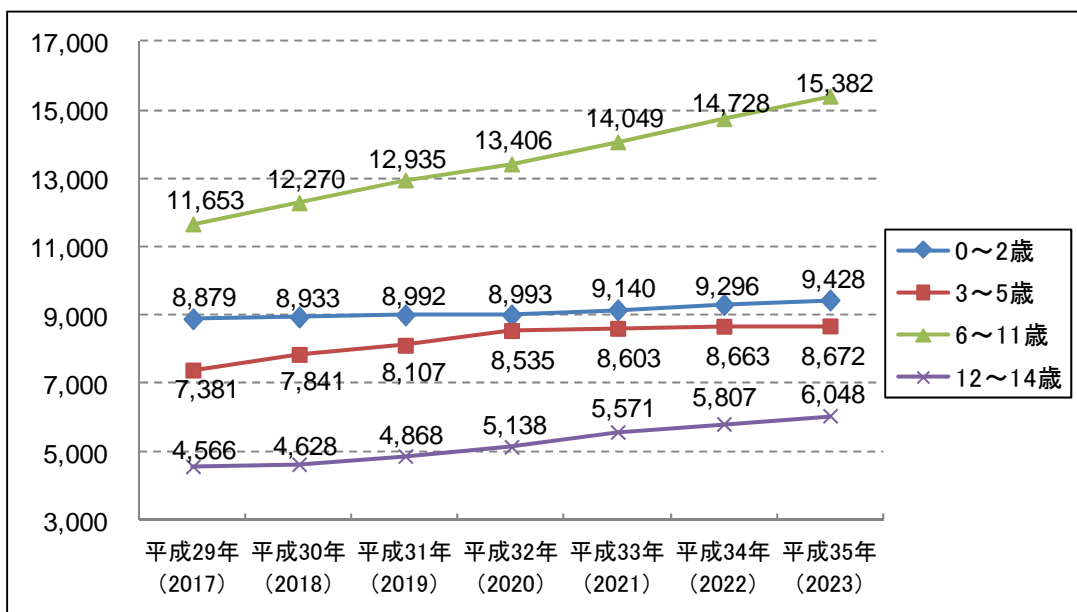
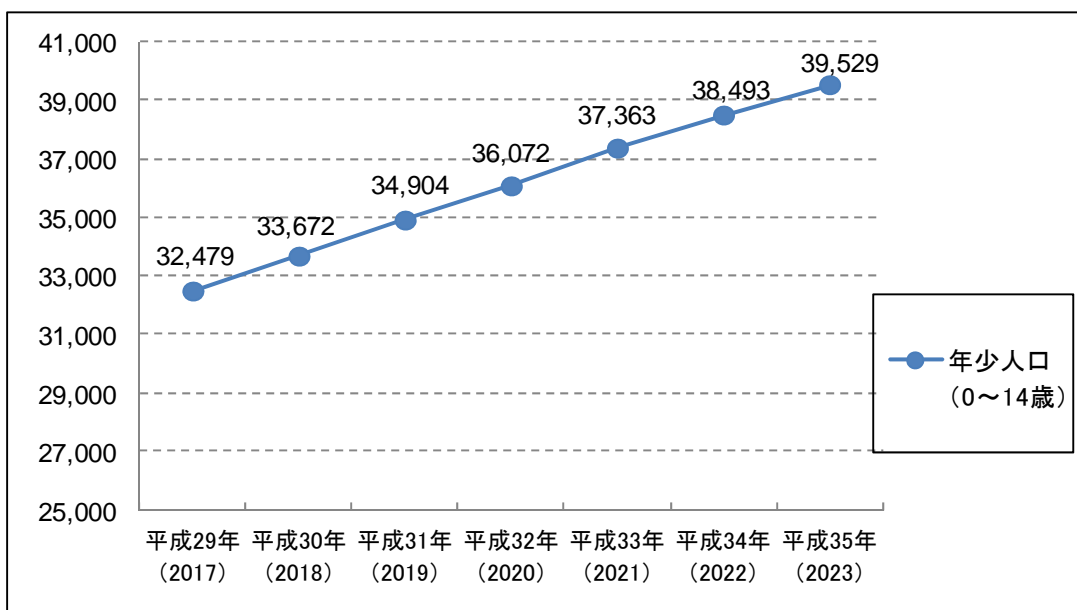
<現状>

- 年少人口は今後も毎年 1 千人程度の増加が続き、平成 36（2024）年には 4 万人を超える見込み。
- アンケート調査では、区立小学校、区立中学校に充実を希望することとして「教員の資質・指導力の向上」と回答した人が多い。

<課題>

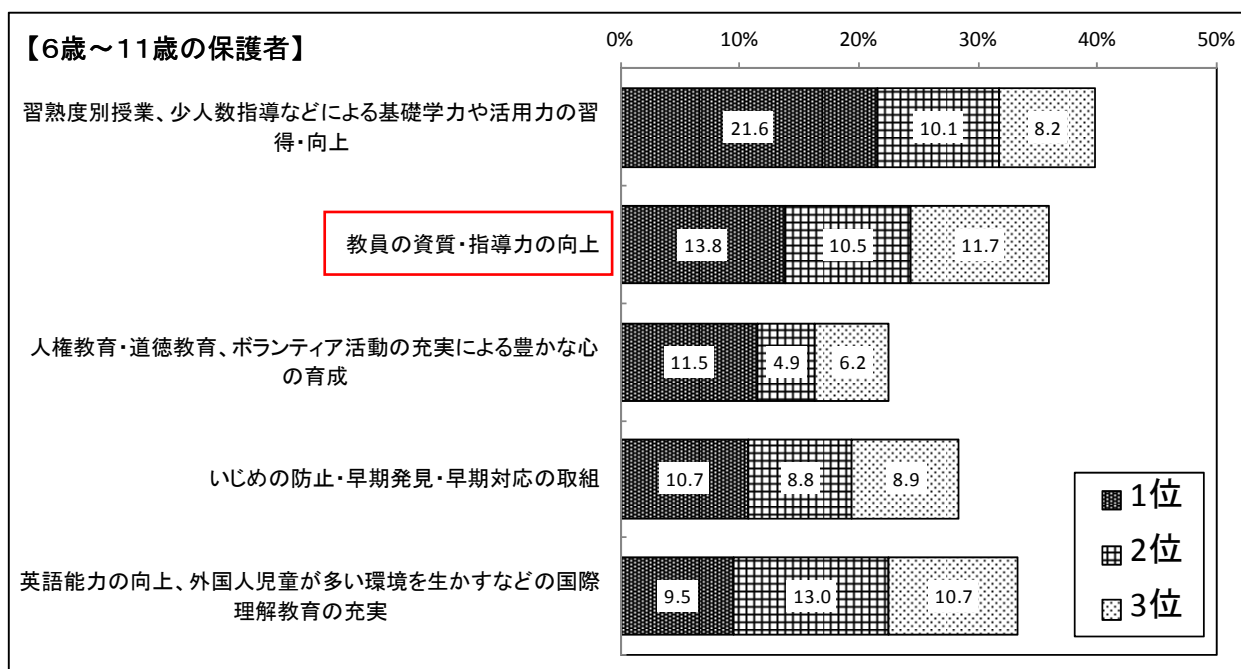
- 幼児・児童・生徒数の増加に対応した学校施設の整備、教育の質の確保・向上、安全・安心対策の充実が必要。
- 教員の負担軽減を図り、教育活動に専念できる時間の確保が必要。
- 家庭や地域との連携をさらに深め、地域が一体となって子どもを育む環境づくりが必要。

■ 港区の年少人口推計

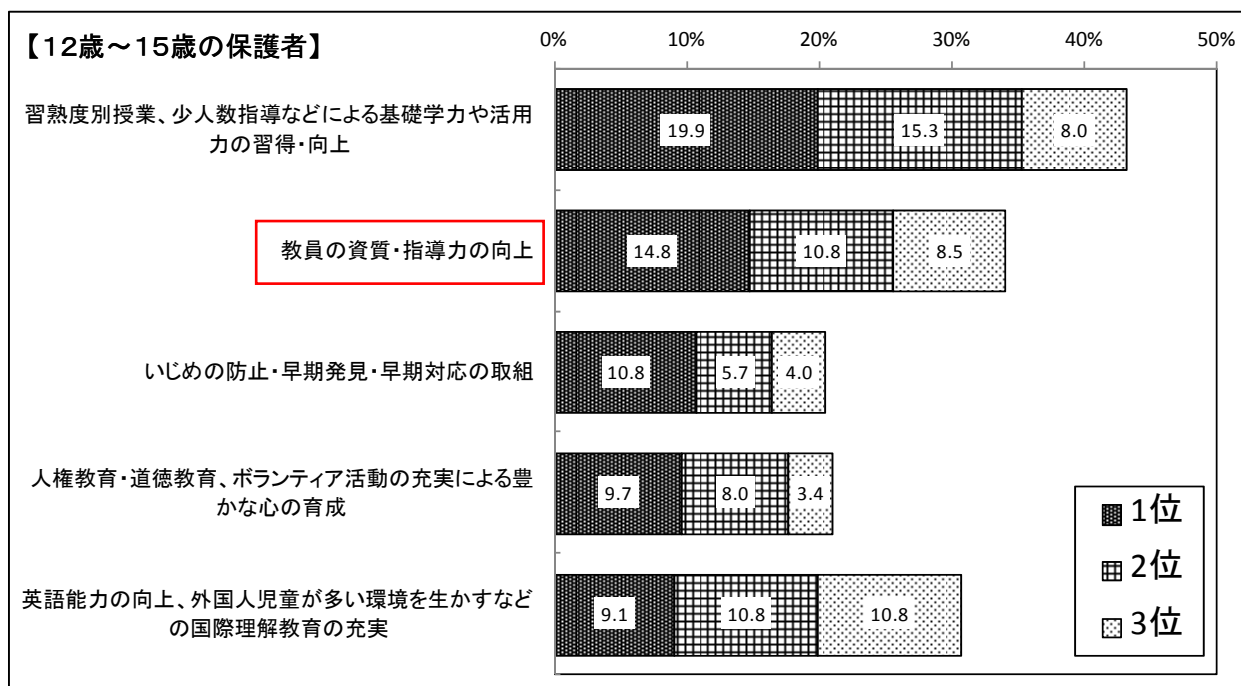


※数値は「港区人口推計（平成29年3月）」から抜粋
 （推定値のため年齢別人口と年少人口計が一致しない場合がある。）

■ 平成 29(2017)年度アンケート調査「小学校に充実を希望すること」(上位5つまでを抜粋)



■ 平成 29(2017)年度アンケート調査「中学校に充実を希望すること」(上位5つまでを抜粋)



第3章

魅力ある学校教育の推進

1 目指すべき子どもの姿

「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」に掲げる目指す人間像、学校教育における現状と課題を踏まえ、港区が育てていく子どもの目指すべき姿を前期計画から継承し、以下のように掲げます。

目指すべき子どもの姿

夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、 未来を創造する子ども

全国的な少子・高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、世代間交流の減少や地域とのつながりの希薄化が顕著になっています。人々の働き方、生き方の多様化が子どもの生活習慣や健康に及ぼす影響についても指摘されています。

港区においては、急速な人口の増加に加え、さらなるグローバル化や都市開発の進展等が、子どもの生活環境や学習環境、遊びの環境などに大きな影響を及ぼすことが考えられます。

こうした変化が激しく、将来を予測することが難しい社会において、子どもたちがよりよく生き抜いていくために、これからの教育には、一人ひとりの個性を伸ばし、多様な能力を育むことが求められます。

港区は「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」を目指すべき子どもの姿として掲げ、生涯にわたり自ら学び続ける意欲を養い、新たな価値を創造する、将来を担う人づくりに取り組みます。そのために学校は、保護者や地域と連携し、子どもたちが安全・安心で、いきいきと楽しく学ぶことができる、質の高い学校経営を目指します。

《学校経営の視点》

- 1 子どもたちが安全で安心して過ごすことができる学校づくり
- 2 子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる学校づくり
- 3 保護者や地域に信頼される学校づくり

2 基本目標

「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」を育むため、学校教育における現状と課題を踏まえ、4つの基本目標を前期計画から継承し、施策を推進します。

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

自ら学び、考え、行動する子どもの育成には、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育が不可欠です。豊かな人間性の育成と確かな学力の習得、健やかな心と体づくりに取り組みます。

徳	自分を大切にするとともに、他者を理解し思いやる心を養う教育、差別やいじめをしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育成する人権教育、道徳教育を推進します。
知	基礎的・基本的な学力、活用力を身に付け、論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組みます。学習指導要領等の改訂の趣旨を踏まえつつ、港区の特性を生かした教育を推進します。
体	基本的な生活習慣の確立、健康な体づくりを支援し、年齢や成長に応じた基礎体力、運動能力を身につけるための教育を推進します。オリンピック・パラリンピックを契機とした多様な教育に取り組みます。

基本目標2 生き抜く力を育む学びの推進

一人ひとりが夢と希望をもち、未来を切り拓いて生き抜いていく力の育成に取り組みます。意欲をもって自ら学び、挑戦し努力する姿勢、自ら課題を発見し、多様な人と協働して解決に導く力、主体的に社会に貢献する力を育みます。

共生社会の実現に向けて、特別支援教育をはじめとした、障害の特性や状態、発達状況等に応じた相談体制、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

子どもの発達や学びの連続性に配慮した幼・小中一貫教育、英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした国際理解教育を推進します。

ICT等の活用により、情報活用能力や学力の向上、郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境などの体験学習の充実を図ります。

基本目標3 地域社会で支えあう学びの推進

家庭や地域との連携、企業や大学等の多様な主体との協働により、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します。

学校での取組や子どもたちの様子について、保護者や地域に積極的に発信するなど、開かれた学校づくりを一層推進します。保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、地域が一体となって子どもの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

企業や大学、NPO等の団体、大使館など、港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたちの多様な学びの機会を創出します。

教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。

基本目標4 学びを支える教育環境の充実

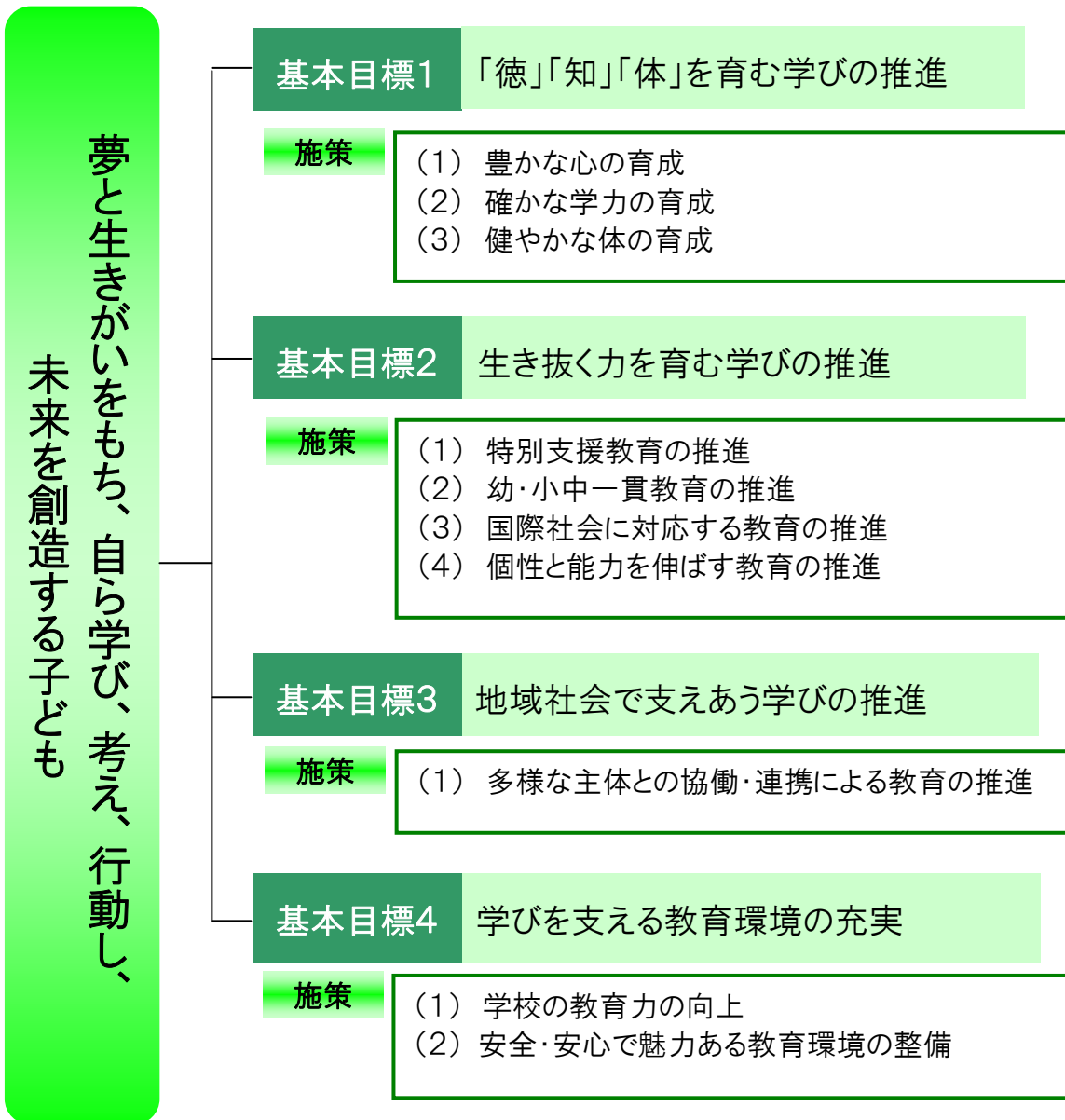
学校の教育力の向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

学校の教室の確保など幼児・児童・生徒数の増加への対応をはじめ、学校施設の老朽化等に的確に対応し、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。

教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実を図るため、教員の負担軽減に取り組みます。

子どもたち一人ひとりが、夢と希望を持って成長していけるよう、学びの未来応援施策を推進します。

3 施策の体系



4 施策の展開

4つの基本目標のもとに施策を体系化し、発展的かつ効果的な事業を推進します。本計画に計上する各事業に定めた「目指す子ども像」や「目指す学校像」等の実現に向けて、実践的な取組を推進していきます。

また、計画期間内に特に重点的に取り組むべき事業を、「重点事業」と位置付けます。「重点事業」では、取組の年次計画及び成果指標を明確にし、その達成に向けて着実に事業を遂行します。

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

施策	新規/重点	事業	頁
(1) 豊かな心の育成		① 人権教育の推進	45
	重点	② 道徳教育の推進	46
		③ 芸術鑑賞機会の充実	47
		④ 心のケアの充実	47
		⑤ 学校の相談体制の強化	48
(2) 確かな学力の育成	重点	① 基礎学力・活用力の習得	49
		② きめ細かな指導の充実	50
		③ 読書活動の推進	50
	重点	④ 理科教育の推進	51
(3) 健やかな体の育成	重点	① 健康な体づくり	52
	新規/重点	② 食育の推進	53
		③ スポーツを楽しむ心の育成	54
	新規/重点	④ オリンピック・パラリンピック教育の推進	55

基本目標2 生き抜く力を育む学びの推進

施策	新規/重点	事業	頁
(1) 特別支援教育の推進	重点	① 特別支援教育の充実	56
		② 特別支援教育体制の整備	57
(2) 幼・小中一貫教育の推進	重点	① 幼・小中一貫教育の推進	58
		② 小学校入学前教育の充実	59
(3) 国際社会に対応する教育の推進	重点	① 国際理解教育の充実	60
		② グローバル化への対応	61
(4) 個性と能力を伸ばす教育の推進		① 郷土への愛着の醸成	62
	重点	② ICTを活用した教育の推進	62
		③ 体験学習の充実	63
		④ 防災等の安全に関わる教育の推進	64
		⑤ 環境教育の充実	64

基本目標3 地域社会で支えあう学びの推進

施策	新規/重点	事業	頁
(1) 多様な主体との協働・連携による教育の推進		① 多様な主体との協働・連携	65
	新規	② 地域とともにある学校づくり	65
		③ 学校支援地域本部事業の充実	66
	新規	④ 「チームとしての学校」の体制の整備	67

基本目標4 学びを支える教育環境の充実

施策	新規/重点	事業	頁
(1) 学校の教育力の向上		① 教員の指導力向上	68
	新規/重点	② 教員の負担軽減の推進	69
(2) 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		① 学校施設の充実	70
		② 安全・安心な教育環境の整備	71
	新規/重点	③ 学びの未来応援施策の推進	71

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

施策(1)

豊かな心の育成

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使ったインターネットを介したいじめや誹謗中傷など、情報通信技術の進展とともに、いじめの様態が変化しており、発見や対応の難しさが指摘されています。

「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の示す「徳」「知」「体」を育む学びを踏まえ、「徳」の育成を最も重要な教育のひとつと捉え、偏見や差別を許さない意識と行動力を身につける人権教育や、思いやりや他者との絆を大切にする心の育成、協調性や助け合う心の育成などの道徳教育を推進し、子どもたちの豊かな心を育みます。

1-(1)-① 人権教育の推進

【目指す子ども像】

○人権について理解し、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができる子ども

【取組内容】

- 幼稚園、小学校、中学校で策定した全体計画及び年間指導計画に基づき、人権教育を推進します。東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用し、発達段階に応じて「高齢者」「障害者」「外国人」等の人権課題を取り上げ、学習していきます。
- 教員の人権感覚を磨き、人権教育に係る指導力の向上を目指し、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒に適切な指導ができるよう、人権教育研修会や職層に応じた研修を実施します。
- 子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、「港区いじめ防止基本方針」及び条例に基づく「港区いじめ問題対策連絡協議会」等の関連組織を活用し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 各小・中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定するほか、弁護士や民生・児童委員等を招いて年間2回「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校のいじめにおける状況、今後の方向性等について話し合い、いじめ防止のための対策を推進します。

【期待される成果】

○様々な場面で人権が尊重される社会づくりに向けた自ら人権意識をもって行動できる子どもが育まれます。

1-(1)-② 道徳教育の推進

重点事業

目的	幼児・児童・生徒が将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や、人間としてのあり方、生き方についての自覚を深め、一人ひとりの道徳的実践力を育成するため、学校教育全体をとおして、道徳教育を推進します。													
目指す子ども像	○自他の生命を尊重する子ども ○思いやりのある子ども ○地域や社会に貢献する子ども ○社会のルールやマナーを守る規範意識を身に付けた子ども													
取組内容	<p>平成 30(2018)年度から道徳の時間が「特別の教科」となるに当たり、教科書の活用、学校・家庭・地域の連携による道徳授業地区公開講座^{※25}の工夫・改善など、幼稚園、小学校、中学校における道徳教育のさらなる充実を目指します。あわせて、各学校の優れた授業事例を集めた「道徳実践事例集」を毎年度作成し、全校で活用します。「道徳実践事例集」の活用をとおして、「考え、議論する」道徳授業の実践を図ります。</p> <p>さらに、道徳推進教師を対象とした研修を強化し、道徳推進教師の資質の向上とともに学校の道徳授業の質的改善を図ります。</p> <p>また、各幼稚園、小学校、中学校の特色を生かし、地域の人材や企業などの資源を活用した授業を継続的に展開することで、協調性や社会性を養うとともに、地域社会の一員として主体的に活動できる幼児・児童・生徒を育成します。</p> <p><各年度の取組></p> <table border="1" data-bbox="368 1205 1378 1350"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「特別の教科 道徳」教科書の指導案集作成・活用</td> <td>小学校指導案集作成・活用</td> <td>中学校指導案集作成・活用</td> <td>小・中学校指導案集見直し</td> </tr> </tbody> </table>				取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	「特別の教科 道徳」教科書の指導案集作成・活用	小学校指導案集作成・活用	中学校指導案集作成・活用	小・中学校指導案集見直し		
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度											
「特別の教科 道徳」教科書の指導案集作成・活用	小学校指導案集作成・活用	中学校指導案集作成・活用	小・中学校指導案集見直し											
成果指標	<table border="1" data-bbox="368 1435 1378 1675"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成 29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」で肯定的な回答をする小学校6学年の割合(全国学力・学習状況調査質問紙より)</td> <td>93.9%</td> <td>95%</td> <td>95%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>				成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」で肯定的な回答をする小学校6学年の割合(全国学力・学習状況調査質問紙より)	93.9%	95%	95%	95%
成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度										
「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」で肯定的な回答をする小学校6学年の割合(全国学力・学習状況調査質問紙より)	93.9%	95%	95%	95%										

※25 道徳授業地区公開講座：小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校における道徳授業の活性化を図るとともに、保護者・都民の参加のもと、家庭、学校、地域社会の連携による道徳教育の推進に資するための東京都教育委員会主催の公開講座。

1-(1)-③ 芸術鑑賞機会の充実

【目指す子ども像】

○芸術に触れたり、体験したりすることで情操を豊かにし、創造性を高められる子ども

【取組内容】

- 幼児・児童・生徒が質の高い演奏や舞台芸術を鑑賞する機会を充実します。
- 東京 2020 大会の文化プログラム^{※26}を通じて、幼児・児童・生徒が身近に芸術や文化に触れ、実際に参加・体験し、その楽しさや喜びを感じることができる機会を充実します。
- 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせてテーマを設定し、大学や企業等との連携により、様々な観点から子どもの感性と情操を育む教育を推進します。

【期待される成果】

- 子どもが美しいものや優れたものに触れることにより、豊かな感性と情操が育まれます。
- 日本と世界との文化芸術の交流により、多様な価値観に対する相互理解が促進されます。

1-(1)-④ 心のケアの充実

【目指す子ども像】

○将来の夢や希望をもって、前向きに生きていこうとする子ども

【取組内容】

- 長期にわたって学校を欠席している児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒への支援体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※27}、適応指導教室（つばさ教室）、子ども家庭支援センターなど関係機関等との連携を図ります。
- 適応指導教室（つばさ教室）は、平成 32（2020）年度に虎ノ門三丁目に開設予定の新教育センターに移転するまでの期間、旧飯倉小学校施設において引き続き運営します。学校復帰を目指して通室する児童・生徒に適切な相談、指導及び支援を行う施設として、児童・生徒の状況に配慮した環境づくりに取り組みます。

【期待される成果】

- 不登校児童・生徒の出現率の低減、不登校解消児童・生徒数の増加が見込まれます。
- 適応指導教室入級者の学校復帰率の向上が見込まれます。

※26 文化プログラム：スポーツを文化、教育と融合させることを根本原則とした文化イベント。オリンピック憲章では、開催国は複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならないと定められている。港区では、「区内のあらゆる地域で、区民が多彩な文化芸術に触れられること」などに留意して文化プログラムを展開していくこととしている。

※27 スクールソーシャルワーカー：臨床心理士資格、臨床発達心理士又は産業カウンセラー等のほか、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる資格を有する者。問題を抱える児童・生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけにより、問題の解決を行う。

1-(1)-⑤ 学校の相談体制の強化

【目指す体制】

- 学校生活や家庭生活等において悩みがあるときに相談しやすい環境

【取組内容】

- 子どもたちや保護者が安心して学校生活を送れるよう、学級担任や養護教諭を中心とした学校の相談体制を強化します。
- 子どもたちの悩みや不安の解消のため、幼稚園、小学校、中学校でのスクールカウンセラーによる教育相談や教育センター相談員による相談体制の整備を推進します。
- 子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関をはじめ、民生・児童委員など地域との連携により、児童虐待やいじめ、不登校、非行などの問題について、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーを事案に応じて派遣し、教育と福祉の両面から問題解決にあたります。また、平成33(2021)年度の(仮称)港区子ども家庭総合支援センター(児童相談所併設)の開設を見据え、相互に連携した相談体制の構築に取り組みます。

【期待される成果】

- 幼児・児童・生徒、保護者等の悩みや不安が解消されます。
- いじめ、虐待、不登校などの問題の発生予防・早期発見・早期対応につながります。

政治、経済、社会、文化など、あらゆる領域で新しい知識、情報、技術が重要となる「知識基盤社会」で活躍できる人材の育成が求められています。高度な知的社会に対応できる子どもを育むため、学習習慣の定着と基礎的・基本的学力、活用力の習得を図ります。

子どもの知的好奇心を高め、自ら意欲的に学習に取り組む姿勢を育むとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、学力の向上、論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組みます。

1-(2)-① 基礎学力・活用力の習得

重点事業

目的	児童・生徒一人ひとりの一層の学力向上を目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性の育成を目指します。													
目指す子ども像	○自らすすんで学ぼうとする子ども ○筋道を立てて考え、自分の思いや考えを適切に表現できる子ども													
取組内容	<p>確かな学力の育成には、教員の指導力の向上が不可欠です。教員が児童・生徒と向き合える時間を確保するため、校務支援システム^{※28}の活用により、業務の効率化を図ります。</p> <p>一方、少人数指導やICTの整備や活用による学習形態の工夫など、指導方法の工夫・改善をとおして「わかる授業」を実践することにより、児童・生徒の学習意欲を喚起するとともに、基礎的な知識・技能の定着を図ります。</p> <p>港区独自の学力調査の実施と結果の分析、学習の進捗に応じた「重点ポイント集」の活用、土曜等の系統的・継続的な学習活動の実施、各種検定受検の奨励^{※29}などにより、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を支援します。</p> <p>また、企業やNPO等の団体、大学など、地域の人材、資源の活用、科学館、図書館、博物館等を活用した積極的な教育の展開や、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりにより、生きた知識・技能、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性といった資質・能力を育む取組を推進します。</p> <p><各年度の取組></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #bbdefb;">取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #bbdefb;">学習定着度に応じた重点ポイント集の作成・活用</td> <td>学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用</td> <td>学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用</td> <td>学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用</td> </tr> </tbody> </table>				取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	学習定着度に応じた重点ポイント集の作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用		
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度											
学習定着度に応じた重点ポイント集の作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成・活用											
成果指標	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #bbdefb;">成果指標</th> <th>現状 <small>平成 29(2017)年度末(見込)</small></th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #bbdefb;">全国学力・学習状況調査(主として「活用」に関する問題)の全国平均を100とした区の指数</td> <td>小・国語 114 小・算数 124 中・国語 99 中・数学 103</td> <td>小・国語 115 小・算数 125 中・国語 101 中・数学 105</td> <td>小・国語 116 小・算数 126 中・国語 103 中・数学 107</td> <td>小・国語 117 小・算数 127 中・国語 105 中・数学 109</td> </tr> </tbody> </table>				成果指標	現状 <small>平成 29(2017)年度末(見込)</small>	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	全国学力・学習状況調査(主として「活用」に関する問題)の全国平均を100とした区の指数	小・国語 114 小・算数 124 中・国語 99 中・数学 103	小・国語 115 小・算数 125 中・国語 101 中・数学 105	小・国語 116 小・算数 126 中・国語 103 中・数学 107	小・国語 117 小・算数 127 中・国語 105 中・数学 109
成果指標	現状 <small>平成 29(2017)年度末(見込)</small>	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度										
全国学力・学習状況調査(主として「活用」に関する問題)の全国平均を100とした区の指数	小・国語 114 小・算数 124 中・国語 99 中・数学 103	小・国語 115 小・算数 125 中・国語 101 中・数学 105	小・国語 116 小・算数 126 中・国語 103 中・数学 107	小・国語 117 小・算数 127 中・国語 105 中・数学 109										

※28 校務支援システム：児童・生徒の情報を取り扱う校務処理を電子システム化したもの。イントラメールや掲示板など、グループウェア機能も併せ持ち、教職員間の円滑なコミュニケーションを図ることができる。校務支援システムの活用により、教職員の作業効率化を図ることができる。

※29 各種検定受検の奨励：平成 18(2006)年度から他自治体に先駆けて漢字検定・英語検定・数学検定の受検に必要な費用の一部を区が負担し、児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、保護者負担の軽減を図っている。

1-(2)-② きめ細かな指導の充実

【目指す子ども像】

○基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、学力の向上を目指し意欲的に学ぶ子ども

【取組内容】

○小学校1学年で児童数が20名を超える学級、学力向上を目的とするコース別指導等を行う小・中学校に区費採用講師^{※30}を配置し、教員、少人数指導講師による少人数習熟度別指導やティームティーチング指導^{※31}、コース別指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実します。

○将来教員を志望する学生を幼稚園アシスタント^{※32}、小・中学校においてはスクールボランティア^{※33}として配置し、幼稚園、小学校、中学校の教育活動を支援します。

【期待される成果】

○習熟度に応じた指導や教材の工夫により、一人ひとりの学力が向上します。

○個に応じたていねいな指導により、児童・生徒の学習意欲が高まります。

1-(2)-③ 読書活動の推進 【関連計画：港区子ども読書活動推進計画】

【目指す子ども像】

○本に親しみ、読書を通じて知的好奇心を高め、物事を深く考えることができる子ども

【取組内容】

○本を身近に感じる環境づくりを推進するため、各小・中学校にリーディング・アドバイザー・スタッフ（RAS）^{※34}を週5日程度配置します。また、「学校図書館法」の一部改正に伴い、平成29（2017）年度より各小・中学校に配置した学校司書^{※35}を活用して、学校図書館担当教諭や区立図書館との連携を強固なものとし、図書館を活用した授業支援を行います。

○読み聞かせやブックトーク、読書週間の設定など、多様な本に触れる機会の創出等により、読書に対する関心・意欲を高めるとともに、運営時間を工夫するなど利用しやすい学校図書館づくりに引き続き取り組み、幼児・児童・生徒の読書活動を支援します。

○学校図書館支援センター^{※36}機能のあり方を区立図書館と連携して検討していくとともに、教員、学校司書、RAS、区立図書館の効果的な連携について検証していきます。また、年間2回実施している研修等をとおしてRASの専門性の向上を図り、児童・生徒の学習活動、教員の研究等を支援します。

※30 区費採用講師：区費で採用する講師のことで、小学校第1学年で1学級の児童数が20人を超える学級と、小・中学校で学力向上を目的とするコース別指導のために配置している。

※31 ティームティーチング指導：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力をとおして一人ひとりの子ども及び集団の指導の展開を図り、責任をもつ指導方法及び形態。

※32 幼稚園アシスタント：幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、幼児の安全管理を徹底し、質の高い幼稚園教育を推進するため各幼稚園に配置している、将来、幼稚園教諭をめざす人材。

※33 スクールボランティア：学力向上を目的として、平成15（2003）年度より港区立小・中学校に配置している、学習指導等の補助にあたる者。港区内及び近隣の大学と提携し、教員志望の学生等を配置している。

※34 リーディング・アドバイザー・スタッフ（RAS）：児童・生徒の読書活動の推進や学校図書館の環境の充実、学習資料の提供など、児童・生徒の読書への興味・関心の向上、主体的・意欲的な学習活動の支援を行うため、全区立小・中学校に配置されている有償ボランティア。

※35 学校司書：学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員の学校図書館の利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。「学校図書館法」第6条第1項で設置に努めるよう規定されている。港区では、平成29（2017）年度より週1日、各小・中学校に配置している。

※36 学校図書館支援センター：学校図書館の機能充実を図ること（学校図書館の運営や活用、地域開放）を目的として設置される組織。

【期待される成果】

- 幼児・児童・生徒の主体的な読書活動の推進により、様々な学習における自ら学ぼうとする意欲が高まるとともに、生涯をとおして深く学ぼうとする幼児・児童・生徒が育まれます。

1 - (2) - ④ 理科教育の推進		重点事業											
目的	児童・生徒一人ひとりの科学に関する基礎的な力を向上させるため、理科への興味・関心を一層高めるとともに、問題解決的な学習を通じて科学的な見方や考え方を育成します。												
目指す子ども像	○目的意識をもって観察や実験に主体的に取り組み、科学的な見方に基づき考察できる子ども												
取組内容	<p>理科教育に関する大学の専門家を講師とする出前授業を、各中学校において実施します。講師が独自に開発した教材による観察や実験をとおして、生徒が理科の不思議さや奥深さを体験することにより、理科への興味・関心、学習意欲の向上につなげます。</p> <p>また、観察や実験の結果を分析し、自らの考えを表現することは、科学的に探究する学習を支えるために重要です。このような学習活動をとおして思考力、判断力、表現力を伸ばす理科授業を展開するため、理科教育に関する専門的な知識を有する民間企業経験者などの人材（サイエンスアシスタント^{※37}、サイエンスアドバイザー^{※38}、理科支援員^{※39}）を各小・中学校に配置します。</p> <p>教員の理科指導力の向上のため、理科実技研修会を実施します。新教育センター等での理科教育の先進的な取組の共有や、児童・生徒の理科への興味・関心の向上につながる観察・実験をまとめた冊子等を各小・中学校に配布し、港区全体の理科教育の質の向上を図ります。</p> <p>平成32（2020）年度に虎ノ門三丁目に開設予定の（仮称）港区立科学館において、体験型の展示や企業等との連携による展示、学校では実施が難しい実験メニュー、星の動きをはじめ最新の宇宙の話題などを提供するプラネタリウムを展開し、子どもたちの理科・科学への興味・関心を高める体験学習を充実します。</p> <p><各年度の取組></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成30(2018)年度</th> <th>平成31(2019)年度</th> <th>平成32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理科教育の質の向上のための実験ポイント集の作成・活用</td> <td>実験ポイント集の作成・活用（小学校）</td> <td>実験ポイント集の作成・活用（中学校）</td> <td>実験ポイント集の改訂（小・中学校）</td> </tr> </tbody> </table>			取組	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	理科教育の質の向上のための実験ポイント集の作成・活用	実験ポイント集の作成・活用（小学校）	実験ポイント集の作成・活用（中学校）	実験ポイント集の改訂（小・中学校）		
取組	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度										
理科教育の質の向上のための実験ポイント集の作成・活用	実験ポイント集の作成・活用（小学校）	実験ポイント集の作成・活用（中学校）	実験ポイント集の改訂（小・中学校）										
成果指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成30(2018)年度</th> <th>平成31(2019)年度</th> <th>平成32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学力調査(理科)の全国平均を100とした区の指数</td> <td>小6 101 中3 95.8</td> <td>小6 103 中3 100</td> <td>小6 105 中3 102</td> <td>小6 107 中3 105</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標	現状 平成29(2017)年度末(見込)	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	学力調査(理科)の全国平均を100とした区の指数	小6 101 中3 95.8	小6 103 中3 100	小6 105 中3 102	小6 107 中3 105
成果指標	現状 平成29(2017)年度末(見込)	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度									
学力調査(理科)の全国平均を100とした区の指数	小6 101 中3 95.8	小6 103 中3 100	小6 105 中3 102	小6 107 中3 105									

※37 サイエンスアシスタント：小学校において、理科の観察や実験の支援、授業準備を行う者。

※38 サイエンスアドバイザー：中学校において、理科の観察や実験の支援、学習活動の支援を行う者。

※39 理科支援員：小学校において、理科の観察や実験等の指導に関する教員への助言、サイエンスアシスタントへの指導を行う者。

施策(3)

健やかな体の育成

全国的に子どもの体力・運動能力の低下が指摘される中、港区立小・中学校の児童・生徒の体力・運動能力は、全国と比較すると、小学生はほぼ同水準か、やや上回っていますが、中学生ではやや下回ります。

家庭との連携により基本的な生活習慣、食習慣、運動習慣の確立、一人ひとりの健康な体づくりを支援し、年齢や成長に応じた体力・運動能力を伸長させるための教育を推進します。

東京 2020 大会の開催を契機とし、体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組を推進するとともに、障害者理解の促進やボランティア精神の育成に取り組みます。

1 - (3) - ① 健康な体づくり

重点事業

目的	心身の健康の保持・増進のため、基本的な生活習慣の確立を支援します。心身の成長についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養います。																									
目指す子ども像	○正しい生活習慣を身に付け、健康な体づくりに意識して取り組む子ども ○年齢や成長度合いに応じた基礎体力、運動能力を身に付けた子ども																									
取組内容	<p>休み時間など、全児童・生徒が参加する運動の時間を増やし、基礎体力を高める取組を実施します。特に、筋瞬発力の向上や投動作の獲得に向けた各学校の取組を推進するリーフレットを作成、活用します。</p> <p>子どもの体力向上に向けた具体的目標を定め、学校の実態に合った特色ある「一校一取組運動」を実践します。コーディネーショントレーニング^{※40}を全小・中学校で実施し、各校の実践内容を統合したマニュアルを作成、活用します。</p> <p><各年度の取組></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コーディネーショントレーニング</td> <td>全校で実施</td> <td>全校で実施</td> <td>全校で実施</td> </tr> </tbody> </table>				取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	コーディネーショントレーニング	全校で実施	全校で実施	全校で実施														
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																							
コーディネーショントレーニング	全校で実施	全校で実施	全校で実施																							
成果指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成 29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体力調査の体力合計点の 全国平均を 100 とした区の 指数</td> <td>小男子 102</td> <td>小男子 103</td> <td>小男子 105</td> <td>小男子 106</td> </tr> <tr> <td>小女子 103</td> <td>小女子 104</td> <td>小女子 105</td> <td>小女子 106</td> </tr> <tr> <td>中男子 94</td> <td>中男子 95</td> <td>中男子 97</td> <td>中男子 100</td> </tr> <tr> <td>中女子 93</td> <td>中女子 94</td> <td>中女子 97</td> <td>中女子 100</td> </tr> </tbody> </table>				成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	体力調査の体力合計点の 全国平均を 100 とした区の 指数	小男子 102	小男子 103	小男子 105	小男子 106	小女子 103	小女子 104	小女子 105	小女子 106	中男子 94	中男子 95	中男子 97	中男子 100	中女子 93	中女子 94	中女子 97	中女子 100
成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																						
体力調査の体力合計点の 全国平均を 100 とした区の 指数	小男子 102	小男子 103	小男子 105	小男子 106																						
	小女子 103	小女子 104	小女子 105	小女子 106																						
	中男子 94	中男子 95	中男子 97	中男子 100																						
	中女子 93	中女子 94	中女子 97	中女子 100																						

※40 コーディネーショントレーニング：一般的に「運動神経」や「運動センス」と言われる「運動の器用さ」を高めるトレーニングのひとつ。特定の動きを単に獲得するということより、運動学習の能力（学ぶ力）を得ることに最大の目的を置いている。

1-(3)-② 食育の推進

新規事業

重点事業

目的	<p>○子どもが自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する、自己管理能力を育成します。</p> <p>○望ましい栄養や食事のとり方を理解し、健全な食生活を送るための基礎となる知識・技能を習得させます。</p> <p>○我が国の伝統的食文化を継承し、食に関する自然の恵みや産業について理解を深めます。</p>																				
目指す子ども像	<p>○自らの健康や食について必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要なことを考え、行動する子ども</p>																				
取組内容	<p>健全な食生活の基礎となる知識や技能の習得のほか、運動・スポーツ活動を支える成長期に特有な体づくり、やせや肥満を防ぐ健全な食事や栄養のとり方について正しく理解することで、心身の健全な発達を促すため、給食を指導・実践教材として活用するとともに、授業と給食の連携を計画に基づき推進します。</p> <p>我が国の伝統的な食文化や、食事の作法について理解を深める機会の提供、家庭や地域と連携した環境づくりに取り組みます。</p> <p>減農薬や有機栽培された果物等を食べる機会等を通じて、生産から流通までの過程を学び、食の生産に従事する人や自然の恵みに感謝する気持ちを育むとともに、理解を深めるための教材の充実を図ります。</p> <p><各年度の取組></p> <table border="1" data-bbox="363 1137 1385 1554"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食育推進献立の実施(和食、郷土料理、健康メニュー等)</td> <td>年3回程度</td> <td>年3回程度</td> <td>年3回程度</td> </tr> <tr> <td>給食と授業の連携</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>全校で実施</td> </tr> <tr> <td>知識技能研修の実施(食育リーダー研修等)</td> <td>年2回</td> <td>年2回</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td>教材の作成と活用</td> <td>作成</td> <td>全校で活用</td> <td>全校で活用・改定</td> </tr> </tbody> </table>	取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	食育推進献立の実施(和食、郷土料理、健康メニュー等)	年3回程度	年3回程度	年3回程度	給食と授業の連携	実施	実施	全校で実施	知識技能研修の実施(食育リーダー研修等)	年2回	年2回	年2回	教材の作成と活用	作成	全校で活用	全校で活用・改定
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																		
食育推進献立の実施(和食、郷土料理、健康メニュー等)	年3回程度	年3回程度	年3回程度																		
給食と授業の連携	実施	実施	全校で実施																		
知識技能研修の実施(食育リーダー研修等)	年2回	年2回	年2回																		
教材の作成と活用	作成	全校で活用	全校で活用・改定																		
成果指標	<table border="1" data-bbox="363 1666 1385 1951"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成 29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童の意識・知識・食習慣、行動変容等に関するアンケートでの「よく理解できた」と答えた児童・生徒の割合</td> <td>—</td> <td>「よく理解できた」割合の前年度比 10%増</td> <td>「よく理解できた」割合の前年度比 10%増</td> <td>「よく理解できた」割合の前年度比 10%増</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	児童の意識・知識・食習慣、行動変容等に関するアンケートでの「よく理解できた」と答えた児童・生徒の割合	—	「よく理解できた」割合の前年度比 10%増	「よく理解できた」割合の前年度比 10%増	「よく理解できた」割合の前年度比 10%増										
成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																	
児童の意識・知識・食習慣、行動変容等に関するアンケートでの「よく理解できた」と答えた児童・生徒の割合	—	「よく理解できた」割合の前年度比 10%増	「よく理解できた」割合の前年度比 10%増	「よく理解できた」割合の前年度比 10%増																	

1-(3)-③ スポーツを楽しむ心の育成

【目指す子ども像】

○自ら積極的に体を動かし、運動に親しみスポーツを楽しむ子ども

【取組内容】

○子どもがあらゆる機会や場所をとらえて運動・スポーツに親しむ習慣を身に付けられるよう、環境づくりに取り組みます。

○部活動指導員^{※41}の任用や研修等の整備を進め、部活動指導員を活用して専門的な技術指導を行うことにより、中学校の部活動の充実を図り、体力、運動能力の向上をはじめ、協調性やマナーなどの習得を図ります。

【期待される成果】

○子どもの頃から体を動かし、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、能力が向上します。

○運動やスポーツを通じた幅広い分野への関心が高まるとともに、相互理解の促進やボランティア精神が育まれます。



※41 部活動指導員：学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものは除く）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者。

1-(3)-④ オリンピック・パラリンピック教育の推進

【関連計画： 港区スポーツ推進計画】

新規事業

重点事業

目的 国際社会に貢献し、日本のさらなる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、東京2020大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを、子どもたち一人ひとりの心と体に残していくことを目指します。

目指す子ども像
 ○日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた子ども
 ○多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる子ども

取組内容 東京2020大会の開催を契機に、子どものスポーツ活動の推進や積極的にスポーツに親しむ気運の醸成を図るとともに、オリンピズム^{※42}を踏まえ、スポーツを通じた様々な分野への関心を高める教育を推進します。特に、東京2020大会の際に港区にスポーツサービスセンター^{※43}を置く国や競技大会が行われる競技について触れ、「学ぶ」「見る」「する」「支える」という視点での取組を各学校の特色を踏まえて行います。

国際的なスポーツ大会の意義とスポーツが国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、心身の発達とともに平和な社会の実現に貢献することができるよう、自国の伝統文化への理解や国際理解、障害者理解の促進、国際親善の意識やボランティアマインドを育成します。

<各年度の取組>

取組	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
アスリートを招いてのオリンピック・パラリンピック教育実施校・園数	20校(園)	25校(園)	30校(園)
障害者スポーツに関する体験・交流の実施校・園数	25校(園)	30校(園)	35校(園)
ボランティアに関わる取組の実施校・園数	30校(園)	35校(園)	40校(園)

成果指標

成果指標	現状 平成29(2017)年度末(見込)	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
学校生活だけでなく、運動やスポーツを親しんでいると小学校の学級担任が評価した児童の割合	—	90%	92%	94%
ボランティアマインドが育まれていると中学校の学級担任が評価した生徒の割合	—	80%	85%	90%

※42 オリンピズム：フランスのピエール・ド・クーベルタンが提唱した、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」というオリンピックのあるべき姿。

※43 スポーツサービスセンター：東京2020大会に出場する国が、選手の体調管理や分析サポートなどを行うために設置する選手村外の拠点。平成28(2016)年のリオ五輪の際、日本は「マルチサポートハウス」という名称で類似機能を有した施設を設置した。

基本目標2 生き抜く力を育む学びの推進

施策(1)

特別支援教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別に支援が必要な幼児・児童・生徒の数が年々増加しています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえ、共生社会の実現に向けて、どの子どもも同じ場でともに学ぶ環境づくりに取り組むとともに、障害の特性や状態、発達状況等に応じた支援を行うことにより、一人ひとりの能力や特性を最大限伸ばしながら成長・発達していけるよう、相談体制、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

2-(1)-① 特別支援教育の充実

重点事業

目的	通常の学級、特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の環境・内容・方法の充実を図ります。
目指す子ども像	○自分のもてる力を十分に発揮できる子ども ○見通しをもち、自信をもって学習に取り組める子ども
取組内容	<p>幼稚園入園から中学校卒業までの12年間の成長を見通した長期的な視点に立ち、幼児・児童・生徒の障害の特性や状態に応じた支援を行います。</p> <p>通常の学級においては、学習支援員の配置や特別支援教室の運用により、特別支援教育の充実を図ります。一人ひとりの特性を把握し、集団の中で苦手な学習場面を中心に支援することで、より多くの対象児童・生徒が集団での学習に見通しをもって参加できるようにします。落ち着いた学習環境の中で個別指導を受けることで、在籍する教室での学習に自信をもって臨めるよう支援方法を工夫します。</p> <p>特別支援学級においては、通常の学級との交流、共同学習を創出します。学習支援員や特別支援教室、特別支援学級における優れた実践事例を集めた「特別支援教育実践事例集」を作成し、通常の学級、特別支援学級で活用します。</p> <p>「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を踏まえ、平成28(2016)年度に特別支援教室を全区立小学校に設置しました。平成30(2018)年度からは、全区立中学校において特別支援教室を開始します。また、臨床心理士などの特別支援アドバイザー^{※44}を有効に活用することで、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実を図ります。</p> <p>特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍を置く副籍制度を活用して、地域とのつながりを維持・継続できるよう、直接的・間接的な交流の充実を図ります。</p>

※44 特別支援アドバイザー：幼稚園、小学校、中学校を訪問し、対象となる幼児・児童・生徒の観察等をとおして、障害の特性や状態を的確に把握し、対象幼児・児童・生徒、教員、保護者への指導・助言を行う、専門的知識・技能を有する者。

取組内容	＜各年度の取組＞					
	取組		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
	副籍制度利用者数	小学生	30 人	35 人	40 人	
中学生		12 人	15 人	18 人		
成果指標	成果指標		現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
	「当該児童が所属している教室での学習で自信を付けている」と学級担任が評価した児童の割合		90%	90%	92%	94%

2-(1)-② 特別支援教育体制の整備

【目指す体制】

- 様々な特性に応じた教育支援を受けられる環境

【取組内容】

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、家庭や医療機関、発達支援センター、保健所等と連携し、就学・進学を視野に入れた、幼児期からの教育相談体制を整備します。
- 教員を対象とした特別支援教育に関する研修会の充実を図り、各幼稚園、小学校、中学校での特別支援教育において中心的な役割を担う、特別支援コーディネーター^{※45}の資質向上を目指します。
- 特別支援学校に在籍する児童・生徒が、将来にわたって安心した生活を送ることができるよう、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍を置き、地域とのつながりを維持・継続する副籍制度を引き続き実施します。

【期待される成果】

- 特別支援コーディネーターの資質が向上します。
- 幼児・児童・生徒が、自分のもてる力を十分に発揮することができます。
- 通常の学級の児童・生徒と特別支援学校の児童・生徒が挨拶や言葉を交わし、遊びや地域活動に誘い合うなど、日常的なかかわりをもつことができます。

※45 特別支援コーディネーター：各幼稚園、小学校、中学校での特別支援教育を推進するに当たり中心的な役割を担う者。

施策(2)

幼・小中一貫教育の推進

小学校入学時、中学校入学時の生活リズムや環境の変化に適應できず、不登校などの状況に陥る「小1問題」「中1ギャップ」への対応が求められています。現在、幼児教育から義務教育9年間の生活や学習の円滑な接続を図るため、中学校通学区域内の幼稚園、小学校、中学校が研究組織（アカデミー）を立ち上げ、合同の授業研究会を実施するなど連携を深めています。

今後、幼稚園、小学校、中学校が連携を強化し、各アカデミーの実態に応じて「必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするか」を教育課程に明確に示し、保護者や地域と共有することで、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

2-(2)-① 幼・小中一貫教育の推進

重点事業

【関連計画： 港区幼児教育振興アクションプログラム】

目的	幼稚園、小学校、中学校の接続を円滑にし、子どもたちや保護者の不安の解消、スムーズな学習の移行等を図るため、幼・小中一貫教育を推進します。																							
目指す子ども像	○自分を大切にし、人を思いやる豊かな心をもつ子ども〔徳〕 ○学ぶ意欲を高め、確かな学力を定着させ、夢に向かって努力する子ども〔知〕 ○自らすすんで心身の健康を保持・増進し、体力を向上させる子ども〔体〕																							
取組内容	保幼小の連携、「小学校入学前教育カリキュラム」や「スタートカリキュラム」の活用により、「小1問題」の未然防止を目指します。また、「MINATOカリキュラム」をもとに、小・中学校の学習の円滑な接続等に取り組み、「中1ギャップ」の解消を図ります。 幼稚園、小学校、中学校が、アカデミーの目指す子ども像の実現に向け、各校種の指導内容を見直し、計画的に発達段階に応じた指導を充実します。 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、「小学校入学前教育カリキュラム」「MINATOカリキュラム」の内容を見直し、幼・小中一貫教育のさらなる充実・発展を図ります。 <各年度の取組> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進</td> <td>アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し</td> <td>アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し</td> <td>アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し</td> </tr> </tbody> </table>				取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し												
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																					
アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し	アカデミーごとの教育ビジョンの策定・推進・見直し																					
成果指標	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成 29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小1問題の発生学級数</td> <td>0学級</td> <td>0学級</td> <td>0学級</td> <td>0学級</td> </tr> <tr> <td>中学生の不登校出現率</td> <td>2.0%以下</td> <td>2.0%以下</td> <td>2.0%以下</td> <td>2.0%以下</td> </tr> <tr> <td>同一アカデミー内での小学校から中学校への進学率</td> <td>—</td> <td>前年度の進学率以上</td> <td>前年度の進学率以上</td> <td>前年度の進学率以上</td> </tr> </tbody> </table>				成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	小1問題の発生学級数	0学級	0学級	0学級	0学級	中学生の不登校出現率	2.0%以下	2.0%以下	2.0%以下	2.0%以下	同一アカデミー内での小学校から中学校への進学率	—	前年度の進学率以上	前年度の進学率以上	前年度の進学率以上
成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																				
小1問題の発生学級数	0学級	0学級	0学級	0学級																				
中学生の不登校出現率	2.0%以下	2.0%以下	2.0%以下	2.0%以下																				
同一アカデミー内での小学校から中学校への進学率	—	前年度の進学率以上	前年度の進学率以上	前年度の進学率以上																				

2-(2)-② 小学校入学前教育の充実 【関連計画：港区幼児教育振興アクションプログラム】

【目指す子ども像】

- 自分のことは自分で行い、すすんで体を動かす子ども（生活する力）
- 興味・関心をもって意欲的に物事にかかわり、自信をもって表現する子ども（発見・考え・表現する力）
- 互いのよさを認め合える心豊かな子ども（かかわる力）

【取組内容】

- 幼児が主体的に周囲の人やものとかかわりながら、心身全体を働かせて夢中になって遊びを楽しみ、様々な体験を積み重ねられるよう、指導の充実を図ります。
- 港区が独自に作成した「小学校入学前教育カリキュラム」を引き続き保育園、幼稚園、小学校で活用します。全ての幼児に豊かな学びを保障するカリキュラムの趣旨を踏まえ、家庭と連携を図りながら、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。また、モデル園の評価・検証を行い、他園・校に生かします。
- 保育園、幼稚園での育ちと学びから、小学校以降の教育へとつなぐ「3つの力」をバランスよく伸ばさせる指導を行います。小学校では、保育園、幼稚園での育ちと学びを踏まえた指導を行うことにより、連続性・一貫性のある指導の実現を目指します。
- 就学前の子どもの保護者が活用できる家庭用リーフレット「みなときっずなび^{※46}」を5歳児のいる全家庭に配布、「家庭で大切にしたいことハンドブック^{※47}」を3、4歳児のいる全家庭に配布し、家庭教育を支援します。
- 国際化に対応するため、多様な文化や価値を背景にもつ幼児及び保護者との相互理解を促します。外国人の幼児や、多様な文化や価値観を背景にもつ幼児が在籍している港区の特性を生かして、どの幼児にもかかわる力や相手を思いやる心を育むことができるよう、サポート体制の充実を図ります。
- 公私立幼稚園の連携強化及び保護者負担の較差是正に取り組みます。
- 保護者のニーズや地域、施設の状況などを踏まえ、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制と預かり保育の充実に取り組みます。

3つの力

- 「生活上の自立」につながる生活習慣・運動 → 生活する力
- 「学びの自立」につながる思考力・表現力 → 発見・考え・表現する力
- 「精神的な自立」につながる自己発揮・他者理解・規範意識 → かかわる力

※参考：「幼児期の教育から小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議（平成22年11月）」

【期待される成果】

- 保育園や幼稚園で、幼児が「自分のことは自分です」「意欲的に物事にかかわる」「様々な人とかかわる」などの経験をすることにより、幼児期に大切な心情、意欲、態度が育まれ、小学校教育の基礎が培われます。
- 「小1問題」を未然に防止するとともに、区全体の幼児教育の質が向上します。
- 外国人の幼児と日本人の幼児が多様なかかわりをもつことができ、一人ひとりが自己発揮することができます。

※46 みなときっずなび：5歳児の保護者に向けて、就学までに家庭で大切にしたい取り組みをまとめたリーフレット。
※47 家庭で大切にしたいことハンドブック：3、4歳児の保護者に向けて、保育園、幼稚園等と家庭との連続性や連携に向けて、時期毎に家庭で大切にしたいポイントをまとめたハンドブック。

グローバル化のさらなる進展に伴い、国際社会に対応できる真の国際人の育成が求められています。英語によるコミュニケーション能力の育成や、自国・他国の文化について学ぶ機会の充実など、東京 2020 大会の開催も踏まえ、国際理解教育を推進します。

日本語能力が十分でない外国人児童・生徒等が増加しています。日本の学校生活への適応や教科学習の理解に向けた日本語指導の充実が必要です。また、東町小学校、南山小学校に開設している国際学級について、学校や保護者の意見等を踏まえた運営を行います。

2-(3)-① 国際理解教育の充実

重点事業

目的 グローバル社会を生き抜き、世界で活躍する真の国際人を育成するため、コミュニケーション能力の向上や、異文化理解をはじめとした国際理解教育の充実により、自分の考えや自国のよさ、伝統・文化等を積極的に発信する力を育みます。

目指す子ども像 ○自分や他者、自国の伝統・文化の紹介など、日常的な事柄等について、英語を使って外国人とコミュニケーションを図ることができる子ども

取組内容 港区の国際理解教育の大きな特色である、小学校での「国際科」、中学校での「英語科国際」により、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、国の小学校における教科としての英語科の導入を踏まえた国際科カリキュラムの改定を行い、国際科・英語科国際のさらなる内容の充実を図ります。

また、自らの考えを積極的に発信するために、英語だけに頼らずに、表情や振る舞いもコミュニケーションの手段として活用できる真の国際人の育成に努めます。テンプル大学日本校との連携、大使館やインターナショナルスクールとの交流を通じた異文化体験等により相互理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上の機会として有効活用します。

さらに、東京 2020 大会の開催により、外国から日本を訪れる人が増えることが予想されます。児童・生徒の英語による日本文化の発信、国際交流、ボランティアなどの取組を推進します。

オーストラリアへの小中学生の海外派遣事業については、現地への児童・生徒の派遣に加え、オーストラリアの小中学生を受け入れる相互交流の実施に向けた体制整備について検討します。

<各年度の取組>

取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
国際科・英語科国際カリキュラムの改定、国際科・英語科国際テキストの改訂	国際科・英語科国際カリキュラム・テキストの改定	国際科・英語科国際カリキュラム・テキストの活用	国際科・英語科国際カリキュラム・テキストの検証

成果指標	成果指標	現状 平成29(2017)年度末(見込)	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度
		「外国の人がいるとき、積極的に話しかけてみたいと思う」中学3学年の割合	49%	50%	52%

2-(3)-② グローバル化への対応

【目指す子ども像】

○国籍や民族・文化の違いにかかわらず互いを認め合い、尊重し合える子ども

【取組内容】

- 海外からの帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本の生活に適応し、日本語による学習についていけるようにするため、日本語学級及び各小・中学校への日本語適応指導員の派遣による日本語指導を行います。今後、日本語の指導を必要とする児童・生徒の増加に対応するため、これまでの箕小学校に加え、麻布小学校、六本木中学校に日本語学級を拡充するとともに、より効果的な指導を行うため、日本語適応指導の指導方法について評価・改善を行います。
- 日本語指導研修会の充実を図り、教員の外国人児童・生徒への教育に関わる資質・能力を高めます。
- 東町小学校や南山小学校における国際学級、六本木中学校におけるネイティブ・コースの取組など、外国人児童・生徒に多様な教育の機会を提供するとともに、日本人の児童・生徒はもとより、外国人児童・生徒にとっても我が国と異なる文化や価値観に触れる機会を拡充し、国際理解教育の充実を図ります。
- 学校や保護者の意見等を踏まえた国際学級の運営を引き続き行います。

【期待される成果】

- 日本語指導が必要な外国人児童・生徒等の日本語での学習の理解が促進され、安心して学校生活を送ることができます。
- 子どもたちの異文化理解が促進され、コミュニケーション能力が向上します。



価値観が多様化し、今後さらに様々な分野において激しく変化していく社会を生き抜くためには、一人ひとりの個性を磨き、能力を伸ばすための多様な教育を推進することが必要です。

自ら考え、社会のために主体的に行動する力、他者と円滑なコミュニケーションを図り、課題を発見・解決する力の育成に取り組みます。防災や環境、ICTなど、港区の豊富な地域資源を生かした多様な分野における体験学習・体験活動の充実を図り、特色ある教育を推進します。

2-(4)-① 郷土への愛着の醸成

【目指す子ども像】

○学校や地域に愛着と誇りをもち、自らすすんで学ぼうとする子ども

【取組内容】

○社会科副読本として港区独自に作成した、地域の特性に関する学習教材「わたしたちの港区」(小学校3・4学年対象)及び「わたしたちの郷土港区」(中学校1～3学年対象)を活用し、郷土への愛着、地域を誇りに思う心を養う教育を推進します。また、平成30(2018)年度から道徳が「特別の教科」となることを踏まえ、港区独自の道徳の副読本を作成することを検討します。

○平成30(2018)年11月に開設予定の港区立郷土歴史館のカリキュラム化や、郷土歴史館の豊富な資料を活用した出張講座、区の自然、歴史、文化を学ぶ副読本の作成・活用、考古資料や民具などの貸出キットの活用など、地域の自然や歴史、文化に対する児童・生徒の興味・関心を高め、調べ学習などをとおして地域への理解を深める教育に取り組みます。

○統合となった学校の貴重な教育資料を、児童・生徒の学習活動に活用できるよう、港区立郷土歴史館内で展示するとともに、資料の効果的・効率的な保存・展示・活用方法を検討します。

【期待される成果】

○学校や地域、港区に対する興味・関心が高まり、郷土を愛する心が醸成されます。

2-(4)-② ICTを活用した教育の推進

【関連計画： 港区学校情報化アクションプラン】

重点事業

目的	新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
目指す子ども像	○ICTを自在に活用し、意欲的に学習に取り組む子ども ○ICTを活用し、他者の様々な意見を取り入れ、自分の考えを再構築し表現できる子ども

取組内容	<p>ICTを活用した授業を効果的に実施するため、タブレット端末や電子黒板、実物投影機等ICT機器整備の充実を図るほか、機器をストレスなく使用できるようLAN環境等のインフラ基盤を整備するとともに、デジタル教科書や授業支援ソフト等の更新を計画的に実施します。</p> <p>これらの充実したICT環境のもと、デジタル教科書等、デジタル教材を有効活用することで、児童・生徒の学習に対する興味・関心を一層高め、主体的な学びを促します。また、タブレット端末や授業支援ソフトを活用し、他者と意見交換するペア学習やグループ学習を促進することにより、対話的で深い学びを実現します。</p> <p><各年度の取組></p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th colspan="2">平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子黒板の全普通教室への配備 特別教室の電子黒板の更新</td> <td>電子黒板の配備 中学校 10 校</td> <td>特別教室の 電子黒板の更新 小学校 18 校 中学校 10 校</td> <td colspan="2">運用</td> </tr> <tr> <td>高速LAN環境の強化</td> <td>整備 小学校 4 校 中学校 2 校</td> <td>整備 小学校 12 校 中学校 1 校 小中一貫教育校 2 校</td> <td colspan="2">整備 中学校 5 校</td> </tr> <tr> <td>タブレット端末 1人1台配備</td> <td>配備 小学校 1 校</td> <td>配備 中学校 1 校</td> <td colspan="2">配備 小中一貫教育校 1 校</td> </tr> </tbody> </table>				取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度		電子黒板の全普通教室への配備 特別教室の電子黒板の更新	電子黒板の配備 中学校 10 校	特別教室の 電子黒板の更新 小学校 18 校 中学校 10 校	運用		高速LAN環境の強化	整備 小学校 4 校 中学校 2 校	整備 小学校 12 校 中学校 1 校 小中一貫教育校 2 校	整備 中学校 5 校		タブレット端末 1人1台配備	配備 小学校 1 校	配備 中学校 1 校	配備 小中一貫教育校 1 校
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																				
電子黒板の全普通教室への配備 特別教室の電子黒板の更新	電子黒板の配備 中学校 10 校	特別教室の 電子黒板の更新 小学校 18 校 中学校 10 校	運用																				
高速LAN環境の強化	整備 小学校 4 校 中学校 2 校	整備 小学校 12 校 中学校 1 校 小中一貫教育校 2 校	整備 中学校 5 校																				
タブレット端末 1人1台配備	配備 小学校 1 校	配備 中学校 1 校	配備 小中一貫教育校 1 校																				
成果指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成 29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th colspan="2">平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週当たりのICTを活用した授業実施率</td> <td>39%</td> <td>45%</td> <td>50%</td> <td colspan="2">60%</td> </tr> </tbody> </table>					成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度		週当たりのICTを活用した授業実施率	39%	45%	50%	60%							
	成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度																		
週当たりのICTを活用した授業実施率	39%	45%	50%	60%																			

2-(4)-③ 体験学習の充実

【目指す子ども像】

- 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの直接体験をとおして、道徳性や社会性、豊かな人間性を身に付けた子ども

【取組内容】

- 箱根ニコニコ高原学園、新潟県・群馬県等での自然体験や、児童・生徒の自主性、協調性を育む集団生活などの体験学習を推進します。
- 自然や文化に親しみ、集団生活をとおして児童の自主性や協調性を育む体験学習施設として、箱根ニコニコ高原学園の運営充実を図ります。平成 27 (2015) 年度に指定管理者制度を導入後、箱根山の火山活動の影響により、休園となっていましたが、平成 29 (2017) 年度から運営を再開しています。民間事業者のノウハウや事業提案等を活用した新たな管理運営体制により、児童の安全・安心の確保を一層図るとともに、学校の教育活動の支援を強化していきます。

【期待される成果】

- 自然のすばらしさや神秘に触れることにより、豊かな感性が養われます。
- 集団生活をとおして、規律ある生活習慣や協調性を身につけることができます。

2-(4)-④ 防災等の安全に関わる教育の推進

【目指す子ども像】

- 防災や防犯、正しい消費生活などに関する知識を身に付け、自分の身を守るとともに、他者や地域の安全に貢献できる子ども

【取組内容】

- 教育課程に位置付けた地域防災訓練を小・中学校で実施し、児童・生徒の防災に関する知識や行動力を育成します。
- 防災訓練や防犯訓練を区立幼稚園で実施し、幼児自身の安全に対する意識や行動力を育みます。
- 警察等と連携した交通、情報、不審者対応に関わる安全教育や薬物乱用防止教育など、子どもの防犯意識、身の回りの危険から自分の身を守る意識を高め、事件や事故に遭わないための教育を充実します。
- 社会や学校のICT化の進展に伴い、有害情報に接する危険性が増加する中、自分にとって必要な情報を取捨選択する能力や、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話の使用における情報モラル教育、情報を取り扱うときのマナーを身につける教育を推進します。

【期待される成果】

- 災害時等に適切な行動をとり、自ら自分の身を守るとともに、学校や地域の安全に積極的に関わる態度が育まれます。
- 子どもが危機を回避できる資質・能力を向上させ、安全・安心な生活を送ることができます。

2-(4)-⑤ 環境教育の充実

【目指す子ども像】

- 環境に関する知識を習得し、環境に配慮した行動がとれる子ども

【取組内容】

- 太陽光発電設備、太陽熱給湯設備などの学校にある設備や、ビオトープ、屋上庭園など学校の環境を環境学習に有効に活用し、自分の生活に身近なところで環境に配慮することの大切さを学ぶ教育に取り組みます。
- みなと区民の森^{※48}での自然体験や、(仮称)港区立科学館における科学と環境に関する体験学習などをとおして、児童・生徒の環境保全への興味・関心を高める教育を推進します。
- 環境リサイクル支援部が作成する教員向けの資料「生きもの学習ガイドブック」を活用した生物多様性に関する教育や、「小中学生の環境に関する自主研究」における事前指導、木育^{※49}授業の実施など、環境リサイクル支援部と連携した環境教育を推進します。
- 全区立幼稚園、小・中学校が参加する「みなと子どもエコアクション^{※50}」において、年間をとおして省エネルギーなどの環境配慮活動に取り組み、幼児・児童・生徒の地球温暖化防止に貢献する主体的な行動力を育みます。

【期待される成果】

- 持続可能な社会の実現に向けて、自ら環境に配慮した行動を身につけることができます。

※48 みなと区民の森：平成19(2007)年度から地球温暖化対策の一環としてあきる野市から借り受けた市有林を整備し、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせ、子どもたちをはじめ区民の自然観察、環境学習の拠点として活用している森。

※49 木育：木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動。

※50 みなと子どもエコアクション：区立幼稚園、小学校、中学校において、「環境教育の推進」「環境負荷の低減」「地域に根ざした活動の推進」の実現を目的に、園児・児童・生徒と教職員が一体となって環境活動を実践する仕組み。

基本目標3 地域社会で支えあう学びの推進

施策(1)

多様な主体との協働・連携による教育の推進

一人ひとりの子どもが、安全に、健やかに成長していくためには、保護者や地域の学校教育への理解が不可欠です。共生社会の実現に向けて、開かれた学校づくりに取り組むとともに、地域とともにある学校として家庭や地域との連携を深め、一体となって子どもの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

様々な企業や大学、NPO等の団体、大使館などとの協働・連携を強化し、港区の豊富な人材や社会資源を活用することで、子どもたちの多様な学びの機会を創出します。

3-(1)-① 多様な主体との協働・連携

【目指す学校像】

○地域と連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく学校

【取組内容】

- 地域の事業者や大学等との協働により、地域人材を活用した環境教育やキャリア教育、プログラミング教育など、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します。
- 地域防災の担い手として、自分たちの地域は自分たちで守る意識や技能が高まるよう、教育課程に位置付けた地域防災訓練を小・中学校で実施し、児童・生徒の防災に関する主体性を育みます。

【期待される成果】

- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、連携及び協働することにより、その実現が図られます。
- 学校教育において、子どもたちにどのような資質・能力を育むのかを学校、家庭、地域が共有し、連携することにより、子どもたちの知識の理解の質が高まります。

3-(1)-② 地域とともにある学校づくり

新規事業

【目指す学校像】

○地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校

【取組内容】

- 地域や保護者に幼稚園、小学校、中学校の取組や子どもたちの様子について理解を深めてもらい、子どもたちの見守りや学校運営への支援につながるよう、学校公開の機会の充実や周知の強化に取り組みます。また、各学校の教育目標や学習活動の状況等の情報について、ホームページでの発信の充実を図るなど、保護者のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行います。
- 地域の学習素材や地域人材を活用した授業を行ったり、地域清掃などのボランティア活動に参加したりするなど、児童・生徒の地域の一員としての自覚を高めます。
- 区立中学校通学区域別に行う四者協議会^{※51}など、学校、家庭、地域が協力して健全育成のための協議、情報交換を行い、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりに取り組みます。

※51 四者協議会：民生・児童委員の担当地区ごとに開催される協議会のことで、学校、民生・児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行うもの。

- 保護者や地域の声を直接聞き、地域の特性や環境を生かした教育活動を推進するため、教育委員会と総合支所との連携により、学校、保護者、地域団体など地域の方々と教育委員との情報交換、意見交換を行う地区教育会議^{※52}を一層充実します。
- 学校運営への地域住民等の参画を促進し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていくため、教育委員会と学校、総合支所との連携を一層深めるとともに、現在、各学校で実施している学校評議員制度^{※53}を組み換え、学校、保護者、地域住民等による学校運営協議会制度の導入（コミュニティ・スクール）を検討します。

【期待される成果】

- 社会に開かれた教育課程を推進することで、よりよい社会をつくるという共通目標のもと、地域社会と学校の連携が強化されます。
- 各幼稚園、小学校、中学校の教育活動や学校運営の状況について、学校関係者による学校評価を行い、教育活動の成果を検証することで、教育活動や学校運営の改善が図られます。

3-(1)-③ 学校支援地域本部事業の充実 【関連計画： 港区生涯学習推進計画】

【取組内容】

- 地域の人材や企業等の協力を得て、教育の質の向上、学校運営のさらなる充実及び発展を図るため、学校支援地域本部事業を推進します。学校と地域をつなぐ連絡・調整者である学校支援コーディネーター^{※54}が、総合的な学習等の時間における外部講師等の派遣（出前授業）や職場訪問・職場体験への協力を得られる企業等の情報を学校へ提供します。
- 学校のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、各小・中学校への学校支援地域本部（みんなと地域学校応援団）の順次設置を進め、学校と地域の一層の連携強化を図ります。
- 地域コーディネーター^{※55}が活動を継続的、かつ円滑に行えるよう「港区地域コーディネーター研修会」を実施します。

【期待される成果】

- より多くの人が学校教育に関わることで学校の教育力が向上するとともに、教員がゆとりをもって教材研究や授業づくりに取り組むことができるようになります。
- 専門的な知識や技能を有する外部講師を活用することにより、体験的な学習等における教育効果が高まります。
- 学校教育の質を向上させ、幼児・児童・生徒はもとより、保護者、地域からも信頼される学校づくりが促進されます。

※52 地区教育会議：保護者や地域の声を直接聞き、教育行政と地域での子育て支援の一層の充実を図るため、教育委員会と各総合支所の連携により平成 21（2009）年度から実施している。各地区で年 1 回開催し、「学校・家庭・地域の連携による子どもの未来応援～子どもたちへの教育支援について～」などのテーマで、区民と教育委員が意見交換を行っている。

※53 学校評議員制度：学校運営に関して意見を述べる人員。地域社会に開かれた学校づくりを一層推進し、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために学校評議員会を開催している。

※54 学校支援コーディネーター：学校支援地域本部において学校と地域をつなぐ連絡・調整者。

※55 地域コーディネーター：学校支援地域本部が設置されている学校において、学校と地域をつなぐ連絡・調整者。地域コーディネーターとして活動する場合、学校長の推薦を得ることが必要。

3-(1)-④ 「チームとしての学校」の体制の整備

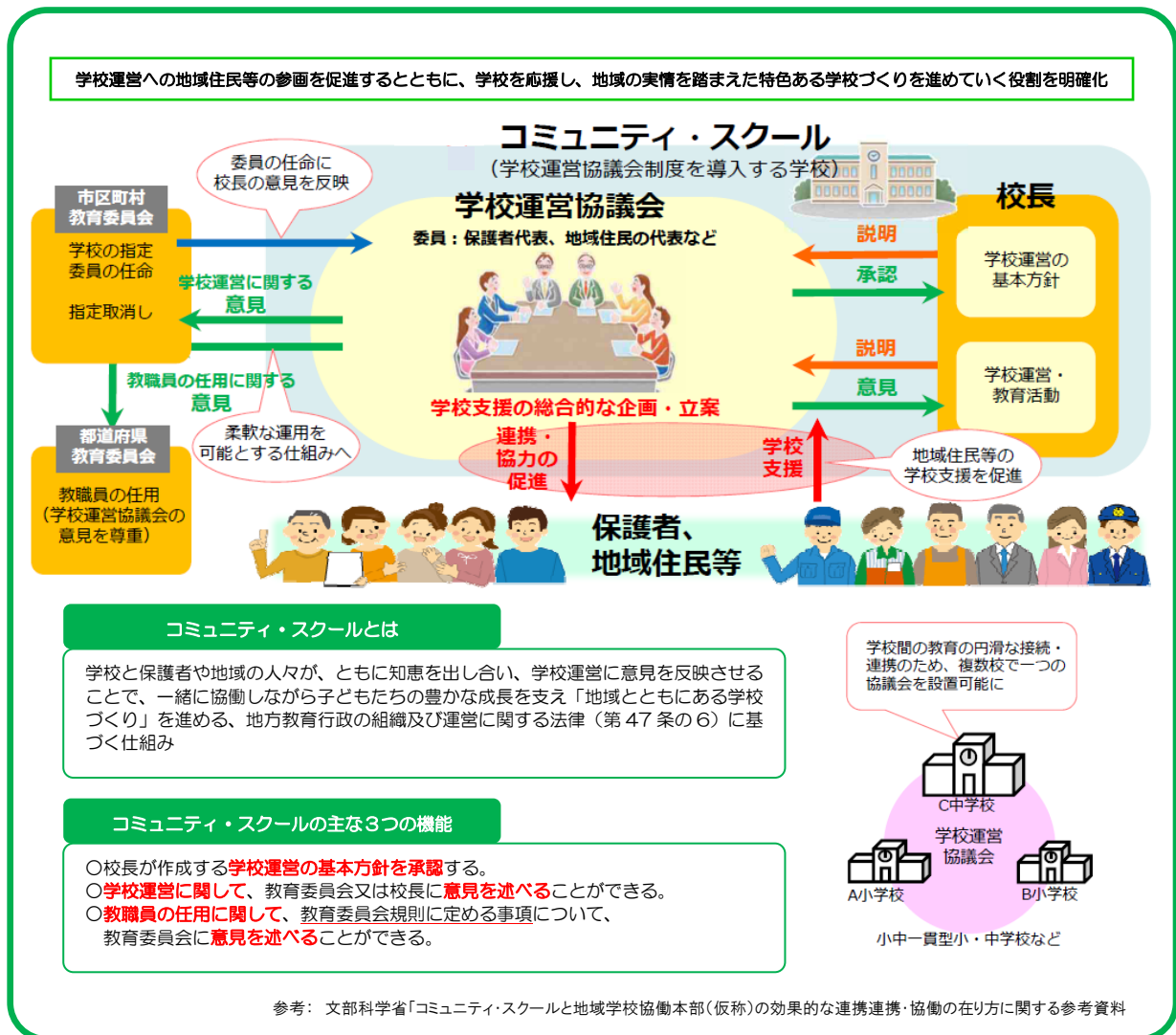
【取組内容】

- 学校が、学習指導や生活指導など様々な教育活動をチームとして担う体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書等の教員以外の専門スタッフ、地域との連携体制を整備します。地域の大学との連携をより強固なものとし、学生ボランティア等を活用した教育活動を展開していきます。
- チームとしての学校と地域が連携・協働して子どもの成長を支えることができるよう、社会に開かれた教育課程の実現に取り組みます。

【期待される成果】

- 多様な専門性を持つスタッフを学校に配置することで、学校の教育力・組織力が向上します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員や様々な専門スタッフをチームとして適切に役割分担することにより、教員は授業など、より子どもへの指導に専念できるようになります。

■ コミュニティ・スクールのイメージ



基本目標4 学びを支える教育環境の充実

施策(1)

学校の教育力の向上

平成 29 (2017) 年度に実施したアンケート調査では、区立学校に期待すること・今後充実を希望することとして、「教員の資質・指導力の向上」という回答が上位となっています。

教員が教育活動に専念できる時間を確保し、充実した学習指導や生活指導を行うことができるよう、教員の負担軽減などの環境づくりに取り組み、学校の教育力の向上を図ります。

4-(1)-① 教員の指導力向上

【取組内容】

- 研究パイロット校(園)^{※56}・奨励校(園)^{※57}の指定や区内教員で組織する教育研究会における調査研究の奨励により、幼稚園、小学校、中学校の総合的な教育力の向上を図ります。また、アカデミーの研究会において実施する研究保育や研究授業をとおして、教員の指導力の向上を図ります。
- 副校長研修会、教務主任会、生活指導主任会、国際科担当者会等、各研修会を実施することにより、各学校、幼稚園間の情報を共有するとともに、教員の資質向上を図ります。
- 東京都若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修をとおして、教員の学習指導力等の向上を図ります。
- 校長のリーダーシップのもと、カリキュラム・マネジメントをとおして、職層ごとの役割を明確にした学校経営を行うことにより、教員の資質・能力の向上を図ります。

【期待される成果】

- 多様な教育課題に対する教員の理解が深まり、指導力が向上します。

※56 研究パイロット校(園)：港区教育委員会の諸施策推進の一環として、教育課題解決のための実践的な研究を先進的に行い、広く一般に研究成果を周知するとともに、港区における学校教育の質を高めることに寄与する学校(園)。

※57 研究奨励校(園)：自校(園)の教育課題や現在の学校教育における教育課題の解決のモデルとなる研究を深め、広く研究成果を周知し、他の教育課題解決の参考となるよう研究を実践する学校(園)。

4 - (1) - ② 教員の負担軽減の推進

新規事業

重点事業

目的 全ての職員が仕事と家庭生活のバランスを図り、健康的に働くことでより質の高い区民サービスを提供することを目的とした「みなとワークスタイル宣言」を踏まえ、校園長がリーダーシップを発揮し、各校（園）の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行います。校務の積極的な見直し等、教員の負担を軽減することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実を図ります。

取組内容

○校務支援システムの活用等による校務の効率化
教員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、個に応じた指導を充実させるため、校務支援システムの活用など、校務の効率化を図ります。

○留守番電話の導入
学校の業務終了後の、保護者等からの問合せへの対応による教員の時間外勤務を縮減するため、幼稚園、小学校、中学校に留守番電話を導入し、電話対応の省力化を図ります。

○出退勤管理システムの導入
紙で管理している教員の出退勤について、集計等の事務負担を軽減するとともに、教員の勤務時間を適正に管理するため、小・中学校に出退勤管理システムを導入します。

○部活動指導員の活用
部活動指導員が学校教育の一環である部活動の指導に、より積極的に関わられるよう、部活動指導員の任用や研修等の整備を進めることにより、教員の教材研究などの時間の確保を図ります。

○学校法律相談の実施
幼稚園、小学校、中学校における法律的なトラブルについて、弁護士から指導・助言を受けることで問題の早期解決に役立て、円滑な学校運営を図ります。

○学校施設開放事業の改善
各学校で行っている学校施設開放事業について、使用申請・問合せ数の増加による学校側の予約・調整等の負担を軽減するため、業務の改善・効率化を図ります。

<各年度の取組>

取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
留守番電話の導入	導入・運用 (40校(園))	運用	運用

成果指標

成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
前年度と比較し、児童・生徒と向き合う時間が増えたと感じる教員の割合	—	20%	30%	40%

施策(2)

安全・安心で魅力ある教育環境の整備

幼児・児童・生徒数の増加により、港区の教育需要は、今後さらに増加することが予想されます。今後の幼児・児童・生徒数の推移を的確に捉えた学校施設の確保を進めるとともに、「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、学校施設の老朽化等に的確に対応し、安全・安心な教育環境の整備に取り組みます。

子どもたち一人ひとりが、家庭等の状況にかかわらず、夢と希望を持って成長していけるよう、学びの未来応援施策を推進します。

教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携などの体制整備に取り組みます。

4-(2)-① 学校施設の充実

【取組内容】

○幼児・児童・生徒数の増加や学校施設の老朽化に対応し、より良い教育環境と安全・安心な教育施設を確保するため、学校施設の新改築や教室の増設など、学校と協議をしながら計画的に整備を進めます。今後の幼児・児童・生徒数の動向については、街づくり関係部署と連携を図り、その把握に努めるとともに、開発が活発化している学区域の状況を詳細に分析し、将来的な施設整備計画の基礎資料とするための調査を行います。

●港区基本計画 事業計画化事業 【学校施設の充実】

全体計画目標 平成 32 (2020) 年度末	現状 平成 29 (2017) 年度見込	必要事業数 (目標-現状)	事業計画			
			後期 (実施計画)			
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	計
幼稚園 12 園	幼稚園 12 園	改築中 2 園 (赤羽、中之町) 完成(増築)1 園 (麻布)	赤羽幼稚園 (改築)			改築中 2 園 (赤羽、中之町) 完成 (増築) 1 園 (麻布)
			中之町幼稚園 (改築)			
			麻布幼稚園 (増築)			
小学校 18 校 建設中 1 校	小学校 18 校	建設中 1 校 (仮称)芝浦第二 改築中 1 校 (赤羽) 完成(増築)1 校 (高輪台)	(仮称)芝浦第二小学校 (建設)			建設中 1 校 (仮称)芝浦第二 改築中 1 校 (赤羽) 完成 (増築) 1 校 (高輪台)
			赤羽小学校 (改築)			
			高輪台小学校 (増築)			
教室増数 11 校 50 教室		教室増数 8 校 21 教室	【普通教室化改修】 港南小学校 2 教室 御田小学校 2 教室 白金の丘小学校 3 教室 麻布小学校 2 教室 南山小学校 3 教室 筈小学校 2 教室	南山小学校 2 教室	芝小学校 2 教室 赤坂小学校 3 教室	教室増数 8 校 21 教室
中学校 10 校	中学校 10 校	改築中 1 校 (赤坂)	赤坂中学校 (改築)			改築中 1 校 (赤坂)
教室増数 1 校 2 教室		教室増数 1 校 2 教室	【普通教室化改修】 白金の丘中学校 2 教室			教室増数 1 校 2 教室

※設計：---▶ 建設中・改築中・増築中：————▶

4-(2)-② 安全・安心な教育環境の整備

【取組内容】

- 定期的に施設・設備の安全点検を実施するとともに、民間警備員の配置や校内非常放送設備等の整備により、学校施設の防犯上の安全対策を充実します。
- 児童・生徒への防犯ブザーの配付、幼稚園、小学校、中学校への折りたたみ式ヘルメットの配備、緊急時における学校から保護者へのメール配信など、学校やPTA等と連携して子どもたちの安全確保に努めます。
- 区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり「放課GO→^{※58}」を推進するため、専用室等の整備に取り組みます。なお、学童クラブ事業に対応できる専用室等の確保など、条件が整った小学校では、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブ事業の実施を検討します。

4-(2)-③ 学びの未来応援施策の推進		新規事業	重点事業										
目的	国が策定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、経済的な状況だけではなく、養育状況に課題がある家庭における、子どもの生活面や学力面の支援をします。												
目指す子ども像	○家庭環境に左右されることなく、将来の夢を実現できる子ども												
取組内容	<p>経済的な状況により、学習面の支援が受けられない家庭の中学校3学年の生徒を対象に、区有施設を活用して学びの未来応援学習講座を開催し、基礎的学力の定着を図ります。</p> <p>学校で解決が図れない学力や家庭教育面で支援を必要とする対象児童・生徒について、教育心理学者、スクールソーシャルワーカー、弁護士、歯科医師などで構成された会議体で解決方法を探り、個別支援計画を作成するとともに、個別支援計画をもとにスクールソーシャルワーカーが福祉関連機関と連携し、将来を見通して家庭教育の健全化を図ります。</p> <p>子育てや家庭学習定着等に関する「学びの未来応援家庭教育講座」の開催により、家庭教育の啓発を行うとともに保護者同士の交流を図り、児童・生徒の養育環境の改善を図ります。</p> <p><各年度の取組></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習講座・ケース会議・家庭教育講座の推進</td> <td>取組内容の充実</td> <td>効果検証・取組の見直し</td> <td>改善施策の実施</td> </tr> </tbody> </table>			取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	学習講座・ケース会議・家庭教育講座の推進	取組内容の充実	効果検証・取組の見直し	改善施策の実施		
取組	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度										
学習講座・ケース会議・家庭教育講座の推進	取組内容の充実	効果検証・取組の見直し	改善施策の実施										
成果指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状 平成 29(2017)年度末(見込)</th> <th>平成 30(2018)年度</th> <th>平成 31(2019)年度</th> <th>平成 32(2020)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学びの未来応援学習講座受講者アンケートにおいて肯定的な回答をした生徒の割合</td> <td>65%</td> <td>70%</td> <td>75%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>			成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	学びの未来応援学習講座受講者アンケートにおいて肯定的な回答をした生徒の割合	65%	70%	75%	80%
成果指標	現状 平成 29(2017)年度末(見込)	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度									
学びの未来応援学習講座受講者アンケートにおいて肯定的な回答をした生徒の割合	65%	70%	75%	80%									

※58 放課GO→：小学生が放課後等の時間、安全・安心に活動できるよう学校内で実施している居場所づくり事業。放課GO→に加え、小学校1学年から3学年で、保護者の就労などの事情で、放課後に家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として、学童クラブ事業を行っている「放課GO→クラブ」がある。

第4章

計画の推進

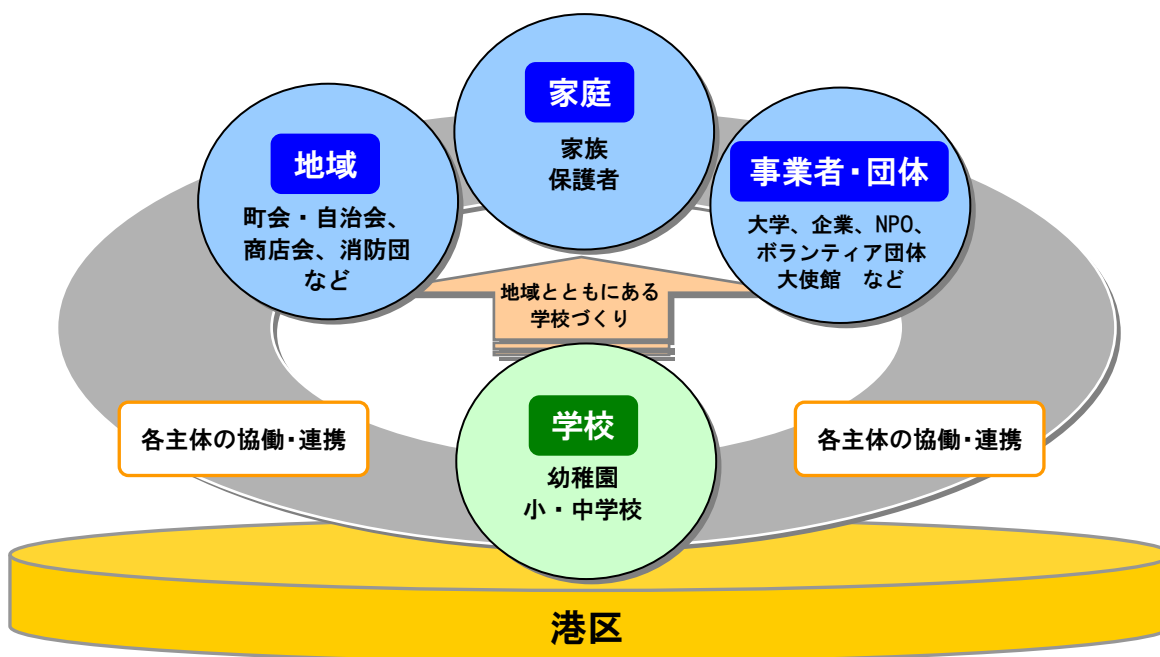
1 計画の推進体制

(1) 推進体制

港区、幼稚園、小学校、中学校、家庭、地域、事業者・団体といった多様な主体との協働・連携により、本計画に掲げる施策、事業を着実に推進します。

それぞれの主体がもつ強みを取り入れ、特色と魅力のある学校教育を展開します。

<推進のイメージ図>



(2)各主体の役割

各主体が、港区の学校教育の担い手として役割を果たしながら、協働することで、子どもの充実した学びを支える環境をつくることができます。

幼稚園・小学校・中学校

遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育むとともに、学力、体力の向上、子どもの個性と創造力を伸ばす教育を推進します。保護者や地域に信頼される、魅力ある学校教育を実現するため、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

家庭

家族とのかかわりの中で、子どもの家族への信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学ぶことや、基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせることが求められます。学校や地域と積極的にのかかわり、ともに子どもを育む視点をもつことも必要です。

地域

学校や家庭と協働して、子どもたちの健全な育成と学びを支える環境づくりが必要です。子どもたちが多様な世代と交流する機会を創出し、社会性を備えた豊かな心の育成に寄与することが求められます。

事業者・団体

専門的な知識や人材、設備などを生かして、子どもたちの社会体験や学習の場を創出することが求められます。学校、家庭、地域との交流の機会をもち、地域の一員として子どもの教育に関わることも期待されます。

港区

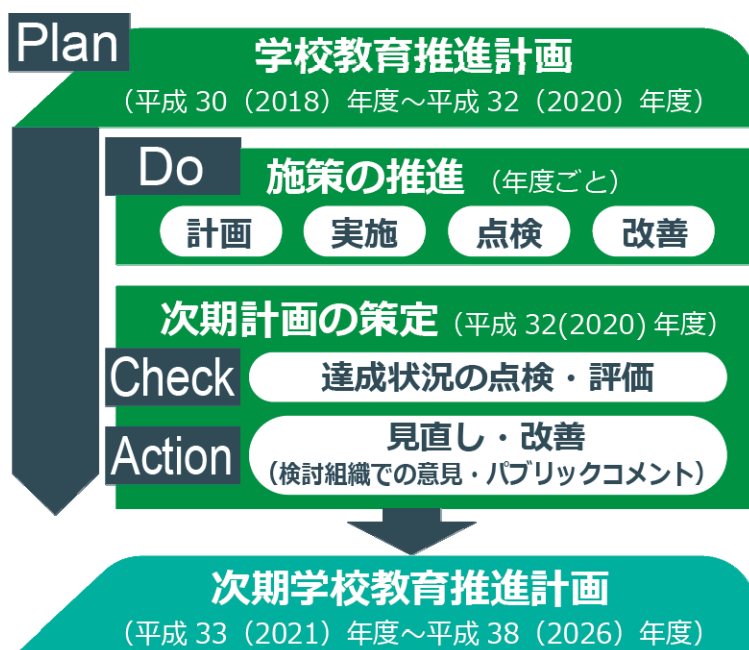
「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する」子どもを育むため、学校、家庭、地域の協働・連携を支える環境づくりを推進します。生涯学習、スポーツ、環境、防災など、子どもの健やかな成長に関わる庁内の各部局と連携し、学校教育の充実に取り組みます。

2 計画の進行管理

(1) 管理方法

本計画に計上した施策は、計画【Plan】 実行【Do】 点検・評価【Check】 見直し・改善【Action】のサイクルで着実に推進します。

計画の最終年度となる平成 32（2020）年度に、それまでの達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえ次期計画を策定します。



(2) 評価方法

本計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的に行います。

【行政による評価】

① 事業所管課による進捗・目標達成度評価 [毎年度実施]

本計画に掲げる全事業について、取組状況や成果指標の達成状況、課題等を各事業推進課において評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的に実施します。

② 事務事業評価 [毎年度実施]

各事務事業の必要性、効果性、実施手法の効率性等について評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的として実施します。

③ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 [毎年度実施]

本計画に計上している事業について、取組状況及びその成果を学識経験者の専門的な視点で点検及び評価し、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に実施します。

④ 政策評価 [3年ごとに実施]

港区基本計画に掲げる施策の実施状況や効果等について、学識経験者の専門的な視点や区民の視点から政策の達成度を評価するとともに、各種施策について今後の方向性を明らかにすることを目的として実施します。

【区民等の意見】

① みなとタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織からの意見、提言

② 区民を対象としたアンケート調査

3年に1回程度、港区の教育施策や学校における取組への満足度や、学校への期待・要望等について調査を行います。

資料編

1 教育ビジョン策定の背景

(1) 港区におけるこれまでの取組

- 「港区教育振興プラン」に基づく学校教育・生涯学習の充実に取り組んできました。
- 区役所・支所改革を契機に区・教育委員会・学校・地域等の横断的な取組が活発化しています。

(2) 社会の変化と教育の課題

- 家庭を取り巻く環境の変化や、学校でのいじめの増加・質の変化が深刻な課題となっています。
- 国により「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策推進法」施行等の取組がされています。

(3) 港区の教育を取り巻く状況と課題

- 人口増加、グローバル化の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催、子ども・子育て支援新制度や新たな地方教育行政制度の開始

2 教育ビジョンの目的と位置付け

(1) 策定の目的

- 教育を取り巻く環境の変化に対応し、様々な取組を柔軟・的確に変革していくための根幹となる理念が必要です。
- これまでの取組や成果を踏まえ、港区が目指す教育の基本理念、目指す人間像、取組の方向性を示します。
- 多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、港区の教育の方向性を明確にします。

(2) 教育ビジョンの位置付け

- 平成27年度から平成36年度までの10年間。
- 教育基本法に基づく港区の「教育振興基本計画」。
- 港区基本構想を踏まえ、港区基本計画・港区実施計画と整合性を図ります。

3 港区が目指すこれからの教育

(1) 基本理念

すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす



(2) 目指す人間像

生涯を通じて夢と生きがいをもち、
自ら学び、考え、行動し、
未来を創造する人

【個人として】

- 夢と生きがいをもち、生涯を通じ自ら学び、個性を伸ばし、行動する人
- 自立心と責任感のある人
- 郷土への誇りと愛着をもつ人

【他者との関わりにおいて】

- 他者への思いやりや他者との絆を大切に人
- 国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いを尊重する人
- 他者と協調し、未来を創造する人

【社会との関わりにおいて】

- 地域の一員として、社会に関わり、ともに生きる人
- 多くの世代と交流し、協働して社会に貢献する人
- 国際的視野をもって行動し、世界をリードする人

4 港区の教育における基本的方向性

(1) 「徳」「知」「体」を育む学び

- 自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、他者を思いやる心を育成します。
- 人権教育、道徳教育を充実し、協調性や規範意識を育みます。
- 基礎学力の確実な習得、読書活動などを通じた論理的思考力の育成に取り組みます。
- 基本的な生活習慣と正しい食習慣の確立による、健康な体づくりを支援します。

(2) 生き抜く力を育む学び

- 一人ひとりの個性と能力を伸ばし、主体的に挑戦し努力する姿勢を育みます。
- 責任感のある社会人・職業人として自立できるようにする教育を推進します。
- 自ら学ぶ姿勢やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し、解決を図る力を育成します。
- 平和に関する教育、国際感覚の育成、防災教育、環境教育、ICT教育を推進します。

(3) 生涯を通じた学び

- 豊かな環境や人材など、港区の強みを生かした幅広い学びの機会の充実を図ります。
- 自らの基盤を固める「学び直し」、自らを高める学び、人生の豊かさを支える学びを支援します。
- 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを通じて人が支えあう地域づくりに取り組みます。

(4) 地域社会で支えあう学び

- 区民が相互に学びあい、支えあう環境として、生涯学習施設や図書館などを活用したネットワークづくりを進めます。
- 行政や学校だけではなく、区民をはじめとした多様な人や組織との協働による教育環境の一層の充実を図ります。

(5) つながり、伝え、循環する学び

- 一人ひとりが学びをきっかけに地域に参加し、習得した知識や経験を地域社会に還元する「学びの循環」によって、活力ある地域コミュニティが形成されます。
- 学びを通して人と人、人と地域がつながり、「学びの循環」を一層広げていく取組を推進します。

5 教育ビジョンの実現に向けて

(1) 教育行政における個別計画による取組

○教育行政における各個別計画に基づき、具体的な取組を推進します。

○ 港区学校教育推進計画

○ 港区立図書館サービス推進計画

○ 港区生涯学習推進計画

○ 港区子ども読書活動推進計画

○ 港区スポーツ推進計画

○子育てや福祉、保健衛生、環境、防災など、区の関係部署が策定する個別計画との連携によって取組を推進します。

(2) 学校、家庭、地域、事業者等との協働

学校、家庭、地域、事業者など多様な主体が、港区における教育の担い手として協働することで、区民一人ひとりの学びを支える教育環境を構築することができます。

主体	期待される役割
学校 幼稚園、小・中学校 児童福祉施設 保育所、児童館、 子ども中高生プラザ など	○子どもの個性と創造力を伸ばす教育、幼小中の一貫教育、保幼小の連携した教育を推進します。 ○遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育み、子どもの自主性を尊重した学力、体力の向上を図ります。 ○地域に開かれた学校、児童福祉施設の環境づくりに取り組み、多様な主体との協働による教育を推進します。
家庭 家族、保護者 など	○家族との関わりの中で、信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学びます。 ○子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせます。 ○子どもとともに成長するよう、子育てを通して様々なことを経験します。
地域 町会・自治会、 商店会、消防団 など	○学校や家庭と協働して、子どもたちの教育環境を整えます。 ○多世代での交流を進め、ともに学ぶ機会を創出します。 ○行政と協働して、多くの人の学びの成果が生きる地域社会をつくれます。
事業者・団体 大学、企業、NPO、 ボランティア団体、 大使館 など	○行政や区民と協働して、積極的に地域の教育に関わります。 ○専門的な知識や設備を生かして、学校や地域に学習の機会を提供します。 ○ワーク・ライフ・バランスの取組を通じて、従業員の学びの機会の創出・拡充を図ります。

港区学校教育推進計画改定方針(平成 29 年6月 13 日 教育委員会決定)**1 学校教育を取り巻く現状****(1) 国等の状況**

情報化・グローバル化の進展や人工知能(AI)の進化など、変化が激しく将来の予測が難しい社会状況の中、子どもたちが未来を創り出すために必要な資質や能力を育むため、国は、平成 29 年3月、小・中学校の学習指導要領を改訂し、小学校においては平成 32 年度、中学校においては平成 33 年度から全面実施することとしました。次期学習指導要領が目指す基本的な方向性として、社会に開かれた教育課程の実現により、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ることとされ、小学校5、6年の英語の正式教科化や小学校でのプログラミング教育の必修化、小・中学校の全教科での「主体的・対話的で深い学び」の実現など、新しい時代にふさわしい学校教育のあり方が示されました。

平成 27 年 12 月、中央教育審議会は、学校と地域の連携・協働を一層推進していくため、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すべきとする答申をまとめました。この答申を受け、平成 29 年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。

中央教育審議会はまた、平成 27 年 12 月の答申において、学校の組織としてのあり方や業務のあり方を見直し、学校の機能を強化していく「チームとしての学校」の体制を整備していくことが必要であるとしています。

東京都においては、平成 29 年1月、東京都教育施策大綱を策定しました。「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」を目指すべき子どもたちの姿として掲げ、「新しい価値を創造する力を育む教育の推進」や「世界で活躍できる人材の育成」などを教育施策における重要事項として位置付けています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、同大綱の中で、体力の向上や国際理解の深化、ボランティア活動への参加意欲の醸成、障害者理解の促進など、都内の全学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進するとしています。

(2) 港区の状況

区は、「港区教育ビジョン」を踏まえ平成 27 年2月に策定した「港区学校教育推進計画」に基づき、先進的な教育施策を推進しています。

平成 27 年4月、港区で2校目となる小中一貫教育校「白金の丘学園」を開校するとともに、全アカデミー(※)で幼・小中一貫教育を開始しました。

平成 29 年4月からは、これまでの東町小学校に加え、新たに南山小学校で国際学級を開設したほか、子どもたちの家庭の状況等に応じて悩みや課題を解決し、学習等の支援を行っていき「学びの未来応援施策」を展開しています。

区の人口は、子育て世代をはじめ大きく増加しており、平成 29 年2月には、昭和 38 年以来 54 年ぶりに 25 万人を突破しました。今後も毎年5千人程度増加し、平成 40 年には約 30 万9千人となる見通しです。

年少人口についても、平成 29 年3月の約3万2千人から、毎年1千人程度の増加傾向が続く見通しです。平成 36 年には4万人を突破し、平成 40 年には約4万4千人となることが見込まれており、区立小・中学校では、児童数・学級数の増加に対応した施設整備や教育の質の確保に取り組んでいます。

2 学校教育推進計画改定の方向性

学校教育推進計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間の計画とし、中間年となる平成29年度に、後期3年に該当する平成30年度から平成32年度の計画について改定することとしています。

改定に当たっては、現行計画に掲げる目指すべき子どもの姿「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」及び4つの基本目標「1 「徳」「知」「体」を育む学び」、「2 生き抜く力を育む学び」、「3 地域社会で支えあう学び」、「4 学びを支える教育環境の充実」を継承します。

現行計画における10施策30事業については、区のこれまでの取組の成果と教育環境の変化に伴う新たな課題、区民アンケートの結果等を踏まえ、「教育の港区」として学校教育をさらに充実・発展させるため、以下の方向性のもと内容を見直します。

1 自ら学び、考え、行動する子どもを育成するため、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。

- 自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組めます。いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育を推進します。学校図書館の機能の充実にを図り、子どもの豊かな感性を伸ばす読書活動を支援します。
- 基礎的・基本的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組めます。学習指導要領等の改訂を踏まえるとともに、港区の特性を生かした授業を展開し、子どもたちの知的好奇心を高め、自ら意欲的に学ぶ姿勢を育みます。
- 子どもたち一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援します。食育や学校保健のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身につけるための教育に取り組めます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組を推進します。子どもたちの障害者理解の促進やボランティア精神の育成に取り組めます。

2 子どもたちの個性と能力を伸ばし、一人ひとりが夢と希望を持ち、未来を切り拓いて生き抜いていく力を育成します。

- 共生社会の実現に向けて、どの子どももともに学ぶ環境づくりに取り組むとともに、特別支援教育をはじめとした、障害の特性や程度、発達状況等に応じた相談体制、関係機関と連携した支援体制の充実に図ります。
- 港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミーごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進します。
- 英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした国際理解教育を推進するとともに、国際学級や日本語指導など外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材の育成に取り組めます。
- ICTの活用による子どもの情報活用能力の育成と学力向上に取り組めます。郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境などに関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進します。

3 家庭や地域との連携、企業や大学等の多様な主体との協働により、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します。

- 区民の学校教育への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子について、保護者や地域に積極的に発信するなど、開かれた学校づくりを一層推進します。
- 保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、家庭や地域との連携を深め、地域が一体となって子どもの健全な育ちを支える環境づくりに取り組めます。

- 企業や大学、NPO等の団体、大使館など、港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたちの多様な学びの機会を創出します。

4 学校の教育力の向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

- 学校の教室確保のための改修や(仮称)芝浦第二小学校の整備など、幼児・児童・生徒数の増加への対応をはじめ、学校施設の老朽化等に的確に対応し、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。学校施設の安全点検、通学路点検などの安全対策に継続的に取り組み、子どもを事件・事故から守るとともに、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応など、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進します。
- 子どもたち一人ひとりが、夢と希望を持って成長していけるよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」の4本の柱による学びの未来応援施策を推進します。
- 教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実を図るため、校務の積極的な見直しや学校支援地域本部事業のさらなる充実など、教員の負担軽減に取り組みます。

3 学校教育推進計画の改定に当たって

(1) 検討体制

公募区民や学識経験者、教育関係団体の代表者、校長で構成する「学校教育推進計画検討委員会」において、学校教育に関する様々な視点から幅広い検討を行います。

また、区政全般にわたる施策の横断的な展開を図るため、区長部局を含めた関係職員(課長級)で構成する「学校教育推進計画検討会」において検討を行います。

(2) 改定スケジュール

平成 29 年 6 月	学校教育推進計画改定方針決定
平成 29 年 11 月	学校教育推進計画(素案)決定
平成 29 年 11 月～12 月	区民意見募集
平成 30 年 2 月	学校教育推進計画決定

(3) 改定計画の周知方法

区ホームページに計画全文を掲載します。

広報みなと及び教育委員会広報紙に計画改定の報告を掲載します。

1 港区学校教育推進計画検討委員会設置要綱

平成29年2月13日

28港教庶第2553号

(設置)

第1条 港区学校教育推進計画の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区学校教育推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1)港区学校教育推進計画の策定に関すること。
- (2)その他港区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって構成する。

- (1)区民(公募) 2人以内
- (2)教育・地域関係団体 3人以内
- (3)学識経験者 2人以内
- (4)区立学校(幼稚園)長 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課教育政策担当において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

2 学校教育推進計画検討委員会委員名簿

所属等	氏名
東京学芸大学 教授	◎ 古家 眞
戸板女子短期大学 学長	○ 小林 千春
区立小学校PTA連合会会長(本村小学校PTA会長)	綿谷 和宏
区立中学校PTA連合会会長(三田中学校PTA会長)	金井 由光
公募区民	福田 亜砂実
公募区民	小宮山 涼一
白金台幼稚園長	新井 智子
御成門小学校長	和田 京子
高松中学校長	劔持 利行

◎委員長 ○副委員長

3 学校教育推進計画検討委員会開催経過

開催日程	主な議事
平成 29 年7月 13 日 第1回	○計画改定スケジュールについて ○計画改定方針について ○改定計画の概要(案)について
平成 29 年8月3日 第2回	○学校教育推進計画(素案)について
平成 29 年9月5日 第3回	○学校教育推進計画(素案)について
平成 30 年1月 18 日 第4回	○パブリックコメント等の実施結果について ○学校教育推進計画(案)について

1 港区学校教育推進計画検討会設置要綱

平成29年3月24日

28港教庶第2887号

(設置)

第1条 港区学校教育推進計画の策定にあたり、区政全般に対して施策の横断的な展開を図るため、港区学校教育推進計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

(1)港区学校教育推進計画の策定に関すること。

(2)その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育委員会事務局次長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、教育委員会事務局教育政策担当課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(検討会)

第4条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、教育委員会事務局庶務課教育政策担当において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

総合支所協働推進課長

みなと保健所健康推進課長

子ども家庭支援部児童相談所設置準備担当課長

子ども家庭支援部保育課長

子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長

環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長

防災危機管理室防災課長

総務部人権・男女平等参画担当課長

教育委員会事務局庶務課長

教育委員会事務局学務課長

教育委員会事務局学校施設整備担当課長

教育委員会事務局指導室長

2 学校教育推進計画検討会委員名簿

所属	氏名
教育委員会事務局次長	◎ 新宮 弘章
教育政策担当課長	○ 藤原 仙昌
高輪協働推進課長	大澤 鉄也
健康推進課長	白井 隆司
児童相談所設置準備担当課長	保志 幸子
保育課長	山越 恒慶
子ども家庭支援センター所長	中島 由美子
地球温暖化対策担当課長	小板橋 美穂
防災課長	佐藤 博史
人権・男女平等参画担当課長	江村 信行
庶務課長	中島 博子
学務課長	山本 隆司
学校施設整備担当課長	瀧澤 真一
指導室長	松田 芳明

◎会長 ○副会長

3 学校教育推進計画検討会開催経過

開催日程	主な議事
平成 29 年8月 24 日 第1回	○計画改定スケジュールについて ○計画改定方針について ○改定計画の概要(案)について ○学校教育推進計画(素案)について
平成 29 年9月 11 日 第2回	○学校教育推進計画(素案)について
平成 30 年1月 25 日 第3回	○パブリックコメント等の実施結果について ○学校教育推進計画(案)について

1 教育委員会事務局庶務課

所属	氏名
教育政策担当係長	中林 淳一
教育政策担当係長	齊藤 和彦
教育政策担当	田邊 真

2 教育委員会事務局指導室

所属	氏名
幼児教育担当専門官	藤井 未知江
統括指導主事	小林 傑
統括指導主事	篠崎 玲子
指導主事	東城 良尚
指導主事	下橋 良平
指導主事	東島 正和
指導主事	東條 友美
指導主事	篠原 優子

1 港区立幼稚園

幼稚園名	所在地
赤羽幼稚園	三田 1-4-52
芝浦幼稚園	芝浦 4-8-18
高輪幼稚園	高輪 2-12-31
白金台幼稚園	白金台 3-7-1
三光幼稚園	白金 3-13-8
港南幼稚園	港南 4-3-27
麻布幼稚園	麻布台 1-5-15
南山幼稚園	元麻布 3-8-15
本村幼稚園	南麻布 3-9-33
中之町幼稚園	赤坂 9-7-8
青南幼稚園	南青山 4-18-17
にじのはし幼稚園	台場 1-1-5

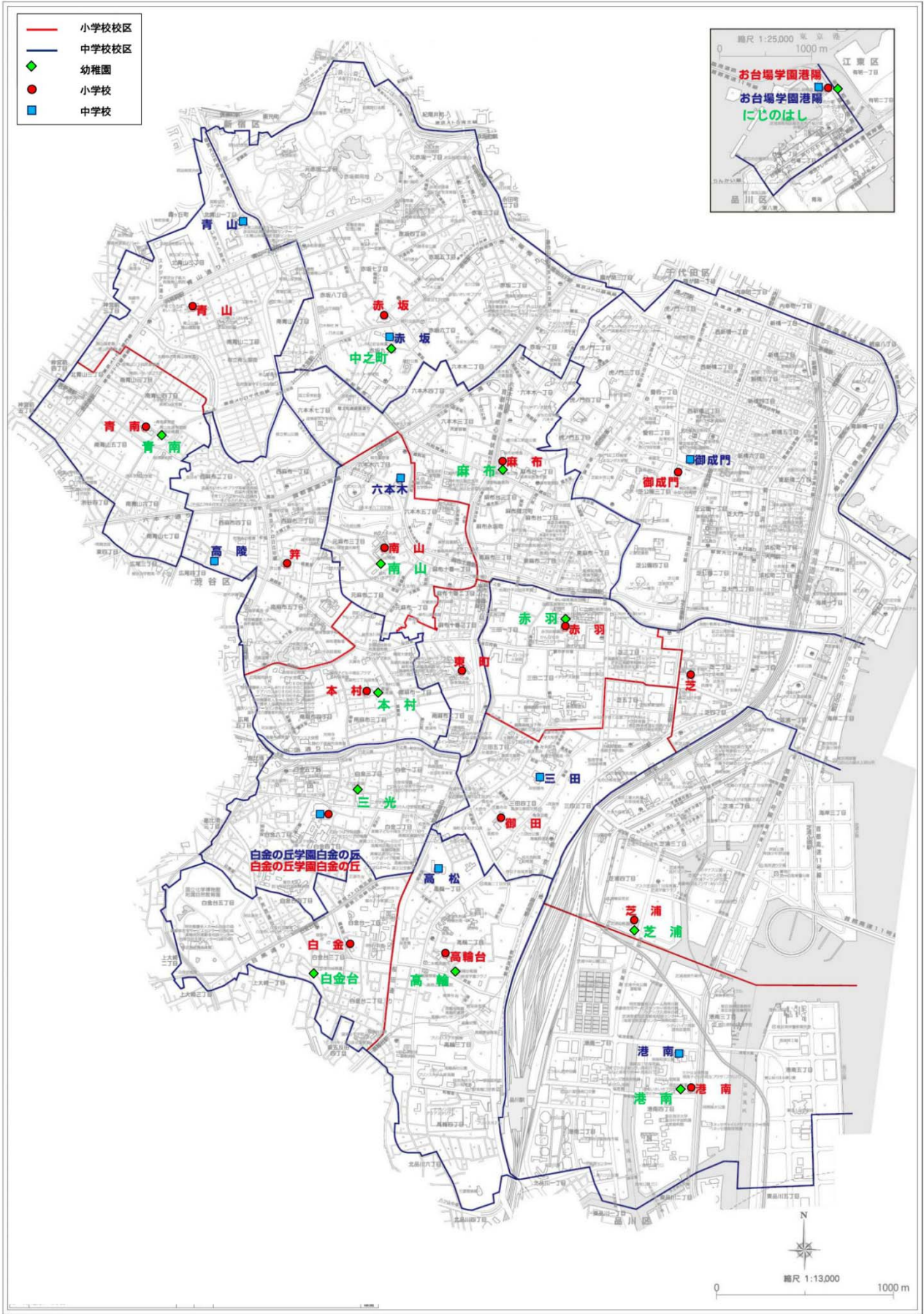
2 港区立小学校

小学校名	所在地
御成門小学校	芝公園 3-2-4
芝小学校	芝 2-21-3
赤羽小学校	三田 1-4-52
芝浦小学校	芝浦 4-8-18
御田小学校	三田 4-11-38
高輪台小学校	高輪 2-8-24
白金小学校	白金台 1-4-26
港南小学校	港南 4-3-28
麻布小学校	麻布台 1-5-15
南山小学校	元麻布 3-8-15
本村小学校	南麻布 3-9-33
筭小学校	西麻布 3-11-16
東町小学校	南麻布 1-8-11
赤坂小学校	赤坂 8-13-29
青山小学校	南青山 2-21-2
青南小学校	南青山 4-21-15
お台場学園 港陽小学校	台場 1-1-5
白金の丘学園 白金の丘小学校	白金 4-1-12

3 港区立中学校

中学校名	所在地
御成門中学校	西新橋 3-25-30
三田中学校	三田 4-13-13
高松中学校	高輪 1-16-25
港南中学校	港南 4-3-3
白金の丘学園 白金の丘中学校	白金 4-1-12
六本木中学校	六本木 6-8-16
高陵中学校	西麻布 4-14-8
赤坂中学校	赤坂 9-2-3
青山中学校	北青山 1-1-9
お台場学園 港陽中学校	台場 1-1-5

<港区立幼稚園、小・中学校配置図>



資料編

資料7 アンケート結果の概要

1 調査の名称

港区学校教育推進計画・港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向けたアンケート調査

2 調査対象・発送数

平成29年5月1日現在で住民基本台帳から抽出した満2～15歳の子どもを持つ保護者
合計3,000人

3 調査時期

平成29年5月19日から平成29年6月2日まで

4 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施(督促状を1回送付)

5 回収率

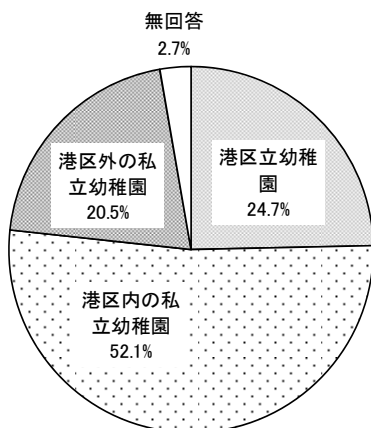
	発送数	回収数	回収率
満2～5歳	500件	218件	43.6%
満6～11歳	1,500件	656件	43.7%
満12～15歳	1,000件	405件	40.5%

6 結果の概要

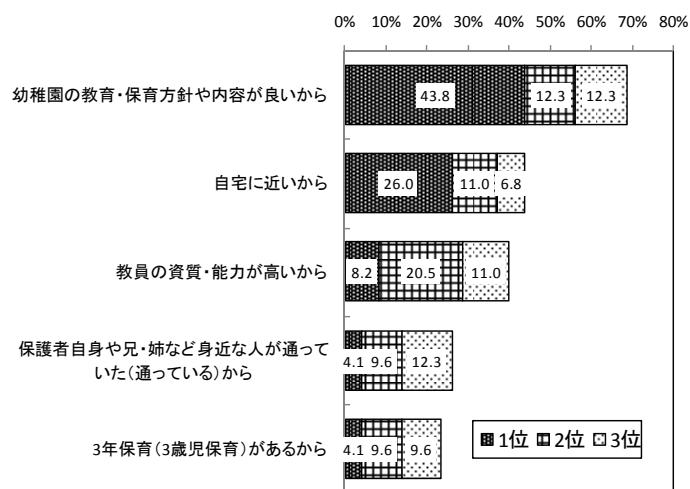
(1) 満2歳～5歳児保護者アンケート

現在通っている幼稚園はどこか

N=73

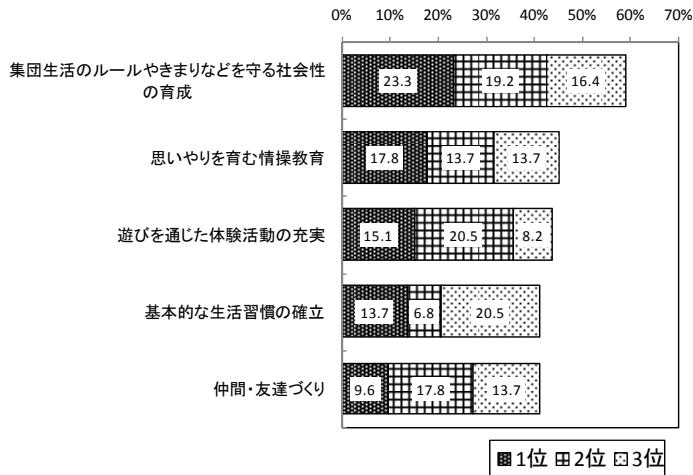


その幼稚園を選んだ理由



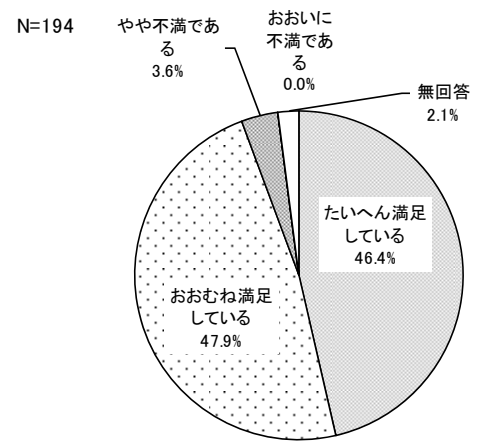
注) 1～3位の合計値上位5位まで抜粋

幼稚園に求めること

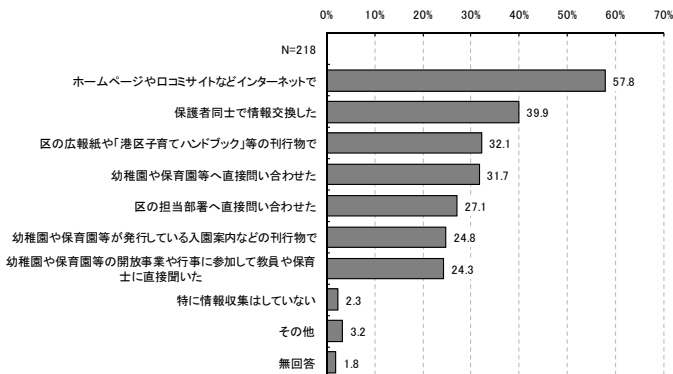


注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

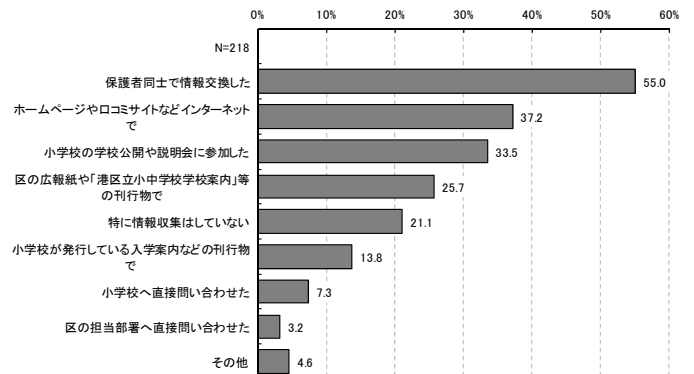
通っている幼稚園等に満足しているか



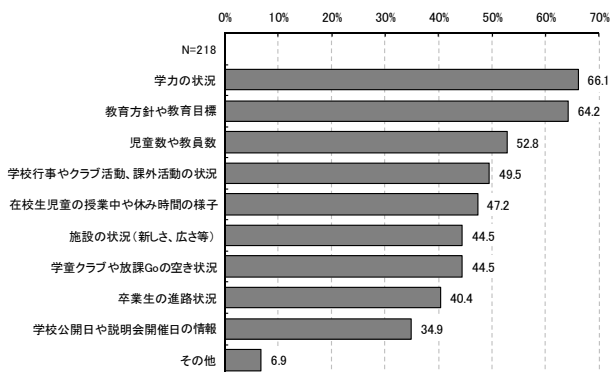
幼稚園等の情報の入手方法



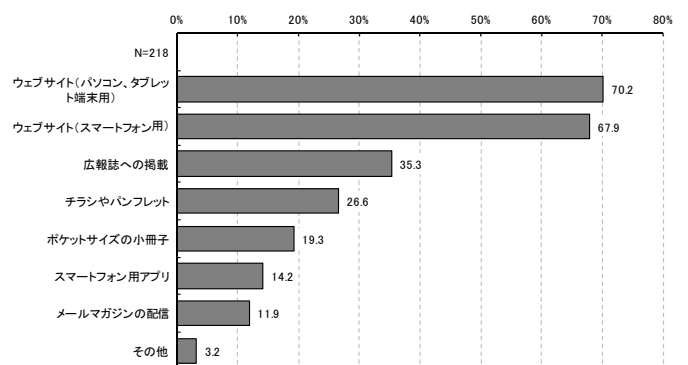
小学校の情報の収集方法



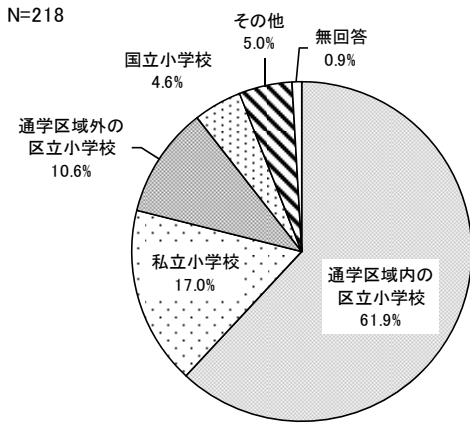
小学校入学に向けて必要な情報



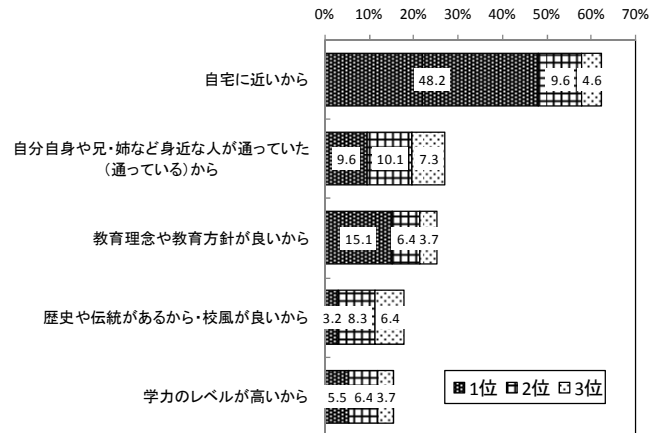
情報入手に便利だと思う形式・媒体



将来、通わせたい小学校

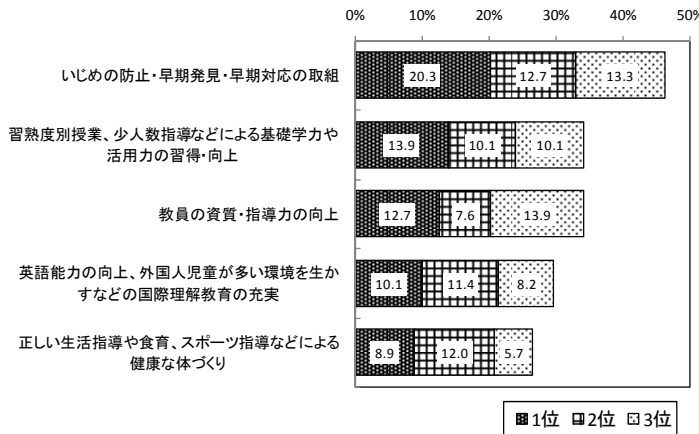


その小学校に通わせたい理由



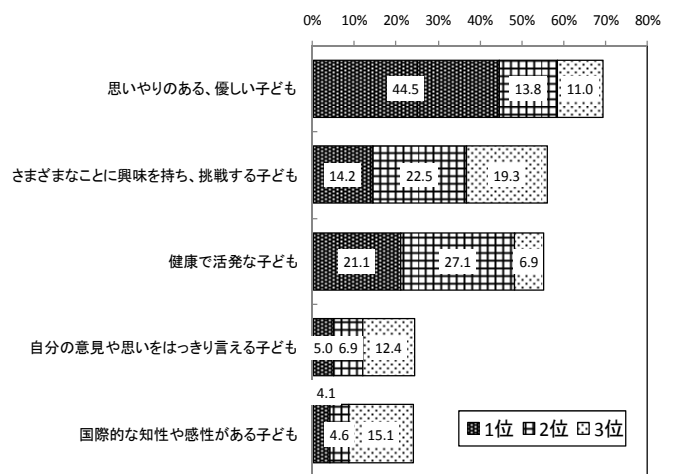
注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

区立小学校に期待すること



注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

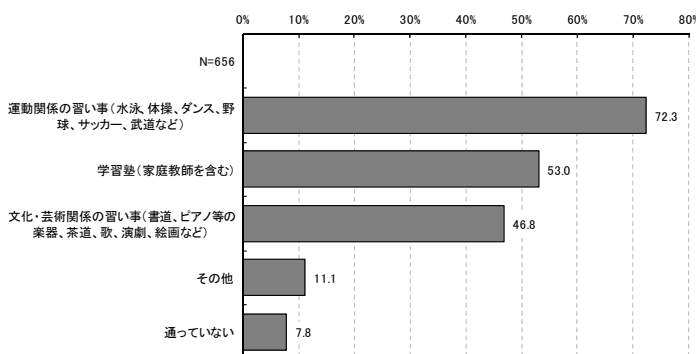
子どもがどのように育ってほしいか



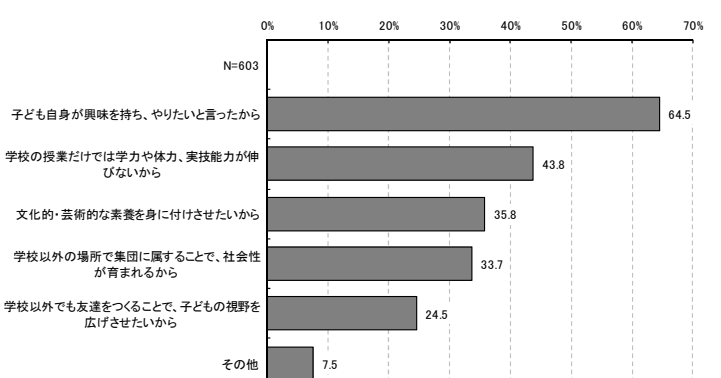
注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

(2) 満6歳~11歳児保護者アンケート

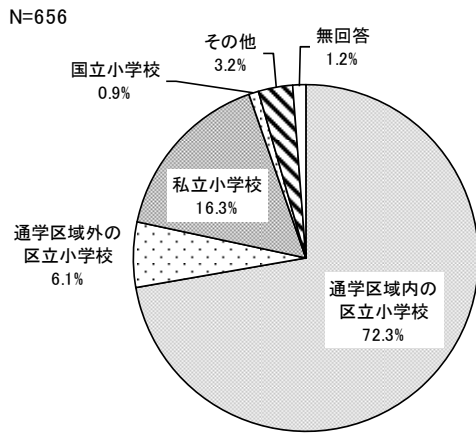
学習塾や習い事に通っているか



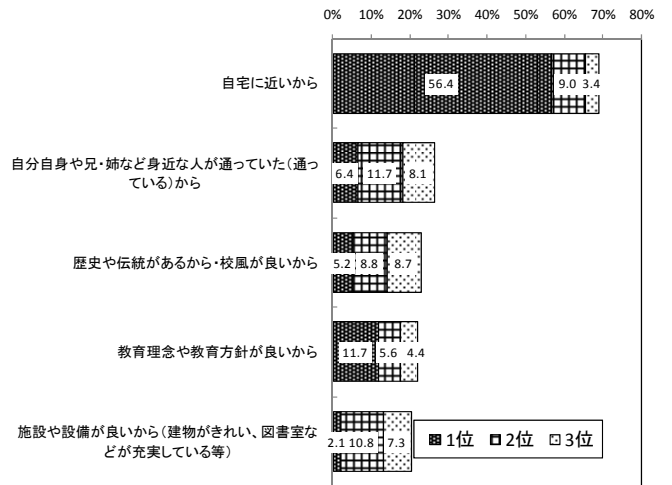
学習塾や習い事に通っている理由



通っている小学校

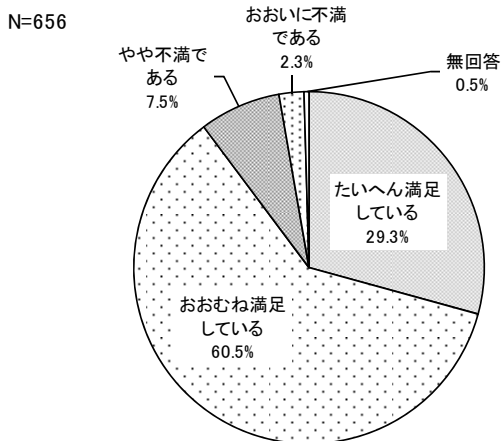


その小学校を選んだ理由

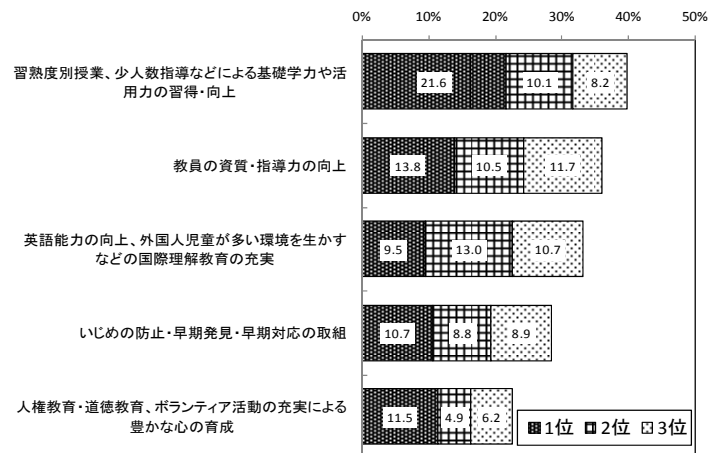


注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

今の小学校に満足しているか

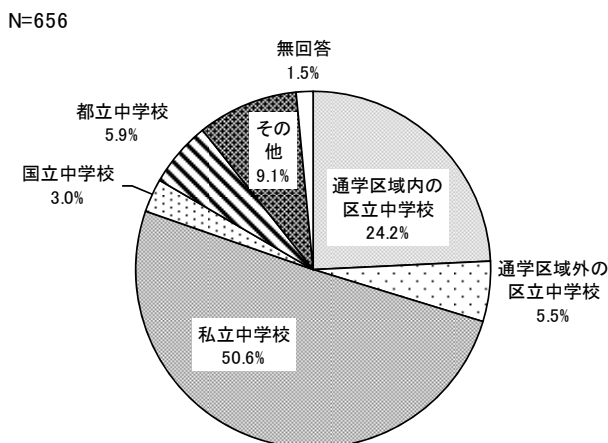


今後、区立小学校に充実を希望すること

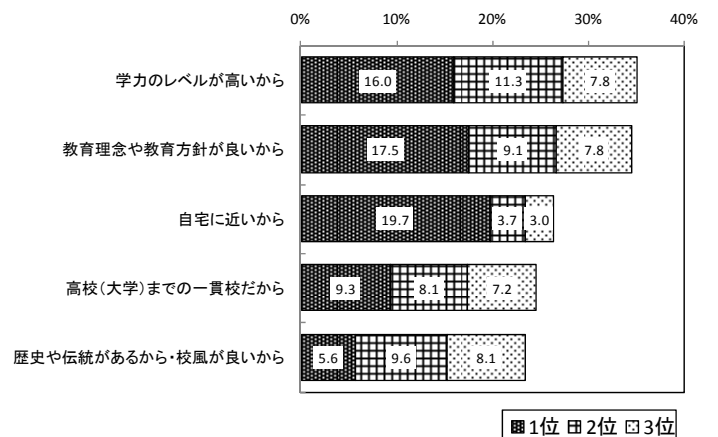


注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

将来、通わせたい中学校

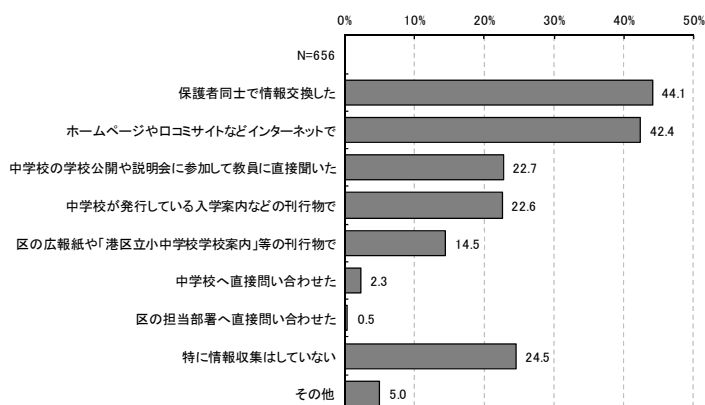


その中学校に通わせたい理由

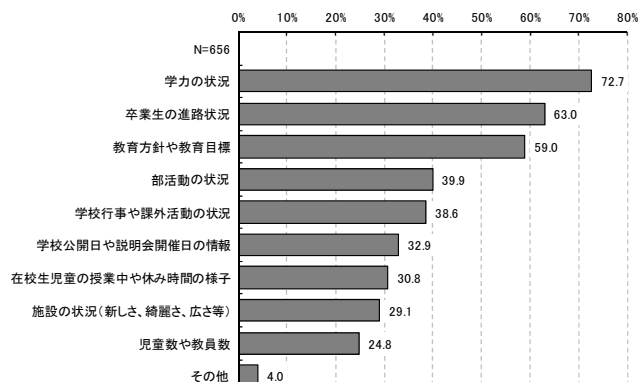


注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

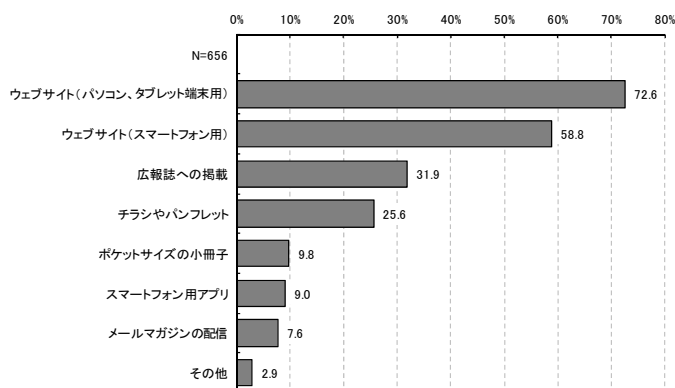
中学校の情報の収集方法



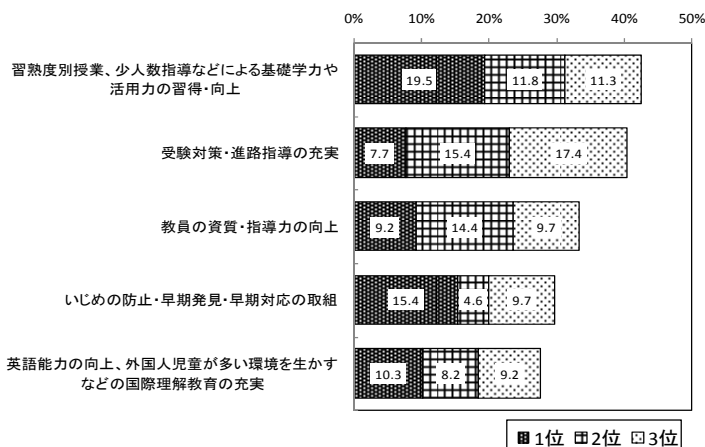
中学校入学に向けて必要な情報



情報入手に便利だと思う形式・媒体

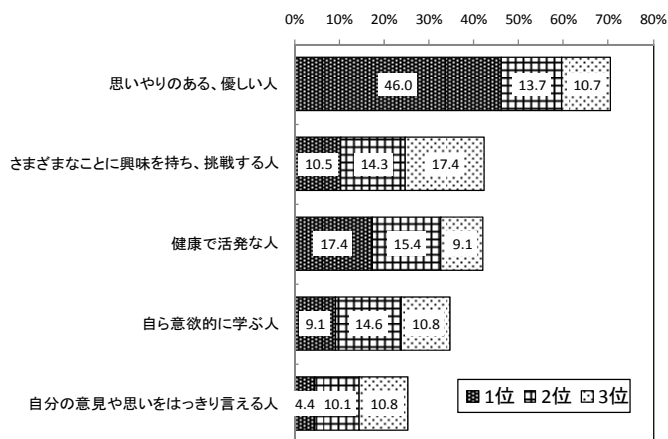


区立中学校に期待すること



注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

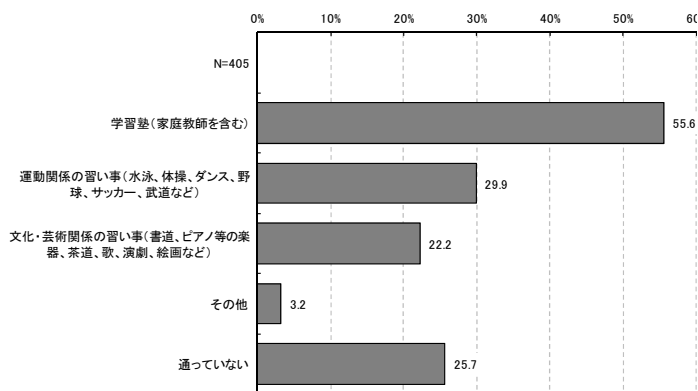
子どもにどのように育てほしいか



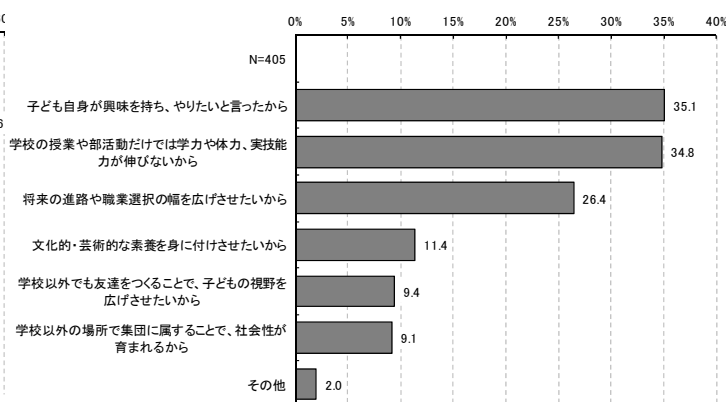
注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

(3) 満12歳～15歳児保護者アンケート

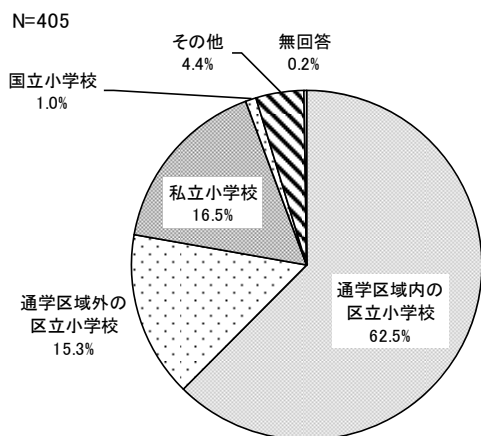
学習塾や習い事に通っているか



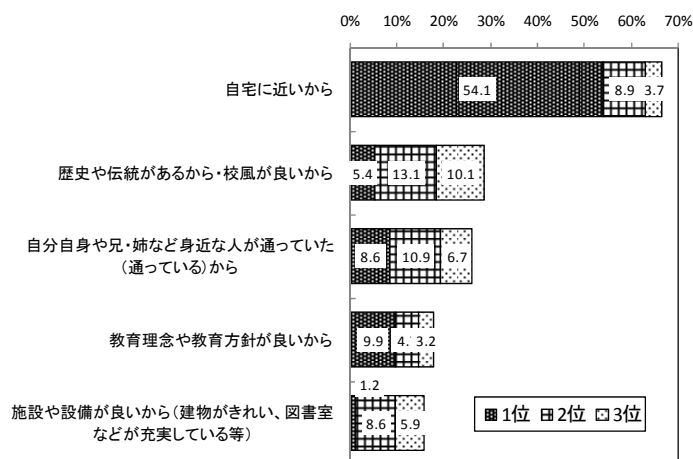
学習塾や習い事に通っている理由



卒業した小学校

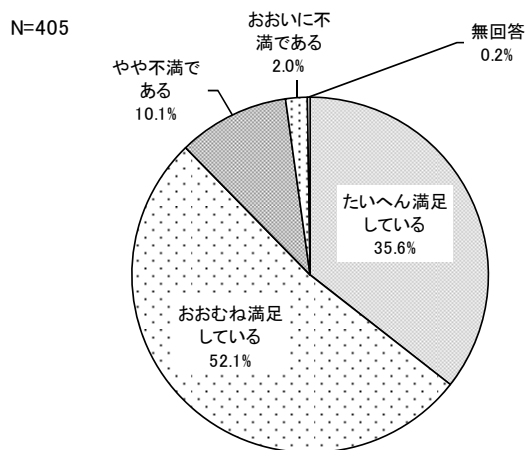


その小学校を選んだ理由

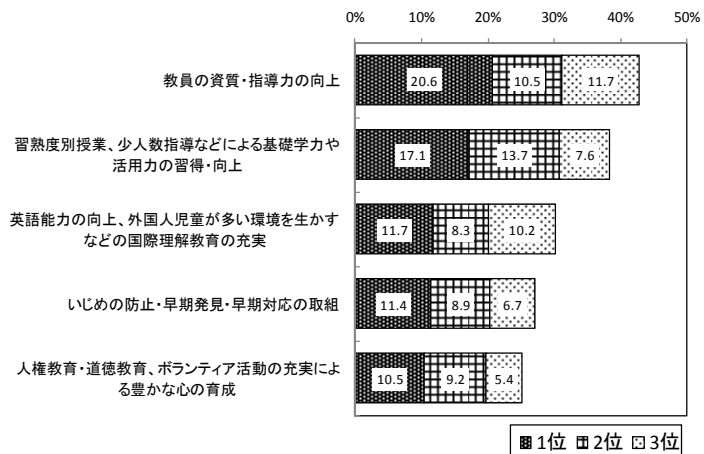


注) 1～3位の合計値上位5位まで抜粋

卒業した小学校に満足しているか

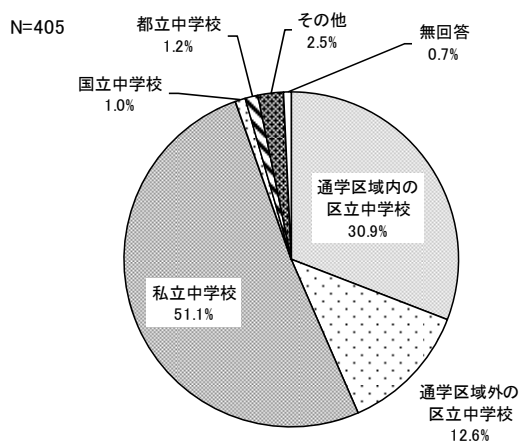


今後、区立小学校に充実を希望すること



注) 1～3位の合計値上位5位まで抜粋

通っている(通っていた)中学校



その中学校を選んだ理由

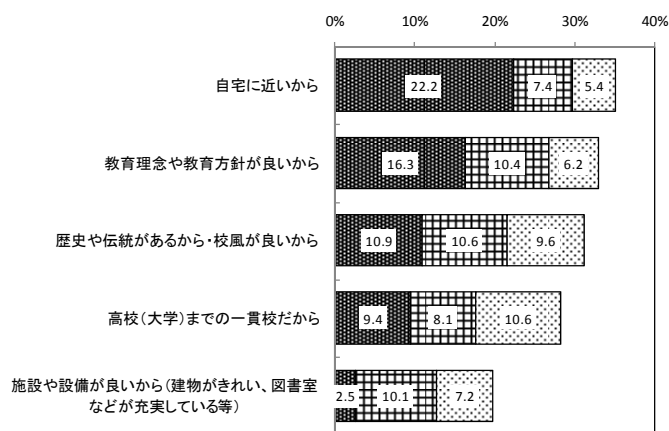
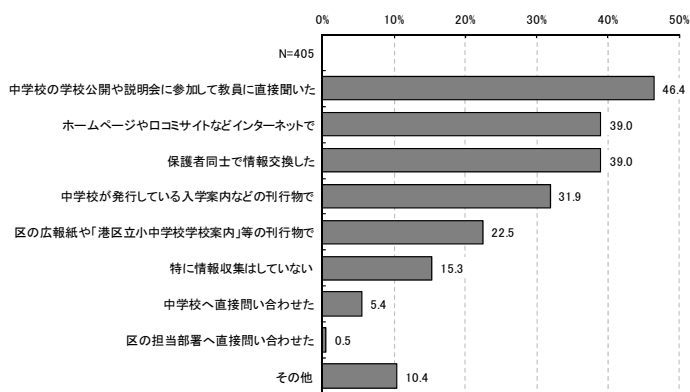


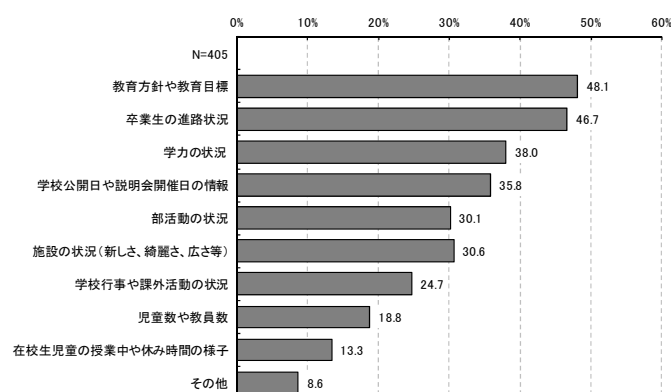
図1位 2位 3位

注) 1~3位の合計値上位5位まで抜粋

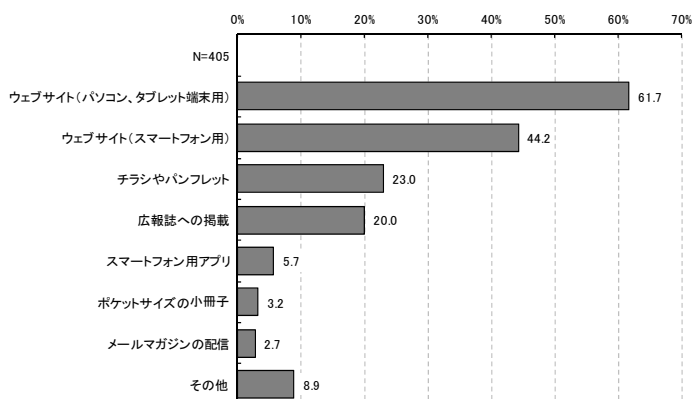
中学校の情報の収集方法



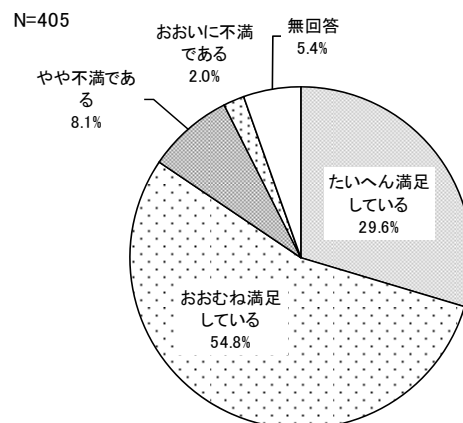
中学校選択・入学に必要とした情報



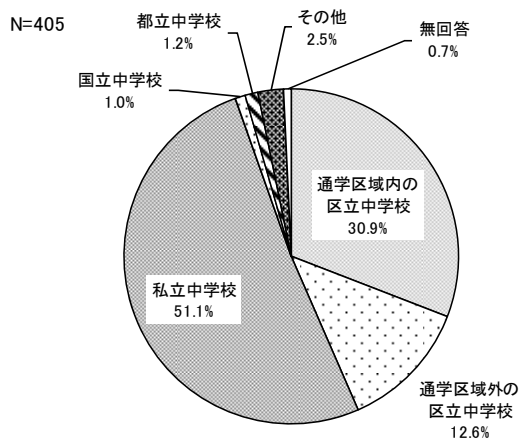
情報入手に便利だと思った形式・媒体



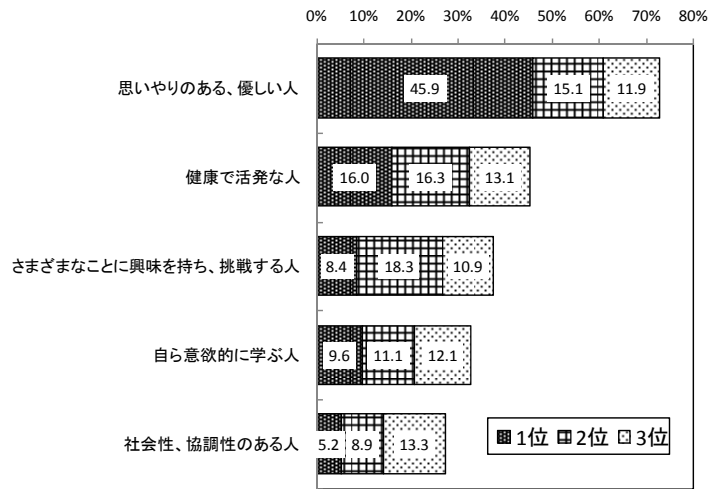
今の又は卒業した中学校に満足しているか



今後、区立中学校に充実を希望すること



子どもにどのように育ってほしいか



区の木



ハナミズキ

■ミズキ科

北米原産 外来種

落葉広葉樹

区の花

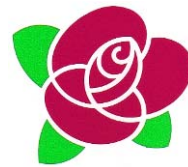


アジサイ

■ユキノシタ科

日本（関東南部）原産

落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ

■バラ科

日本、中国、欧州原産

常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。

旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 29227-7511

港区学校教育推進計画

平成 30 年（2018 年）3 月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局 教育政策担当

港区芝公園一丁目 5 番 25 号

電話 03-3578-2111（代表）

